

平成 17 年度

限界集落における集落機能の実態等に関する調査

報告書

平成 18 年 3 月

目 次

調査の目的と方法	1
1. 調査の目的と枠組み	1
2. 調査の方法	3
限界集落の実態	7
1. 農業センサスからの限界集落問題への接近	7
2. 限界集落の存在状況と自治体の支援方策の現状	38
3. 島根県出雲市における限界集落の実態と機能維持の方向性	54
4. 山口県錦町での小規模集落及び消滅集落の現状と自治体の対応	65
まとめと今後の検討方向	87
1. 調査結果のまとめ	87
2. 今後の政策課題	89
参考資料	97

本書は、平成 17 年度に財団法人農村開発企画委員会が農林水産省農村振興局より受託・実施した「限界集落における集落機能の実態等に関する調査」の成果をとりまとめたものである。

本調査は、関連する分野の専門家と本財団担当者から構成される次のような体制で実施した。また、本報告の執筆分担は以下の通りである。

推進体制

	氏 名	所 属 ・ 職 名
検討委員	小田切 徳 美	東京大学大学院農学生命科学研究科・助教授
	橋 口 卓 也	明治大学農学部・講師
	笠 松 浩 樹	島根県中山間地域研究センター・主任研究員
	野 村 悟 治	山口県農業試験場企画普及部・主任
財団担当	松 村 洋 夫	財団法人農村開発企画委員会・主任研究員
	林 賢 一	財団法人農村開発企画委員会・研究員

報告書執筆分担

氏 名	担当部分
林 賢 一	、 - 2、 - 1
橋 口 卓 也	- 1
笠 松 浩 樹	- 3
野 村 悟 治	- 4
小田切 徳 美	- 2

本調査を進めるにあたって終始ご指導いただき、調査の実施・とりまとめにご尽力いただいた検討委員の先生方、現地調査の実施にあたって多大なご協力をいただいた島根県出雲市佐田支所、山口県岩国農林事務所錦支所および錦町役場の方々、また、快く調査に応じてくださった事例地域の多くの住民の方々に、ここに改めて感謝の意を表すものである。

平成 18 年 3 月

財団法人 農村開発企画委員会

調査の目的と方法

1. 調査の目的と枠組み

(1) 調査の背景と目的

近年の農山村地域における人口の過疎化・高齢化の進行は、地域における集落機能や社会活動の低下をまねき、特に存続が危ぶまれるような限界集落¹⁾については、集落機能の著しい低下や、農地・山林などの地域資源管理の問題が深刻化している。そうした地域では今後、農業・農村の多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念され、地域資源保全・国土形成計画の視点からもその対策を検討することは重要であると思われる。

国土交通省における新たな国土計画の検討の中でも、集落の存続条件や消滅の可能性が論じられると同時に、「森林・農地の国民的経営（多様な主体の参画による森林・農地の管理）の推進」「人口減少に対応したより低投入な国土管理への移行」等が課題としてあげられており、集落の衰退がおよぼす農地・林地などの地域資源保全への影響が指摘されている²⁾。

以上のことから本調査では、こうした限界集落等における集落機能や地域資源管理の実態、地方自治体における限界集落への対応、集落の衰退・消滅が地域資源保全に及ぼす影響等について把握し、限界集落への対応のあり方や集落機能の維持・再生方策、限界集落や消滅集落における地域資源管理の方策について検討することを目的とする。

(2) 調査の枠組み

前項の目的をふまえ、本調査では以下のような枠組みを設定した。また、これに基づく作業フローを図 - 1 - 1 に示す。

a. 限界集落等における集落機能や地域資源管理の実態調査

農林業センサスにみる集落規模（農家数、総戸数等）と集落活動（寄合い、農林地・道路・用水路の管理等）との関連の整理、その経年変化など、データ分析による集落の動向と集落活動の実態を明らかにするとともに、限界集落や今後限界集落となる恐れのある小規模集落において現地調査を実施することで、限界集落等における集落活動・機能の低下の実態や、地域資源管理の状況について明らかにする。

b. 地方自治体における限界集落等への対応等に関する調査

限界集落等における集落機能の維持や地域資源管理のあり方に関する市町村等の見解（農林地管理の対応、集落存続のための対応）や取組み事例について調査する。また市町村合併

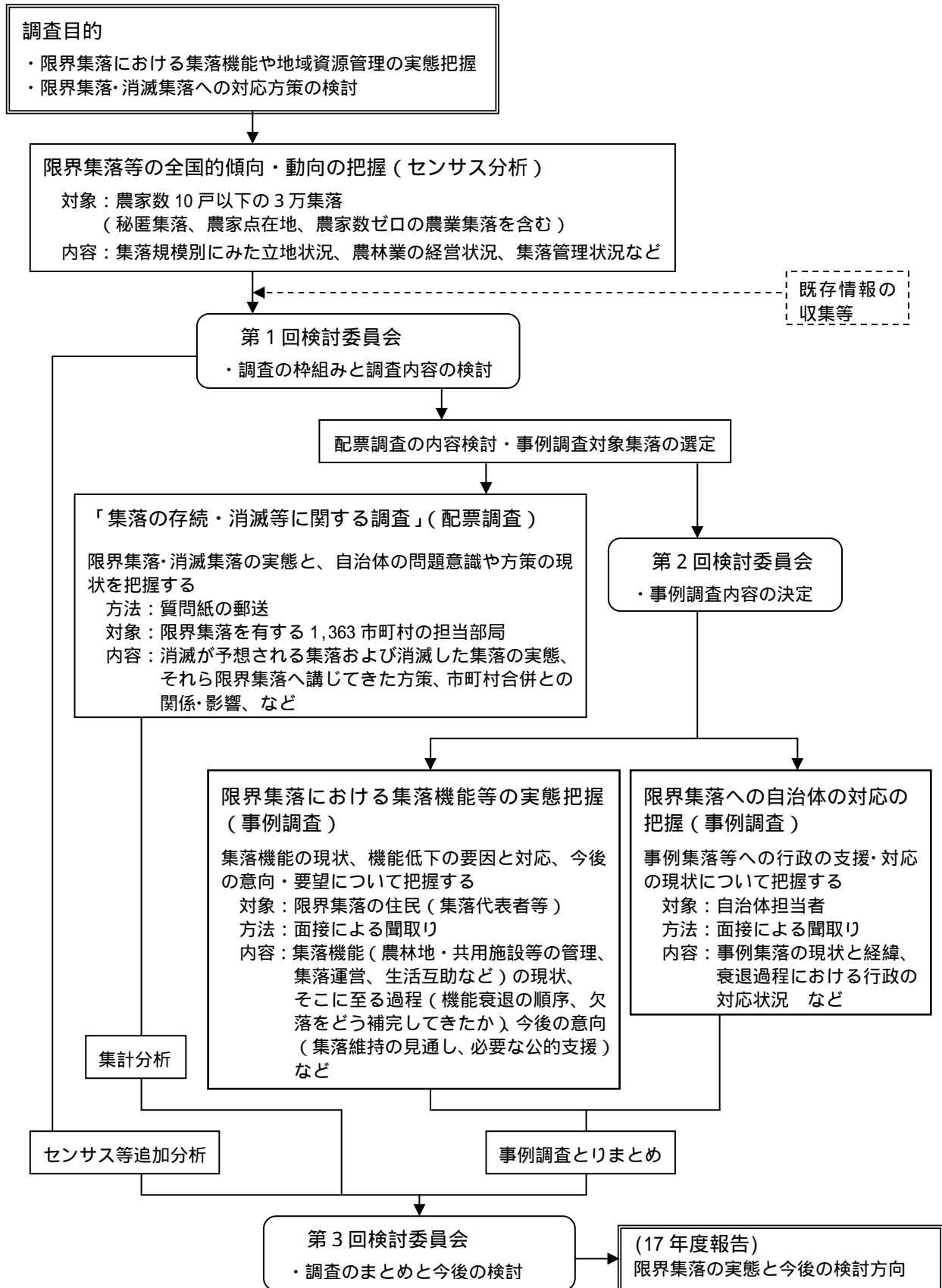


図 - 1 - 1 本調査の作業フロー

が集落機能等に及ぼす影響（行政が代替してきた集落機能への影響、合併による周縁部集落の変化等）についても把握する。

c．集落衰退が地域資源保全に及ぼす影響等の分析

a 及び b の調査や農林業センサス分析等の結果をもとに、集落の衰退と集落機能低下、地域資源保全との関連（衰退過程と機能低下の順序、農林地管理の可能性）、今後の集落の衰退・消滅が地域資源保全に及ぼす影響等について分析を行う。

d．限界集落等における集落機能の維持・再生方策や地域資源管理方策についての検討

以上の結果を踏まえ、限界集落等への対応のあり方（消滅集落となる条件の見極め）、集落機能の維持・再生方策（衰退する集落の地域資源管理への対応）、限界集落や消滅集落における農林地等地域資源管理の方策（管理手法、管理主体等）について検討する。

2．調査の方法

本調査では、限界集落の実態について、統計データの分析、現地における事例調査および配票調査によるアプローチを試みた。以下、それぞれの方法について概説する。

(1) センサスデータの分析

まず農林業センサスのデータ分析により、全国的にみた小規模集落の動向や集落活動の実態について把握することを試みた。

使用したデータは、2000年世界農林業センサス農業集落カードより総農家数が10戸以下の農業集落（秘匿集落を含む）、2005年農林業センサス農山村地域調査（農業集落調査）等であり、それぞれのデータから集落の規模や立地、集落活動等の現状、それらの関連、経年変化などを分析した。

その詳細は 章1節にとりまとめる。

(2) 自治体への配票調査

全国の市町村における限界集落および消滅集落の存在状況と、各自治体の問題意識や対策の現状を把握することを目的に、調査票の郵送による配票調査を実施した。

調査対象は、限界集落および消滅集落が存在すると想定される中山間地域を有する市町村とし、2000年農林業センサスにおける農業地域類型をもとに1,363市町村を抽出、各市町村の農業・農村振興担当部局あてに調査票を配布した。

この調査では、各市町村における限界集落や消滅集落のより正確なデータを得るために、

「集落」を「市町村行政の基礎的な地域単位として採用され、住民生活においても基礎的な地域単位として機能している地域区分（集落、行政区、区など）」と定義し、通常の行政で使用しているデータをもとに回答できるよう考慮している。したがって、回答された「集落」は農林業センサスにおける「農業集落」とは必ずしも一致しない。

また、「集落の消滅」については、「様々な要因で人口・戸数が継続的に減少し、集落が無
人化・無住化すること」と定義し、「今後 10 年以内に消滅が予想される集落」(限界集落)と
「平成元年以降に消滅した集落」(消滅集落)とにわけて、それぞれの実態を訊いている。

主な設問項目は以下の通りであり、調査結果の詳細は本書 章 2 節に掲載する。

a . 市町村の集落の概況

総集落数、世帯数・高齢化率別集落数

b . 今後 10 年以内に消滅が予想される集落について

集落数、集落名称、消滅が予想される理由、世帯数・高齢化率、住民の主たる生業、
農業類型、標高、市町村役場までの距離、共同作業・祭事・寄合の実施状況、
農林地の管理状況、管理機能低下による農林地の被害・支障

c . 平成元年以降に消滅した集落について

集落名、消滅年次、消滅した理由、標高、市町村役場までの距離、農林地の管理状況、
集落消滅後の農林地の被害・支障

d . 集落の存続や定住の継続に対する支援施策について

支援施策の実施状況、市町村合併が支援施策の実施に及ぼす影響（自由記述）

(3) 限界集落等の事例調査

事例調査は、限界集落等における集落機能の現状や変化、それへの行政の対応の状況等を具体的に把握するために実施した。

調査対象としては、水田集落（耕地の概ね 7 割以上が水田である集落）、ある程度戸数のある集落（農家間のつながりが密である集落）、高齢化している集落、コミュニティ対策等に関心のある集落、を基本的な条件に抽出をすすめ、島根県出雲市の旧佐田町および山口県那珂郡錦町から対象地区を選定した。

調査は面接による聞き取りの形式をとり、当該集落の代表者および一般住民、自治体の担当者を対象に、集落機能（農林地・共用施設等の管理、集落運営、生活互助など）の現状、そこに至る過程（機能衰退の順序、欠落をどう補完してきたか）、今後の意向（集落維持の見直し、必要な公的支援）などを聞き取った。加えて既に消滅した集落の現状（住居、農林地、共同施設等の管理状況など）についても踏査している。

以上の詳細は 章 3、4 節にとりまとめる。

注

- 1) 「限界集落」という用語については、必ずしも明確な定義が確立しているとはいえないが、代表的なものとして、大野晃氏（北見工業大学教授、高知大学名誉教授）による以下の定義がある。
『65 歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落』（大野晃、2005、「限界集落 - その実態が問いかけるもの」、『農業と経済』2005 年 3 月号、5 頁、昭和堂）
- 2) 国土審議会基本政策部会報告「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」、平成 14 年 11 月
二層の広域圏の形成に資する総合的な交通体系に関する検討委員会「新しい国のかたち「二層の広域圏」を支える総合的な交通体系」最終報告、平成 17 年 5 月

限界集落の実態

1. 農業センサスからの限界集落問題への接近

(1) 農業集落の設定状況と問題点

本章では、農業センサスデータを用いて、限界集落問題への接近を試みる。まず、以下では、その前段階として、農業センサスにおける農業集落の設定状況と統計上の限界集落把握の問題点について簡単に整理する。

a. 農業センサスにおける農業集落の設定状況

まず、2000年センサス段階で、農業集落界が設定され、集落名称が与えられているものの数は、150,165であり、これが最もベースになる集落の数であると判断される。ただし、この数字には、既に農家がゼロのものも、さらに非農家を含めてゼロのものも含まれている。そこで、農業センサス定義による農家が1戸でも存在している集落数を確認すれば、144,310となっている（ただし、農家数がゼロでも非農家集団による集落営農が営まれており、農業集落調査対象となっている集落も含む）。差し引き、5,855集落は農家が無いということになる。さらに、この144,310集落については、農業集落としての機能が存在し、農業集落調査の対象となる「一般農業集落」と「農家点在地」に分けられ、農家点在地については、農業集落調査は実施されず、農家調査結果の合計値のみが公表されることになる。この一般農業集落数135,163が、いわゆる「農業集落数」として、頻繁に表に出てくる数値である。

なお、この点に関して、農家戸数規模別の農業集落数について、一般農業集落と農家点在地に分けて整理すると、表 - 1 - 1 のようになる。

表 - 1 - 1 農家戸数規模別の農業集落数（一般農業集落 + 農家点在地）

農家戸数規模	一般農業集落	農家点在地	計
4戸以下	8,251	6,892	15,143
5～9戸	21,688	1,395	23,083
10～19戸	44,402	643	45,045
20～29戸	27,962	145	28,107
30～39戸	14,543	41	14,584
40～49戸	7,625	20	7,645
50～69戸	6,598	10	6,608
70戸以上	4,094	1	4,095
計	135,163	9,147	144,310

b．統計上の限界集落把握の問題点

農業集落調査対象である一般農業集落については、非農家数も調査されているが、一方で、農家点在地については、非農家数が不明である。したがって、農家戸数も非農家数も著しく少なく限界集落的要素の強い集落だと判断される場合と、農家戸数は少ないが非農家数は多い都市的集落との判別をすることができない。また、同時に、原則として農家戸数4戸以下の集落については、データ秘匿集落となっており、一般に農業センサスから限界集落的要素の強い集落を判定することは非常に困難であると言える。

また他方、国勢調査結果の小地域統計として、国勢調査町丁・字等別集計が公表されているが、一定規模以下の町丁・字等地域については、集計結果が秘匿され、一定の規則に基づいて決定した秘匿合算地域に足し上げられている。すなわち、仮に農業センサスの集落界と、町丁・字等界が一致した場合でも、国勢調査データを使って限界集落的要素の強い集落を判定することもまた困難であると判断される。

(2) 農業センサスデータ秘匿集落データを用いた分析

a．データ秘匿集落の特徴

しかし、本調査報告においては、農林水産省統計部の配慮により、通常はデータが秘匿されている農家戸数4戸以下の集落のデータを使用することが可能となり、農家戸数がゼロとなっている集落については対象外となるものの、これまでになく限界集落問題に接近することが可能となった。例えば、先に示した表 - 1 - 1 に即して言えば、本来はデータが秘匿されている農家戸数4戸以下の集落15,143について、その半分強の8,251集落は一般農業集落扱いであり、農業集落調査結果によって、非農家数を知ることができる。これによって、農業センサスデータから限界集落的要素の強い集落の状況を知ることが、かなり可能となることが期待される。

そこでまず、以下ではデータ秘匿集落について、農家戸数と非農家戸数との関係を整理していく。表 - 1 - 2 は、総農家（販売農家＋自給的農家）戸数規模と非農家を含む総戸数規模との相関を示したものである。ここで、総戸数が不明という集落については、農業集落調査の結果が得られない農家点在地ということになる。

例えば、総農家数1～5戸の19,445集落のうち、非農家戸数が不明という集落は7,336であり、残り12,109集落については、非農家数のデータが得られ、少なくとも総戸数の絶対数という観点からは、限界的集落がどうかの判別が可能となる。さしあたり、非農家を含めた総戸数が1桁の集落を数えれば、総戸数5戸以下の1,562集落と6～9戸の3,814集落の計5,376集落ということになる。

表 - 1 - 2 総農家戸数と総戸数との相関 (1)

総農家 総戸数	5戸 以下	6～ 9戸	10～ 19戸	20～ 29戸	30～ 39戸	40～ 49戸	50～ 69戸	70戸 以上	不明	計
1～5戸	1,562	2,001	2,163	1,047	722	490	692	3,432	7,336	19,445
6～9戸		1,813	5,585	2,214	1,225	831	976	5,160	951	18,755
10～19戸			7,776	10,702	5,727	3,330	3,791	13,076	643	45,045
20～29戸				2,927	5,604	4,088	4,341	11,002	145	28,107
30～39戸					774	2,123	3,501	8,145	41	14,584
40～49戸						193	1,661	5,771	20	7,645
50～69戸							330	6,268	10	6,608
70戸以上								4,094	1	4,095
計	1,562	3,814	15,524	16,890	14,052	11,055	15,292	56,948	9,147	144,284

注) ごく一部に、農家数がゼロでも非農家集団による集落営農が営まれており、農業集落調査対象となっている集落があるが、ここでは除いているために、表 - 1 - 1の数値と若干のズレが生じている(以下の同類の表も同様)。

上記の点について、視覚的に分かりやすく表現するため、表 - 1 - 2の内容をグラフ化して示したものが、図 - 1 - 1である。

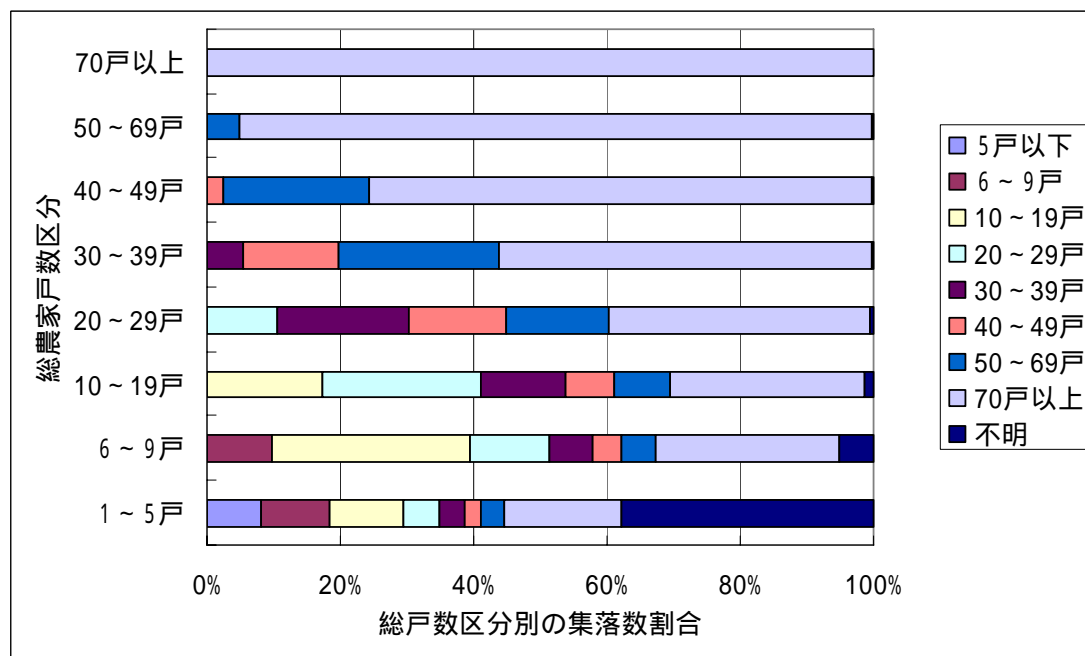


図 - 1 - 1 総農家戸数と総戸数との相関 (1)

ここで、当面、非農家戸数を含めた総戸数が1桁の集落を限界集落的要素が強いと判断して、より詳細に総農家数を1戸単位で、総農家戸数と非農家を含む総戸数規模との相関を示すと、表 - 1 - 3 のようになる。

また、併せて、前記と同様に同一データによって、表 - 1 - 3 の内容をグラフ化したものが、図 - 1 - 2 である。総農家戸数1戸の農業集落については、約70%強が総戸数区分が不明の農家点在地であることが分かるが、総農家戸数が増えるにつれてその割合は低くなり、総農家戸数2戸では5割強、総農家戸数3戸では4割弱、4戸では2割強となる。

表 - 1 - 3 総農家戸数と総戸数との相関 (2)

総戸数 総農家	5戸 以下	6～ 9戸	10～ 19戸	20～ 29戸	30～ 39戸	40～ 49戸	50～ 69戸	70戸 以上	不明	計
1戸	259	117	114	96	73	48	70	260	2,691	3,728
2戸	391	217	230	134	100	75	92	495	1,868	3,602
3戸	451	372	417	199	136	91	125	649	1,368	3,808
4戸	309	573	548	258	181	120	177	848	965	3,979
5戸	152	722	854	360	232	156	228	1,180	444	4,328
6戸		766	1,004	411	247	175	222	1,192	332	4,349
7戸		593	1,342	474	285	196	218	1,329	242	4,679
8戸		334	1,572	605	326	209	251	1,319	204	4,820
9戸		120	1,667	724	367	251	285	1,320	173	4,907
計	1,562	3,814	7,748	3,261	1,947	1,321	1,668	8,592	8,287	38,200

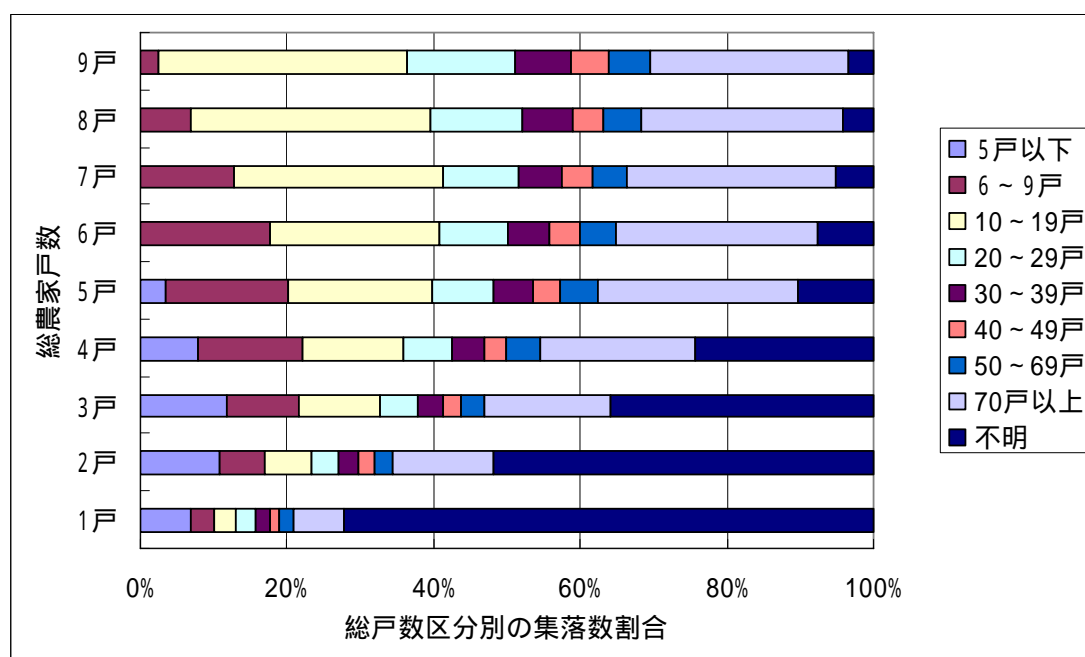


図 - 1 - 2 総農家戸数と総戸数との相関 (2)

なお、これらは、いずれも全国全体の数値である。一般的に、北海道においては、集落形成史の違い等から、農業集落の規模が小さいことが知られている。また、本調査報告の主たるテーマからして、限界的集落は、農林統計上の地域類型区分で言えば、都市的地域や平地農業地域ではなく、いわゆる中山間地域に多いということは十分に予測されることである。これらのことを鑑み、以下では、北海道と沖縄を除く都府県に地域を限定し、かつ農業地域類型区分別に、数値を整理していくことにしたい。

まず、農業地域類型区分別の総戸数9戸以下の集落における総農家戸数との相関を整理したものが、表 - 1 - 4である。

また、以下、この表 - 1 - 4の数値に基づいて、農業地域類型区分別に総戸数と総農家戸数の相関について、グラフ化していくことにする。

表 - 1 - 4 総農家戸数と総戸数との相関(3)【北海道・沖縄県を除く都府県】

総戸数 総農家		5戸以下	6～9戸	10～19戸	20～29戸	30～39戸	40～49戸	50～69戸	70戸以上	不明	計
		都市的地域	1戸	3	4	9	8	5	2	18	118
2戸	9		9	14	12	14	13	7	219	1,062	1,359
3戸	6		13	26	10	15	12	28	351	815	1,276
4戸	7		20	33	22	26	22	35	452	618	1,235
5戸	4		16	48	34	27	31	66	708	338	1,272
6戸	0		19	47	38	33	23	58	731	248	1,197
7戸	0		16	60	41	30	32	51	803	177	1,210
8戸	0		9	69	57	39	42	58	772	164	1,210
9戸	0		1	59	52	56	41	75	793	129	1,206
計	29		107	365	274	245	218	396	4,947	4,937	11,518
平地農業地域	1戸	6	5	4	7	8	7	3	26	128	194
	2戸	15	10	19	17	14	11	14	43	85	228
	3戸	19	30	34	28	14	10	18	43	84	280
	4戸	12	39	54	29	30	14	30	98	42	348
	5戸	7	54	94	53	38	21	30	103	19	419
	6戸	0	66	121	84	34	35	34	110	19	503
	7戸	0	45	157	78	52	46	42	131	11	562
	8戸	0	31	189	115	63	43	43	152	6	642
	9戸	0	15	217	137	78	51	56	132	8	694
	計	59	295	889	548	331	238	270	838	402	3,870

(表 - 1 - 4 つづき)

総農家		総戸数	5戸以下	6～9戸	10～19戸	20～29戸	30～39戸	40～49戸	50～69戸	70戸以上	不明	計
中間農業地域	1戸		62	23	31	39	31	21	25	49	529	810
	2戸		106	60	63	44	39	33	30	100	345	820
	3戸		116	105	127	82	55	34	51	107	235	912
	4戸		68	161	175	106	71	52	60	128	182	1,003
	5戸		35	207	293	129	94	58	81	192	51	1,140
	6戸		0	229	329	142	103	72	80	192	37	1,184
	7戸		0	164	483	196	126	74	72	222	29	1,366
	8戸		0	84	550	193	131	74	88	223	20	1,363
	9戸		0	37	602	279	134	103	89	229	16	1,489
	計		387	1,070	2,653	1,210	784	521	576	1,442	1,444	10,087
山間農業地域	1戸		89	55	50	34	24	14	17	17	424	724
	2戸		125	86	101	45	25	10	28	39	242	701
	3戸		137	131	164	67	44	26	16	49	164	798
	4戸		91	200	215	78	44	22	39	72	77	838
	5戸		53	253	286	115	65	34	39	80	23	948
	6戸		0	248	351	119	68	35	40	75	20	956
	7戸		0	171	451	135	66	36	43	91	11	1,004
	8戸		0	100	533	202	79	44	50	91	8	1,107
	9戸		0	31	563	216	83	43	52	79	13	1,080
	計		495	1,275	2,714	1,011	498	264	324	593	982	8,156

まず、北海道と沖縄県を除いた都府県の都市的地域の集落について、総農家戸数と総戸数との関係を整理し、グラフ化したものが、図 - 1 - 3である。

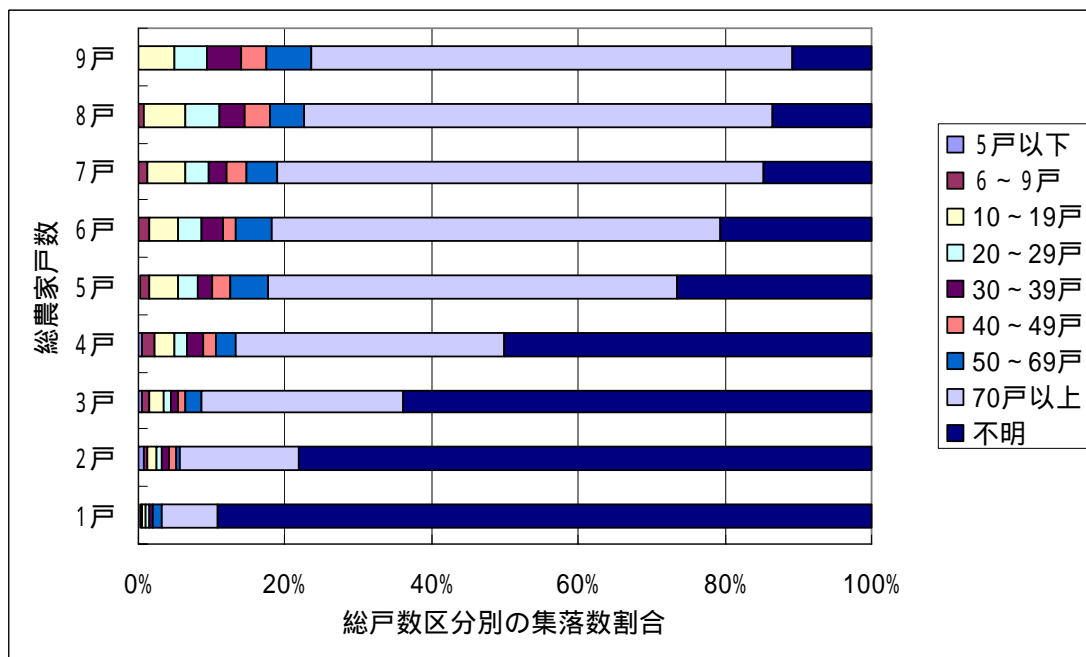


図 - 1 - 3 総農家戸数と総戸数との相関 (3)【北海道・沖縄県を除く都府県の都市的地域】

北海道と沖縄県を除いた都府県の都市的地域の場合、農業集落調査の対象外で、総戸数が不明である集落割合が高い一方、総農家戸数が増えるにつれて、その割合は低下するが、その大半は総戸数が70戸以上の、都市的な混住化が進んだ集落であるということが分かる。

同様に、北海道と沖縄県を除いた都府県の平地農業地域の集落について、総農家戸数と総戸数との関係を整理したものが、図 - 1 - 4 である。

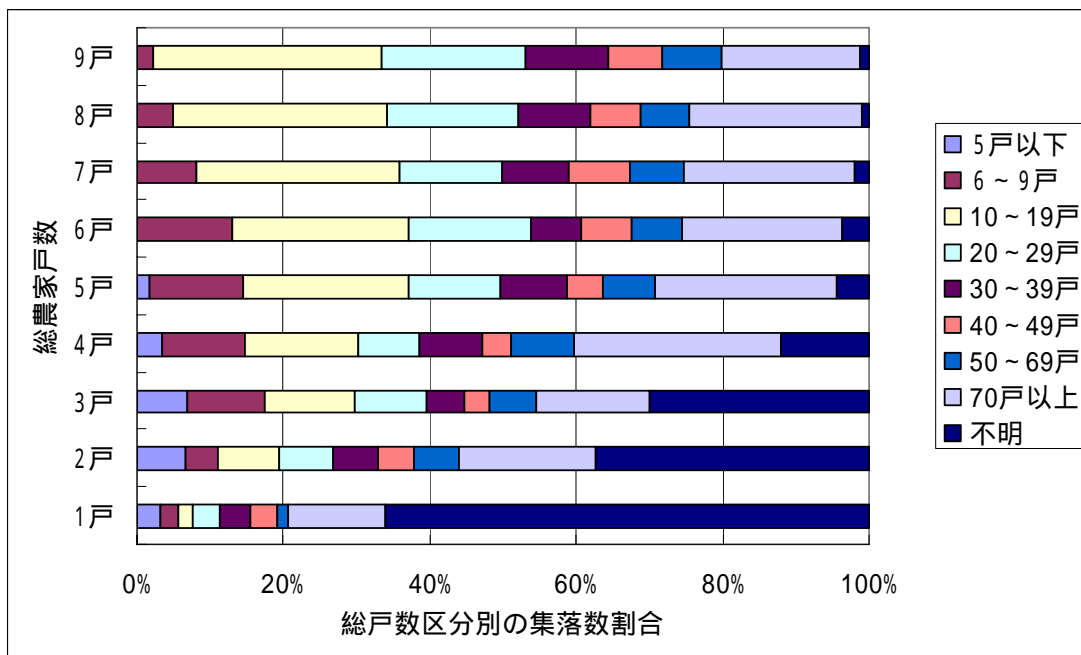


図 - 1 - 4 総農家戸数と総戸数との相関 (4) 【北海道・沖縄県を除く都府県の平地農業地域】

北海道と沖縄県を除いた都府県の平地農業地域の場合、農業集落調査の対象外で、総戸数が不明である集落割合は、総農家戸数が1戸の場合には7割弱、2戸の場合には、4割弱となっているが、総農家戸数が増えるにつれて、その割合は低下する。また、総戸数が70戸以上の都市的な混住化が著しく進んだ集落の割合は、概ね2割弱であり、先に見た都市的地域の集落とは、性格が異なるということも言える。

続いて、北海道と沖縄県を除いた都府県の中間農業地域の集落について、総農家戸数と総戸数との関係を整理したものが、図 - 1 - 5 である。

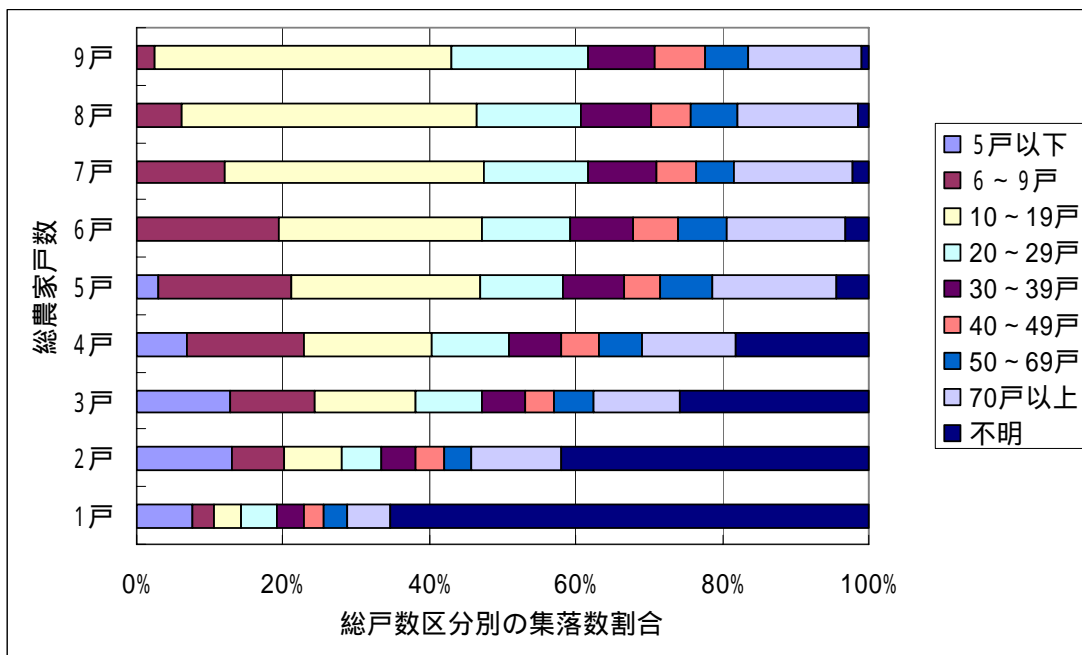


図 - 1 - 5 総農家戸数と総戸数との相関 (5) 【北海道・沖縄県を除く都府県の間農農業地域】

さらに同様に、北海道と沖縄県を除いた都府県の山間農業地域の集落について、総農家戸数と総戸数との関係を整理したものが、図 - 1 - 6 である。

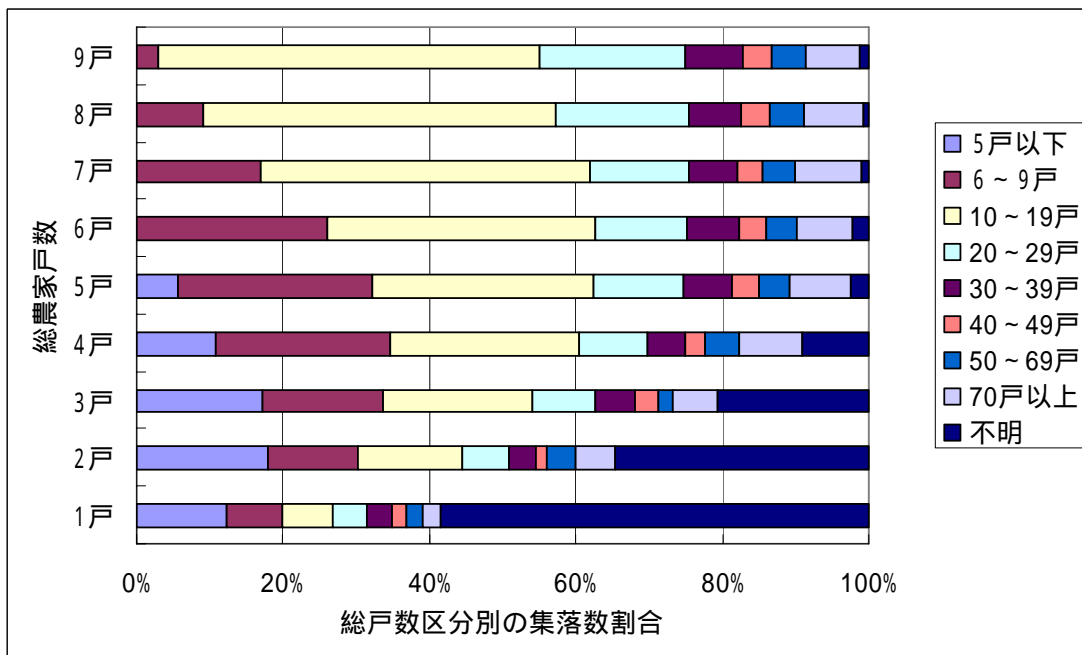


図 - 1 - 6 総農家戸数と総戸数との相関 (6) 【北海道・沖縄県を除く都府県の山間農業地域】

ここで、北海道・沖縄県を除く都府県の都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域について、それぞれ整理した4点の図、図 - 1 - 3 ~ 6 を比較すると、特に、都市的地域が突出して異なる傾向にあることが分かる。

また、山間農業地域においても、総農家戸数1戸という集落でありながら、非農家戸数を含めた総戸数が70戸以上という集落も割合は僅かであるものの、一定数存在していることに注意を要する。すなわち、山間農業地域の農家戸数不明の集落が全て限界集落的な要素を示しているわけではなく、中には都市的な混住化の進んだ集落もあるであろうことが予想されるのである。

b . 小規模集落の抽出

上記のような結果に基づき、以下では、さしあたり、総農家戸数が9戸以下で非農家を含めた総戸数も9戸以下という集落を「小規模集落」として、抽出することにしたい。

表 - 1 - 5 は、農業地域類型区別に、総農家戸数別の非農家を含めた総戸数が9戸以下の集落を抽出するとともに、農業集落調査の対象外で総戸数が不明の集落の割合を算出し、それらの数値を元に、総戸数不明集落のうち9戸以下の集落がどのくらい存在する可能性があるかについても推計したものである。実際に総戸数が9戸以下であることが判明している集落との合計値が、総戸数が9戸以下の「小規模集落」がどのくらい存在する可能性があるかを示したものとなる。

これによれば、まず、都市的地域では、総戸数9戸以下集落の実数が136であり、農業集落調査の対象外で総戸数が不明の集落のうち、9戸以下と推測される集落が200集落となる。合わせて336集落が総戸数9戸以下と推計される。

同様に、平地農業地域については、総戸数9戸以下集落の実数354に対し、総戸数が不明の集落のうち、9戸以下と推測される集落が71集落で、合わせて425集落が総戸数9戸以下と推計される。

続いて、中間農業地域については、総戸数9戸以下集落の実数が1,457であり、総戸数が不明の集落の中で、9戸以下と推測される集落は432集落となり、合わせて1,889集落が総戸数9戸以下と推計される。

さらに、山間農業地域については、総戸数9戸以下集落の実数が1,770であり、農業集落調査の対象外で総戸数が不明の集落のうち、9戸以下と推測される集落は429集落となる。合わせて2,199集落が総戸数9戸以下と推計されるのである。

そして、上記の4つの農業地域類型区分の数値を合計すると、総戸数9戸以下集落の実数が3,717であり、農業集落調査の対象外で総戸数が不明の集落のうち、9戸以下と推測される集落が1,132集落となる。合わせて4,849集落が総戸数9戸以下と推計されることになる。こ

表 - 1 - 5 「小規模集落」の実数と推計値【北海道・沖縄県を除く】

	総農 家数	総戸数 9戸以 下集落	総戸数9戸以下 集落の割合 〔不明分を除く〕	総戸数不明集落 (農業集落調査 対象外)	× / 100	+
					総戸数不明集落 のうち9戸以下 集落推計値	合計
都市的 地域	1戸	7	4.19%	1,386	58	65
	2戸	18	6.06	1,062	64	82
	3戸	19	4.12	815	34	53
	4戸	27	4.38	618	27	54
	5戸	20	2.14	338	7	27
	6戸	19	2.00	248	5	24
	7戸	16	1.55	177	3	19
	8戸	9	0.86	164	1	10
	9戸	1	0.09	129	0	1
	計	136			200	336
平地農 業地 域	1戸	11	16.67%	128	21	32
	2戸	25	17.48	85	15	40
	3戸	49	25.00	84	21	70
	4戸	51	16.67	42	7	58
	5戸	61	15.25	19	3	64
	6戸	66	13.64	19	3	69
	7戸	45	8.17	11	1	46
	8戸	31	4.87	6	0	31
	9戸	15	2.19	8	0	15
	計	354			71	425
中間農 業地 域	1戸	85	30.25%	529	160	245
	2戸	166	34.95	345	121	287
	3戸	221	32.64	235	77	298
	4戸	229	27.89	182	51	280
	5戸	242	22.22	51	11	253
	6戸	229	19.97	37	7	236
	7戸	164	12.27	29	4	168
	8戸	84	6.25	20	1	85
	9戸	37	2.51	16	0	37
	計	1,457			432	1,889
山間農 業地 域	1戸	144	48.00%	424	204	348
	2戸	211	45.97	242	111	322
	3戸	268	42.27	164	69	337
	4戸	291	38.24	77	29	320
	5戸	306	33.08	23	8	314
	6戸	248	26.50	20	5	253
	7戸	171	17.22	11	2	173
	8戸	100	9.10	8	1	101
	9戸	31	2.91	13	0	31
	計	1,770			429	2,199
総計	3,717			1,132	4,849	

これは、表 - 1 - 1 に示した144,284集落を分母とすれば、約3.4%の割合である。なお、これらの推計結果については、農業集落調査対象外の集落群について、既に総戸数が判明している集落群と総戸数の分布割合が同じだったと仮定しての結果であることに留意が必要である。

c . 小規模集落の資源賦存状況等の特徴

以下では、前項で抽出した小規模集落の資源賦存状況等の特徴について、整理していくことにしたい。

まず、基礎的な数値として確認したいのが、農業地域類型区分別に見た、非農家を含めた集落総戸数別の集落数についてである。グラフ化して示した内容が図 - 1 - 7 となる。

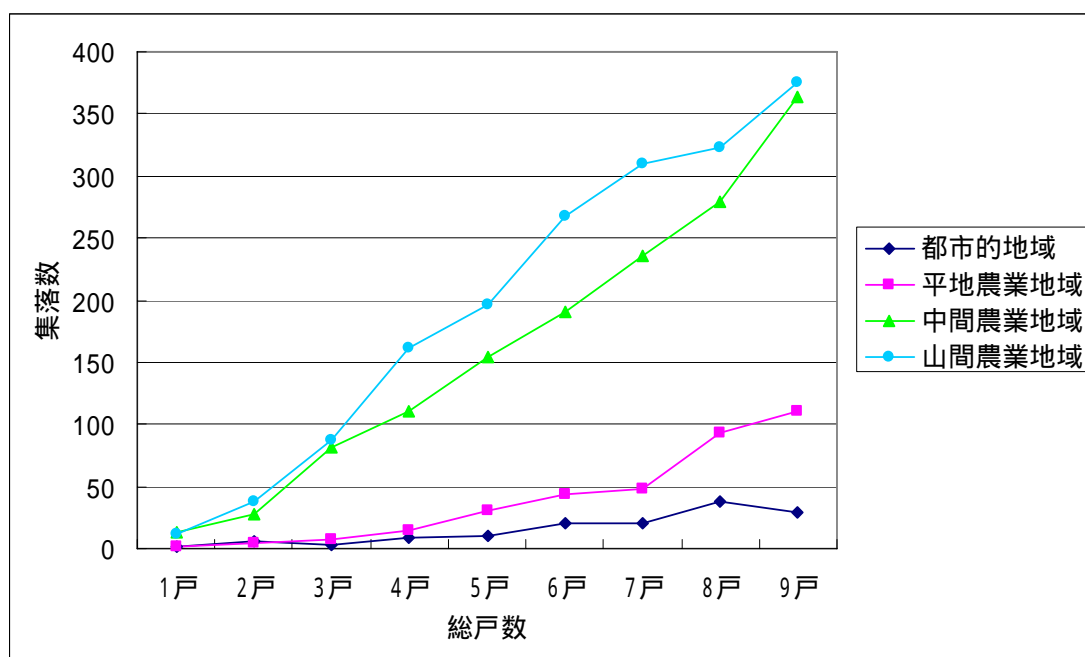


図 - 1 - 7 集落総戸数別の集落数【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

いずれの農業地域類型区分においても、総戸数が増えるにつれて、集落数も増加するが、都市的領域、平地農業地域においては、その増加度合いは小さいことが分かる。

次に、図 - 1 - 8 によって、集落総戸数別の集落総面積平均を示す。

農業地域類型区分別には、概ね、山間農業地域 > 中間農業地域 > 都市的領域 > 平地農業地域、の順に集落総面積が大きい。山間農業地域、中間農業地域については、集落戸数1戸という最低規模の集落でもなお集落総面積は大きく、若干の振幅はありつつ、その後、総農家戸数が増加するにつれて、比較的落ち着いた数値を示す。一方、都市的領域については、集落総戸数が増加するにつれて、集落総面積が増加する傾向が顕著である。

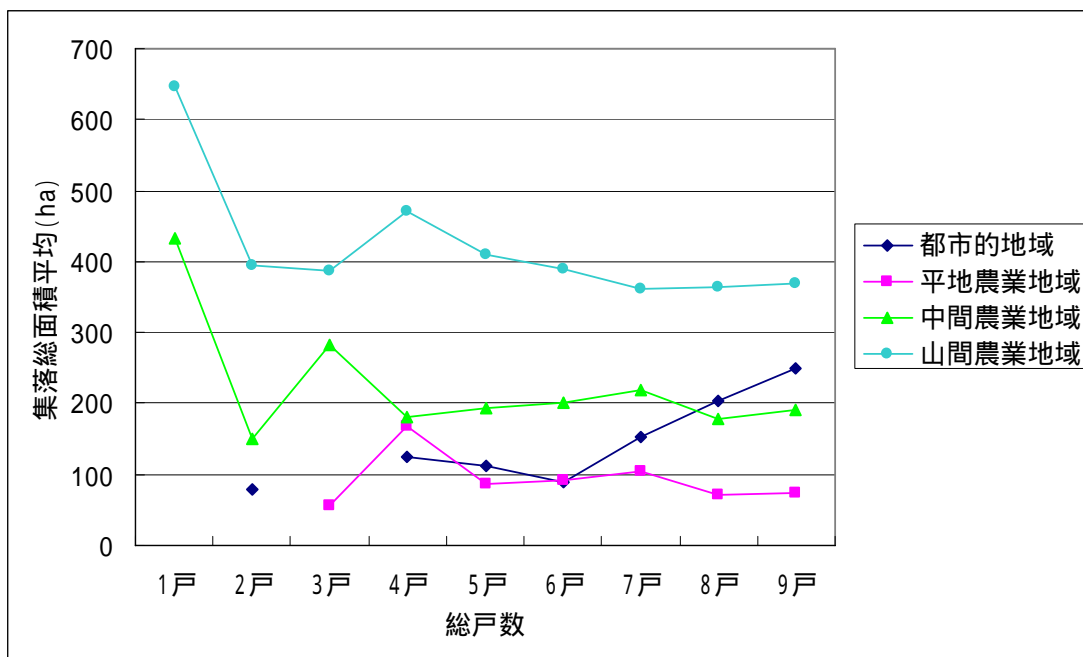


図 - 1 - 8 集落総戸数別の集落総面積平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

注) 集落数が全体で4以下の部分については、図示を略した(例えば、都市的地域の総戸数1戸の集落の部分など)。以下の同類のグラフでも同じである。

続いて、図 - 1 - 9によって、集落総戸数別の林野面積平均を示す。

農業地域類型区分別の傾向、また、集落総戸数による面積の増減傾向など、直前に示した集落総戸数別の集落総面積平均の傾向と類似の内容となっている。

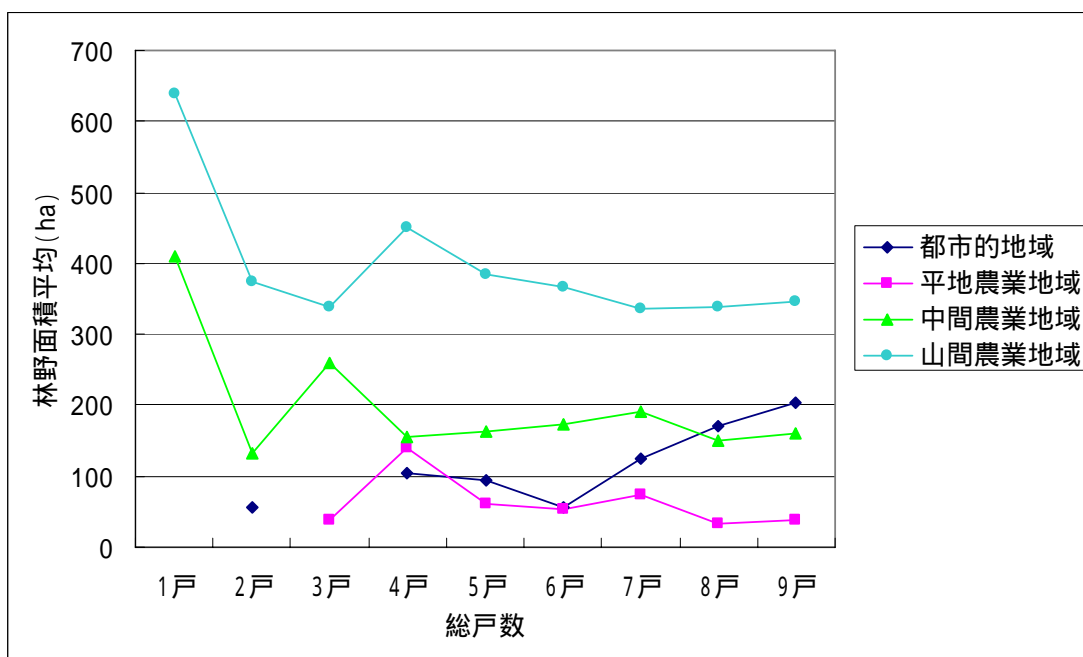


図 - 1 - 9 集落総戸数別の林野面積平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

さらに、集落総戸数別の耕地面積平均を示したものが、図 - 1 - 10である。

農業地域類型区分別で見た場合、耕地面積の規模は概ね、平地農業地域 > 都市的地域 > 中間農業地域 > 山間農業地域の順に大きいですが、総戸数との関係では、都市的地域、平地農業地域については、グラフの振幅が大きい。これは、先の2点の図（図 - 1 - 8、9）についても同様であるが、図 - 1 - 7に示されているように、そもそも、都市的地域、平地農業地域については、グラフに示される集落の数自体がそれほど多くないために、異常値的な数値が示されているものと判断される。これに対して、中間農業地域、山間農業地域については、集落戸数が多くなるにつれて、耕地面積が大きくなるという傾向が比較的明確に示されていると言える。

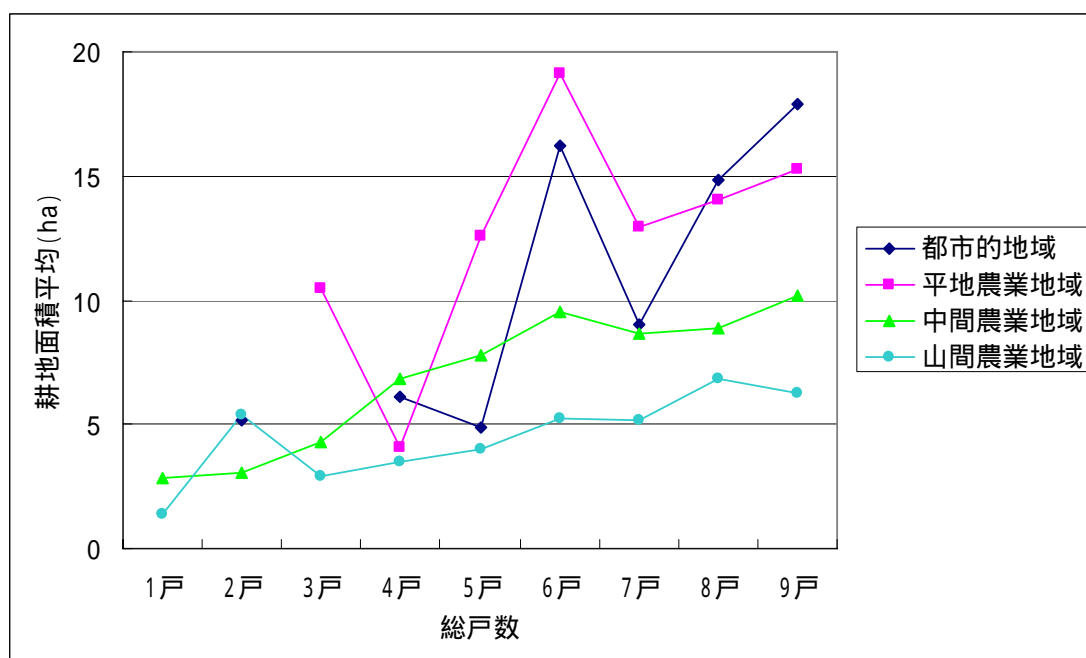


図 - 1 - 10 集落総戸数別の耕地面積平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

d . 小規模集落の立地条件等の特徴

以下では、集落の総戸数9戸以下の「小規模集落」の立地条件等の特徴について見ていく。

まず、農業地域類型区分別に、総戸数と集落中心地の標高平均との関係をグラフ化して示したものが、図 - 1 - 11である。

概ね、農業地域類型別には、山間農業地域 > 中間農業地域 > 都市的地域 > 平地農業地域の順に、標高が高くなっている。さらに、総戸数が多くなるにつれて標高が低くなる傾向があり、先に述べたのと同様の理由で、都市的地域及び平地農業地域については、その傾向が必ずしも明瞭でないが、中間農業地域、山間農業地域については、かなりその傾向を明確に見ることができる。

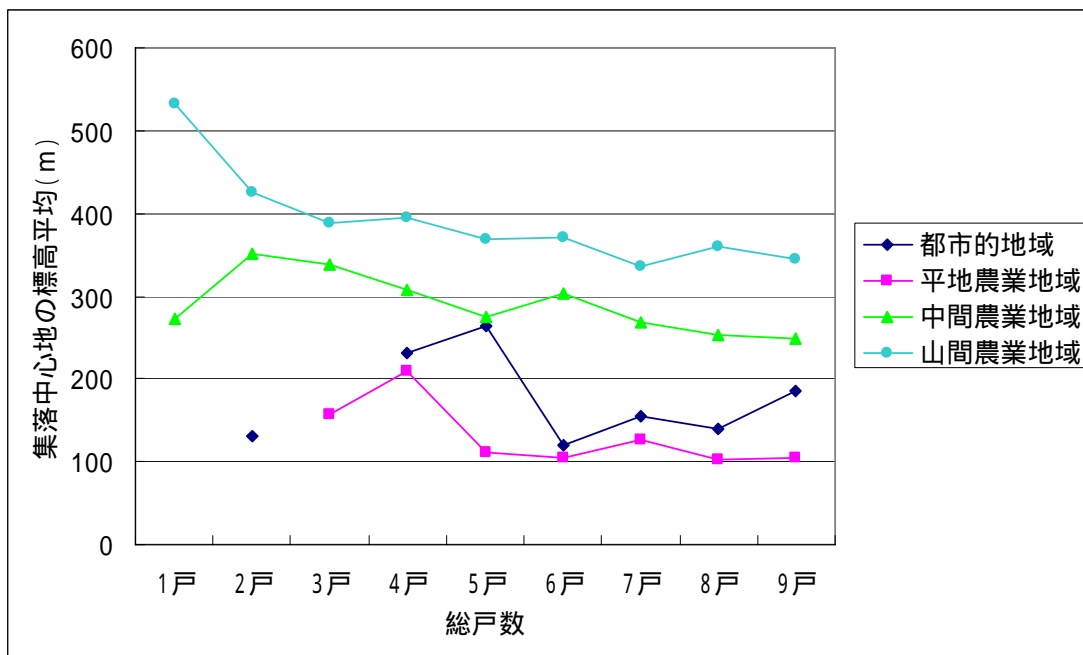


図 - 1 - 11 集落総戸数別の集落中心地の標高平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

次に、農業地域類型区分別に、総戸数と市町村役場までの所要時間との関係についてグラフ化したものが、図 - 1 - 12である。なお、原則として都市的地域に属する集落については、この調査項目の対象外であるので、ここでは、都市的地域が表記外となっている。

図 - 1 - 12によれば、中間農業地域の総戸数 1 戸の集落を除いて、特に山間農業地域について、また中間農業地域についても総戸数が多くなるにつれて市町村役場までの所要時間が減少する傾向が明らかである。それだけ、総戸数の少ない小規模集落は市町村役場から遠い場所に立地しているということになる。

さらに、同様の視点から、病院・診療所、小学校、中学校、スーパー・百貨店、の 4 種の生活関連施設について、農業地域類型区分別に、総戸数と各施設までの所要時間との関係についてグラフ化して示すことにする。

病院・診療所について表したものが図 - 1 - 13、小学校についてが図 - 1 - 14、中学校についてが図 - 1 - 15、スーパー・百貨店についてが図 - 1 - 16、である。

これらの 4 点のグラフの内容について、全体を概観すると、病院・診療所については、市町村役場までの所要時間と同様に、総戸数が多くなるにつれて、所要時間が減少する傾向が明らかである。

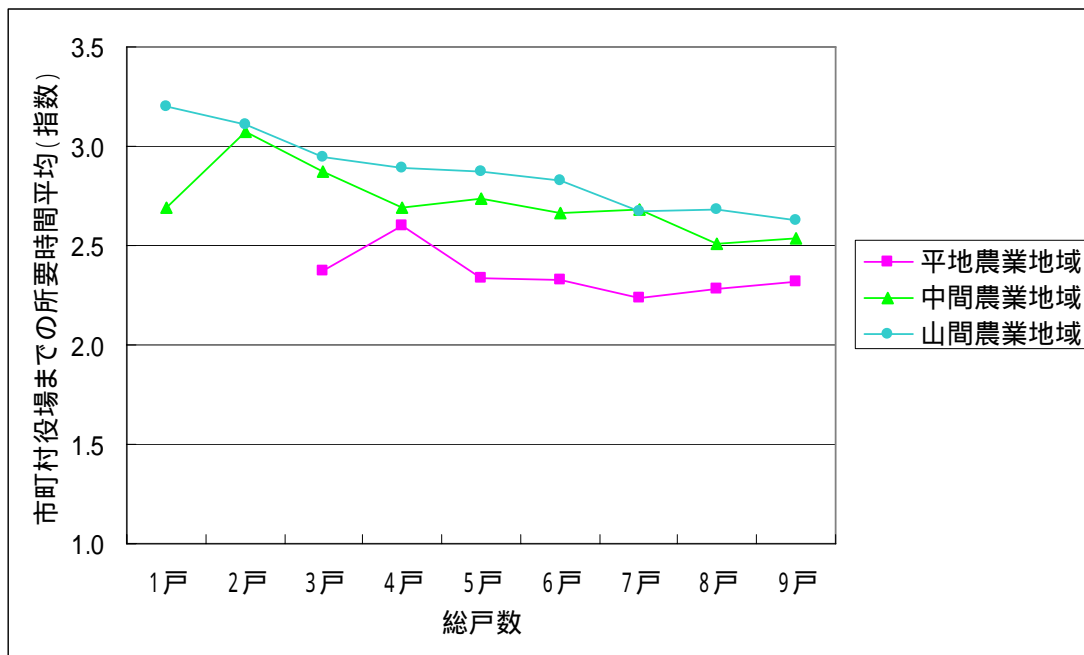


図 - 1 - 12 集落総戸数別の市町村役場までの所要時間平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

注1) 原則として都市的地域に属する集落については、この調査項目の対象外である。

注2) 農業集落調査では、市町村役場までの所要時間について、農業集落内にある場合が「1」、15分以内の場合「2」(農業集落外の場合。以下同じ)、15~30分は「2」、30~1時間は「3」、1時間~1時間半が「4」、1時間半以上が「5」と「指数」で示されている。ここでは、その指数値を単純平均した値を示している。以下の、生活関連施設について所要時間を示した同様のグラフでも同様である。

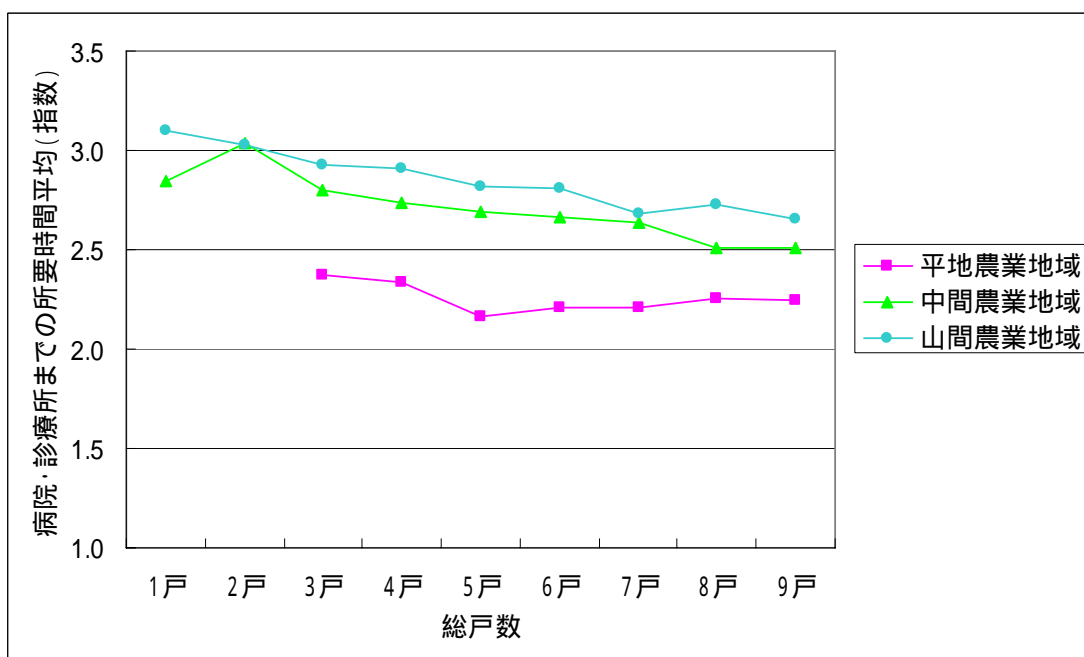


図 - 1 - 13 集落総戸数別の病院・診療所までの所要時間平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

また、小学校については、平地農業地域では必ずしも明確な傾向がみられないものの、中間農業地域、山間農業地域については、総戸数が多くなるにつれて、所要時間が減少する傾向が明瞭である。ただし、市町村役場や病院・診療所までの所要時間の傾向と異なり、中間農業地域と山間農業地域の所要時間の水準がかなり類似しているという特徴も見出すことができる。

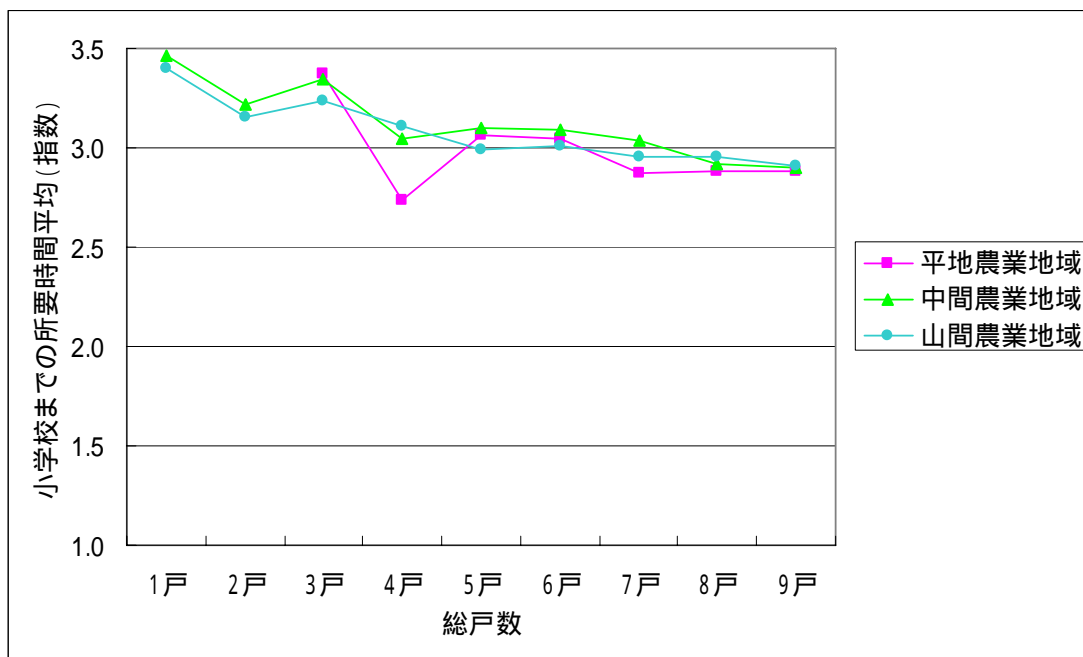


図 - 1 - 14 集落総戸数別の小学校までの所要時間平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

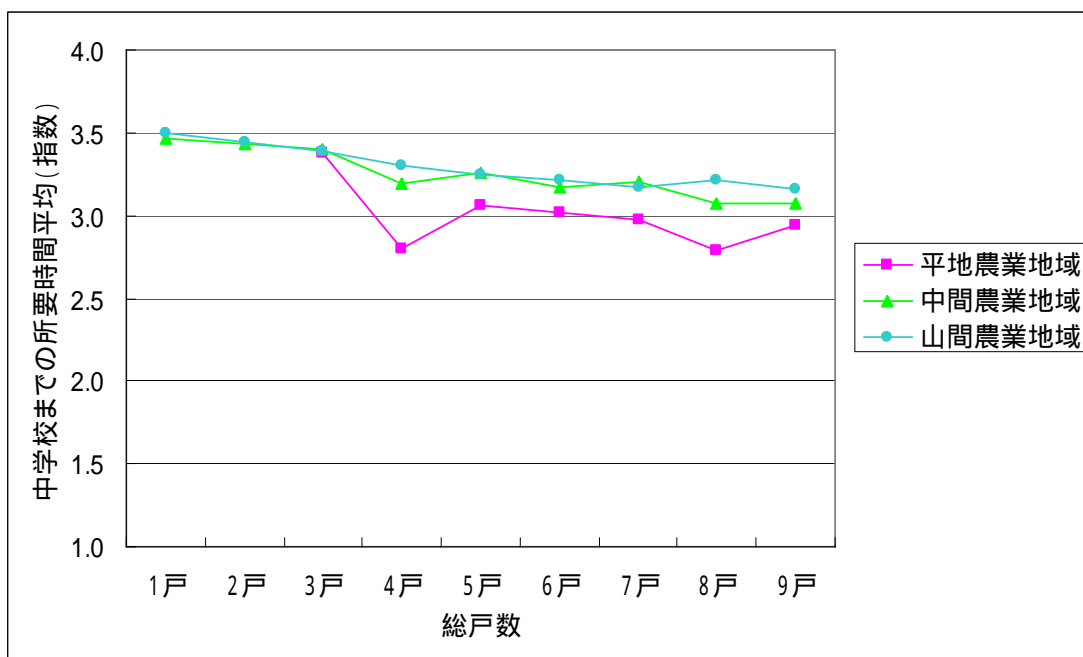


図 - 1 - 15 集落総戸数別の中学校までの所要時間平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

中学校までの所要時間についても、水準は異なるものの、小学校までの所要時間についてと、ほぼ同様のことが言える。これらに対して、スーパー・百貨店までの所要時間については、農業地域類型別に隔絶的な差が見られ、これに比べれば、総戸数別の傾向は明瞭でない。

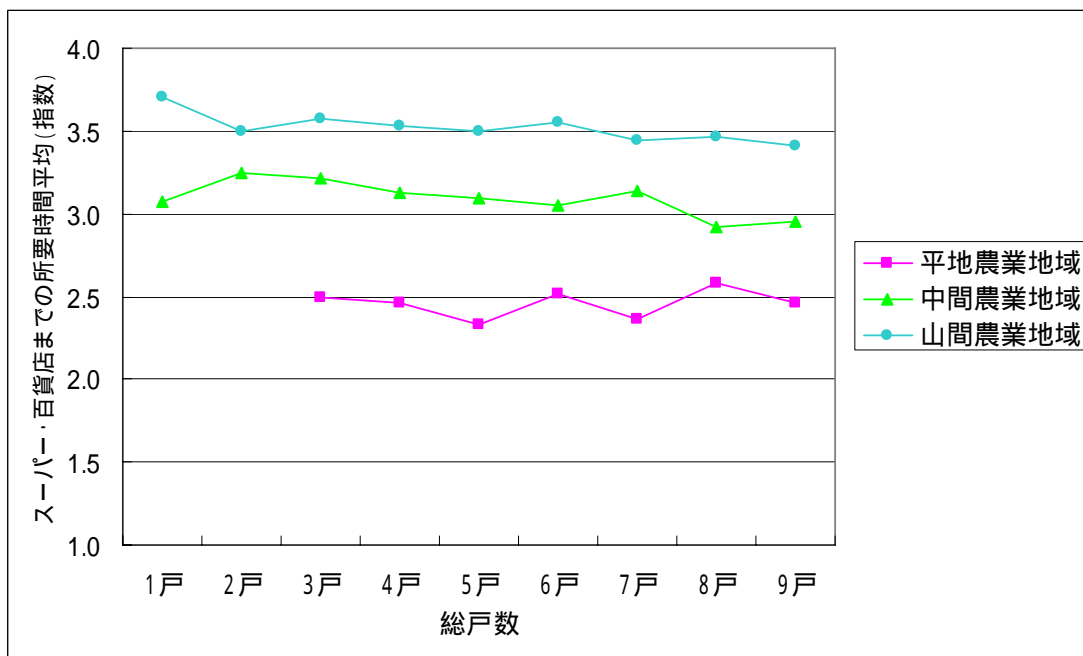


図 - 1 - 16 集落総戸数別のスーパー・百貨店までの所要時間平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

次に、中間農業地域と山間農業地域に限定して、集落の総戸数別の集落地勢について整理することにしたい。

集落総戸数別の地勢別の集落数割合について示したものが、図 - 1 - 17 (中間農業地域) 及び図 - 1 - 18 (山間農業地域) である。

図 - 1 - 17に示された中間農業地域については、多数が「山間」型に位置する集落であり、戸数規模が増加するにつれて、割合は決して多くはないものの「平野」型に位置する集落が増加する傾向にある。

また、図 - 1 - 18の山間農業地域については、中間農業地域以上に「山間」型に位置する集落割合が多い。また、総戸数が増えるに従い、「峡谷」型の割合が徐々に増加する点も特徴的である。

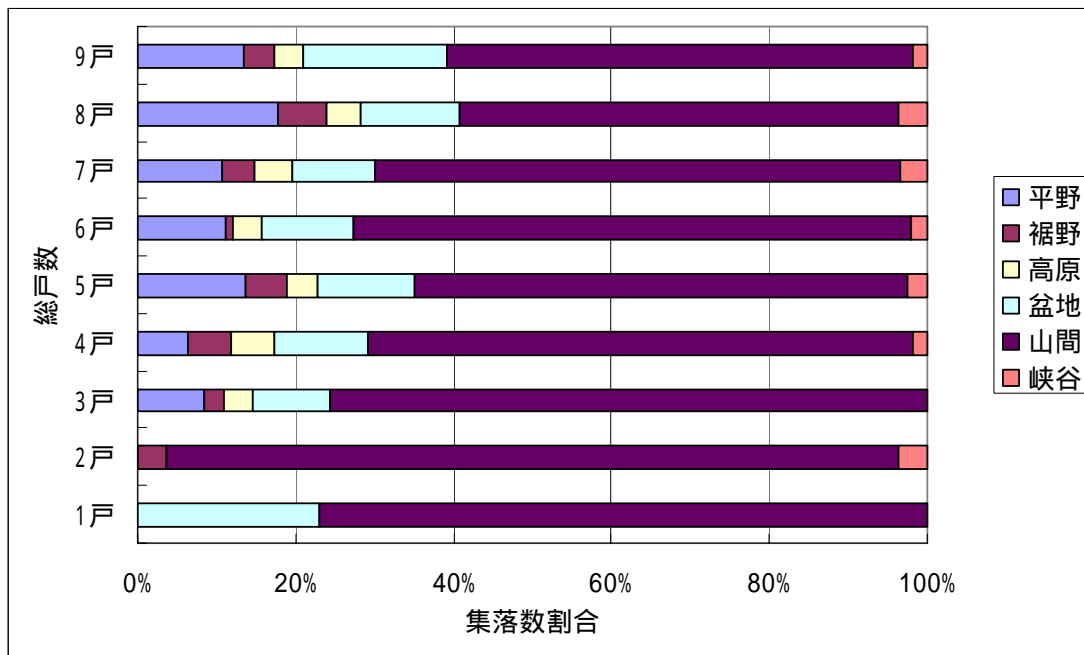


図 - 1 - 17 集落総戸数別の地勢別の集落数割合【北海道と沖縄県を除く中間農業地域】

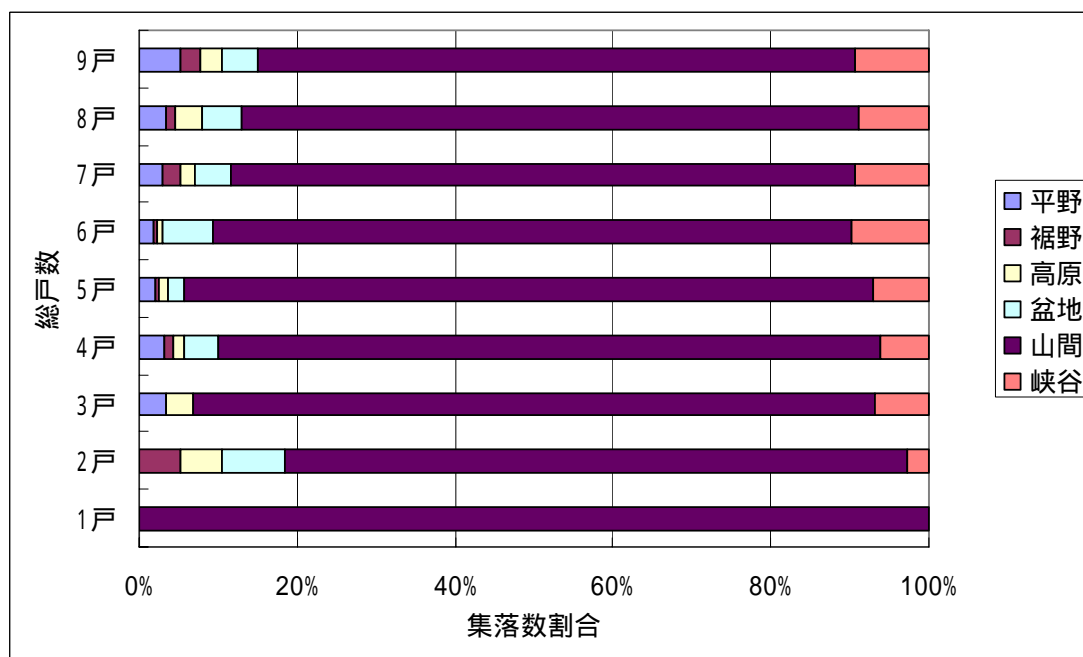


図 - 1 - 18 集落総戸数別の地勢別の集落数割合【北海道と沖縄県を除く山間農業地域】

ここで、これまでに確認してきた集落総戸数9戸以下の小規模集落の立地条件等の特徴に関わって、特に顕著な傾向が見出された幾つかの点について、総戸数10戸以上の集落の状況も含めて、比較対象として提示することにした。

まず、集落総戸数規模別の集落中心地の標高平均について示したものが、図 - 1 - 19である。

ここでは、極めて明瞭に農業地域類型別の集落中心地の標高平均の水準の差異と、総戸数規模による傾向を見ることができる。この図 - 1 - 19と、先の図 - 1 - 11とを比較すれば、その中でもより標高の高い位置に小規模集落が位置し、さらにその中でも戸数が小さくなるほど標高が高くなっていると事実がうかがえる。

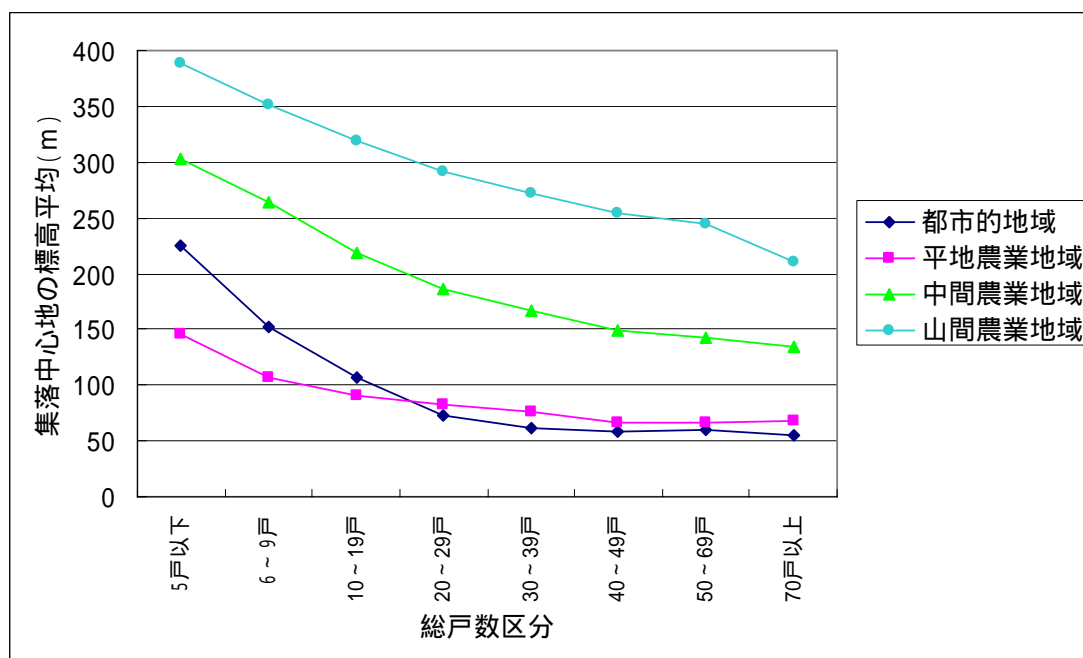


図 - 1 - 19 集落総戸数別の集落中心地の標高平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

次に、集落総戸数別の市町村役場までの所要時間平均について図示したものが、図 - 1 - 20である。ここでも、かなり明確に農業地域類型別の市町村役場までの所要時間平均水準の差と、総戸数規模による傾向が見てとれる。特徴的なのは、集落規模が大きくなるにつれて農業地域類型間の差異が縮小していく点である。特に、総戸数70戸以上の集落では、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域とも、ほぼ同じ値となっている点が注目される。この図 - 1 - 20と、図 - 1 - 12とを見比べれば、より市町村役場からの時間距離が遠い位置に小規模集落が立地し、その中でも戸数が小さくなるほど遠隔地にあるということが言えるのである。

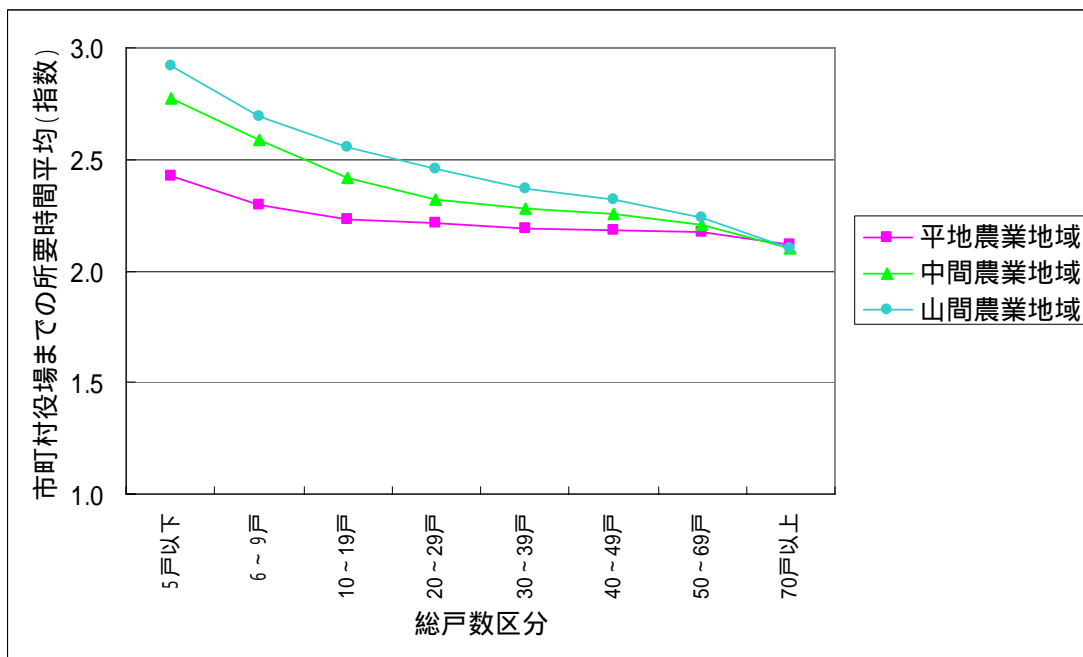


図 - 1 - 20 集落総戸数別の市町村役場までの所要時間平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

続いて、中間農業地域、山間農業地域について、集落総戸数規模別の地勢別の集落数割合について示したものが、図 - 1 - 21及び図 - 1 - 22である。

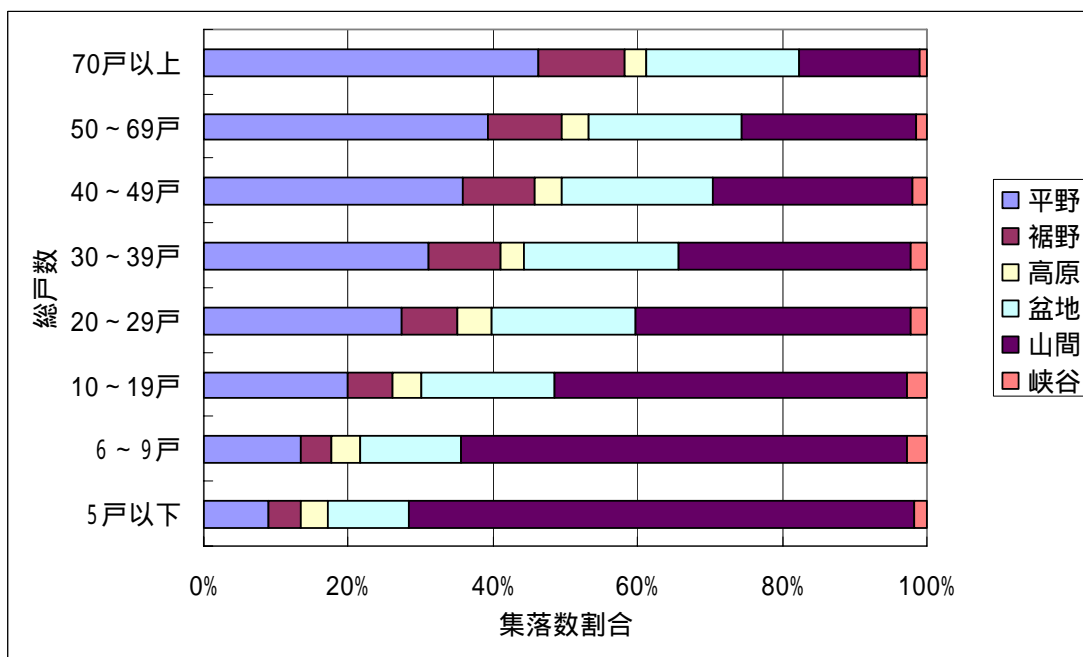


図 - 1 - 21 集落総戸数別の地勢別の集落数割合【北海道と沖縄県を除く中間農業地域】

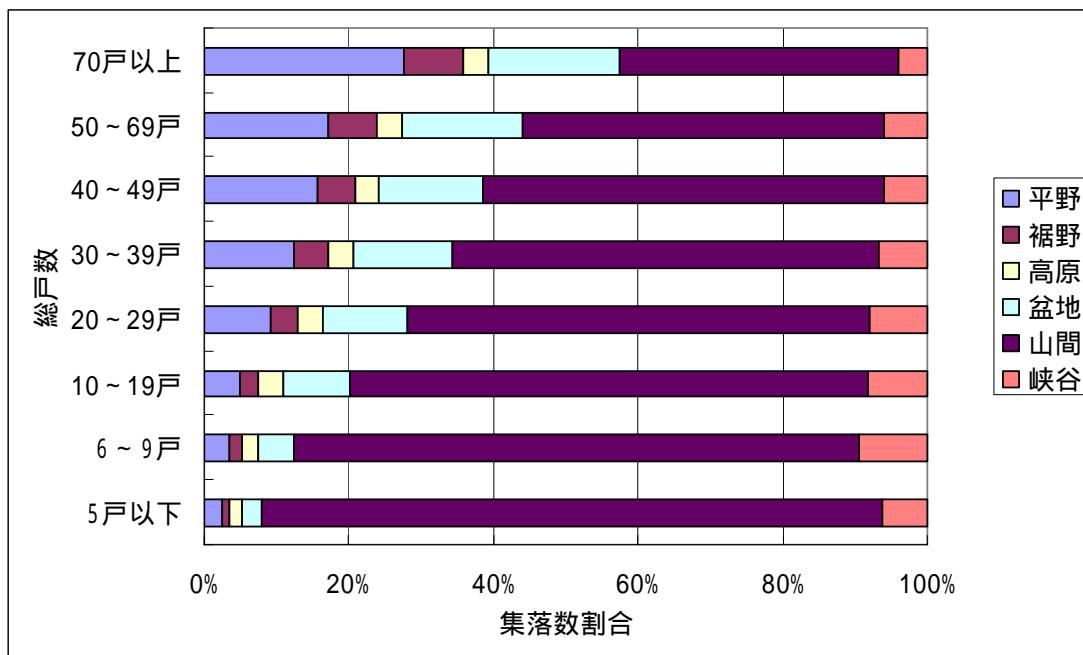


図 - 1 - 22 集落総戸数別の地勢別の集落数割合【北海道と沖縄県を除く山間農業地域】

これらの2点の図と、先に示した図 - 1 - 17、図 - 1 - 18とを総合的に勘案すれば、集落が小規模なほど「山間」型の集落割合が多く、特に山間地域においては、総戸数9戸以下の小規模集落の大半がそれに該当しているという実態が浮かび上がってくる。

e . 小規模集落の集落活動等の状況

ここでは、農業集落調査の「寄り合い回数」の調査項目の結果を頼りに、小規模集落の集落活動等の状況を見ることにしたい。

まず、集落戸数9戸以下の集落について、集落総戸数別の寄り合い開催回数平均を農業地域類型区分別に示したものが図 - 1 - 23である。

都市的地域や平地農業地域については、集落数の実数が少ないこともあってか、一部に異常値的な数値が示されているものの、中間農業地域、山間農業地域については、集落総戸数と寄り合い開催回数の相関が極めて明瞭に示されている。

一方、総戸数10戸以上の集落も含めて、農業集落調査対象の全集落の総戸数規模別の寄り合い開催回数平均を農業地域類型区分別に示したものが図 - 1 - 24である。

これによれば、総戸数が10戸以上規模の集落については、平地農業地域のみが他の3つの農業地域類型区分と比較して、概ね寄り合い開催回数の平均が1回ほど多くなっている。しかし、いずれの農業地域類型分についても、寄り合い開催回数の平均の水準は戸数が大きくなってもほぼ変わらない。逆に、総戸数9戸以下の集落の水準の低さが目立つのである。

この図 - 1 - 24と図 - 1 - 23とを見比べれば、特に、総戸数の少ない集落において寄り合い開催回数の少なさが顕著であるということが改めて判明するのである。

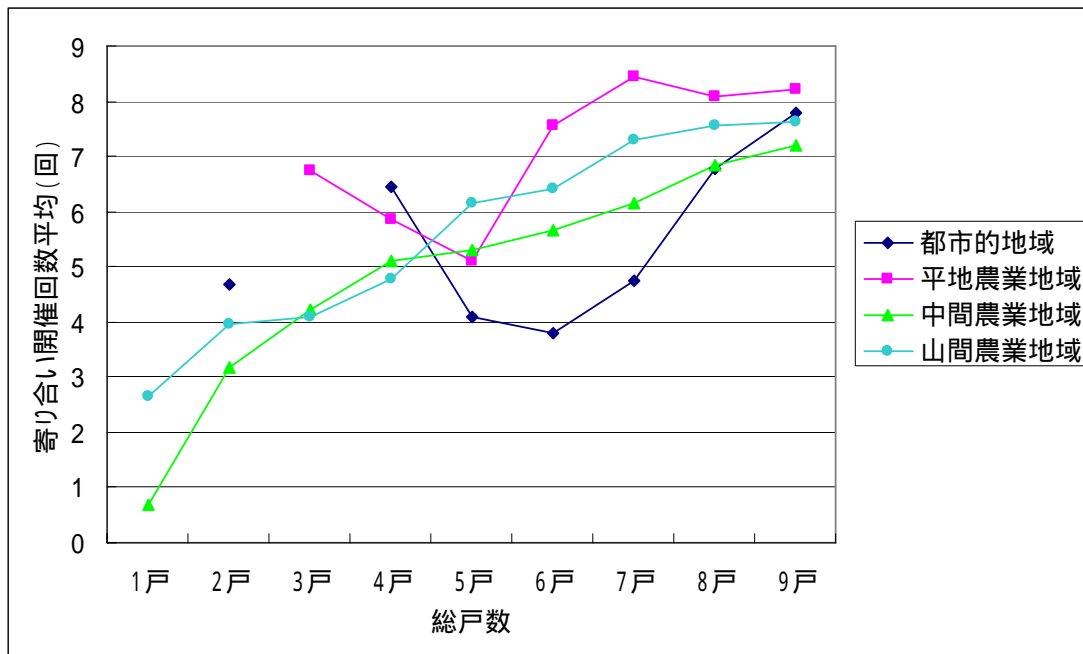


図 - 1 - 23 集落総戸数別の寄り合い開催回数平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

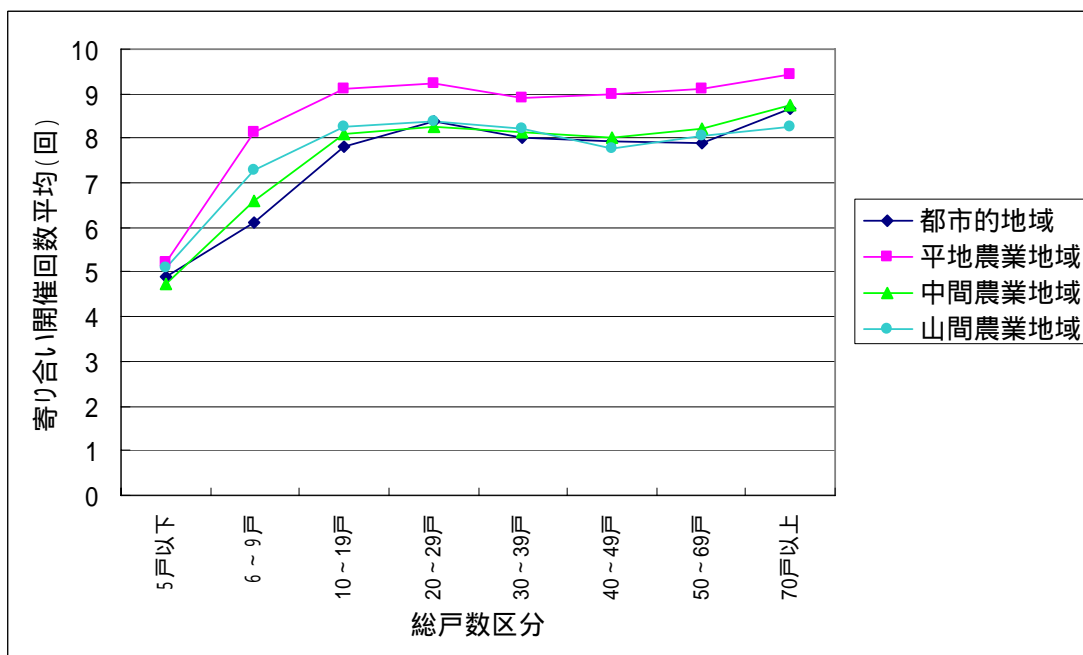


図 - 1 - 24 集落総戸数規模別の寄り合い開催回数平均【北海道と沖縄県を除く農業地域類型別】

(3) 無住化危惧集落の析出と資源量の推計

a . 無住化危惧集落の析出

これまで、総戸数9戸以下の集落について、「小規模集落」として扱い、その資源賦存の特徴や立地条件等について整理してきたが、同じ小規模集落の中でも、総戸数が維持されている場合と減少傾向にある場合では、今後の集落無住化の可能性が異なるということは十分に想定されることである。そこで、1990年から2000年にかけての集落総戸数の減少率を元に、小規模集落の中でも、特に今後の無住化が危惧される集落をクローズアップすることにしたい。

ここでは、以下の表 - 1 - 6 に示された1990年の集落総戸数と2000年の集落総戸数の相関表の中で、太線枠内に対応する集落を「無住化危惧集落」と位置づけることにしたい。すなわち、2000年の集落戸数が1桁の9戸以下の集落の中で、4戸以下の集落については、1990年の総戸数に関係無く全集落を対象とする。また、2000年の集落戸数が5戸の集落については、1990年から2000年にかけての総戸数減少率が30%水準以上となる、1990年の集落総戸数8戸以上の集落が対象である。以下、2000年の集落総戸数が6戸以上の集落についても同様に、1990年から2000年にかけての総戸数減少率が30%水準以上となる集落を対象としている。

表 - 1 - 6 の内容に対応させて、実際の集落数を記したものが、表 - 1 - 7 である。上記のような定義に基づいて無住化危惧集落の数を把握すると、その合計数は1,089集落ということになる。

表 - 1 - 6 集落総戸数の相関表と総戸数減少率 (1990年～2000年)(%)

		2000年集落総戸数																	
		1戸	2戸	3戸	4戸	5戸	6戸	7戸	8戸	9戸									
1990年 集落 総 戸 数	不明	増 加																	
	1戸										0.0								
	2戸										50.0	0.0							
	3戸										66.7	33.3	0.0						
	4戸										75.0	50.0	25.0	0.0					
	5戸										80.0	60.0	40.0	20.0	0.0				
	6戸										83.3	66.7	50.0	33.3	16.7	0.0			
	7戸										85.7	71.4	57.1	42.9	28.6	14.3	0.0		
	8戸										87.5	75.0	62.5	50.0	37.5	25.0	12.5	0.0	
	9戸										88.9	77.8	66.7	55.6	44.4	33.3	22.2	11.1	0.0
	10戸										90.0	80.0	70.0	60.0	50.0	40.0	30.0	20.0	10.0
	11戸										90.9	81.8	72.7	63.6	54.5	45.5	36.4	27.3	18.2
	12戸										91.7	83.3	75.0	66.7	58.3	50.0	41.7	33.3	25.0
	13戸										92.3	84.6	76.9	69.2	61.5	53.8	46.2	38.5	30.8
	14戸										92.9	85.7	78.6	71.4	64.3	57.1	50.0	42.9	35.7
15戸以上	93.3	86.7	80.0	73.3	66.7	60.0	53.3	46.7	40.0										

注) 2000年農業センサス段階では農業集落調査であったが、1990年段階では対象となっていなかった集落の場合、1990年の集落総戸数が「不明」となる。

表 - 1 - 7 集落総戸数の相関表と集落数 (1990年 / 2000年)

		2000年集落総戸数								
		1戸	2戸	3戸	4戸	5戸	6戸	7戸	8戸	9戸
1990年集落総戸数	不明	2	1	8	11	11	4	15	8	11
	1戸	7	1	0	0	0	0	0	0	0
	2戸	6	17	15	2	1	0	0	0	1
	3戸	4	27	55	12	7	4	0	0	0
	4戸	2	13	37	87	17	7	6	1	3
	5戸	3	12	20	77	131	27	6	5	6
	6戸	1	1	23	53	91	153	42	9	11
	7戸	0	0	13	31	59	147	192	63	19
	8戸	1	0	4	8	33	72	127	236	84
	9戸	0	0	2	5	15	44	92	169	282
	10戸	0	1	0	4	10	18	48	91	170
	11戸	0	1	0	2	5	13	23	62	119
	12戸	1	0	0	0	3	8	22	40	67
	13戸	0	1	0	0	2	8	9	18	36
	14戸	0	0	0	1	1	3	7	7	22
	15戸以上	0	1	4	2	5	13	25	25	47
太線枠内計		25	27	76	181	295	74	107	134	90
上記合計		1,089								

なお、上記で示した集落数は、2000年農業センサスの農業集落調査の対象となっており、2000年の総戸数が判明している集落（一般農業集落）についてである。先に、表 - 1 - 5 において確認したように、実際には2000年の農業センサスの農家定義（自給的農家を含む）の農家が1戸以上ありながら農業集落調査の対象とならず、総戸数が判明していない集落（農家点在地）も多く存在している点には留意が必要である。

ここで、表 - 1 - 7 に示された計1,089の「無住化危惧集落」について、農林統計に用いる地域区分による「全国農業地域」(14小ブロック)の北海道と沖縄を除いた各地域別、そして農業地域類型区分別の集落数、及び農家が1戸以上ある集落を分母とした場合の割合を示したものが、次の表 - 1 - 8 である。

全国農業地域別に見た場合、東山、北陸、南九州、四国、山陰の順に無住化危惧集落の存在割合が高く、逆に、南関東、北関東、東海、近畿の順にその割合が低い。さらに、農業地域類型区分との組み合わせで見ると、北陸、東山、南九州については中間農業地域でも、それぞれ2.14%、1.86%、1.59%と割合が高く、北陸、四国、東山の山間農業地域では、各々、5.06%、3.69%、3.28%とかなりの水準となっている。

表 - 1 - 8 全国農業地域別・農業地域類型区分別の「無住化危惧集落」の存在状況

全国農業地域 (14小ブロック)		都市的 地域	平地農業 地域	中間農業 地域	山間農業 地域	計
実 数	東北	4	13	37	32	86
	北陸	5	13	78	79	175
	北関東	0	1	7	4	12
	南関東	1	2	3	5	11
	東山	1	5	45	56	107
	東海	2	1	9	31	43
	近畿	4	3	15	35	57
	山陰	1	1	13	61	76
	山陽	10	0	61	82	153
	四国	2	3	43	105	153
	北九州	2	8	42	38	90
	南九州	4	13	77	32	126
	計	36	63	430	560	1,089
	割 合 (%)	東北	0.17	0.20	0.62	1.05
北陸		0.26	0.32	2.14	5.06	1.58
北関東		0.00	0.02	0.45	0.65	0.13
南関東		0.02	0.06	0.25	1.07	0.10
東山		0.08	0.46	1.86	3.28	1.67
東海		0.03	0.04	0.39	1.25	0.33
近畿		0.09	0.16	0.46	1.48	0.47
山陰		0.14	0.14	0.68	2.71	1.36
山陽		0.26	0.00	0.93	2.58	1.05
四国		0.08	0.14	1.28	3.69	1.40
北九州		0.06	0.16	0.72	2.05	0.57
南九州		0.35	0.91	1.59	2.94	1.48
計		0.17	0.20	0.62	1.05	0.48

b. 無住化危惧集落の資源量の推計

以下では、上記で析出した無住化危惧集落について、どれほどの資源量が賦存しているかを算出した上で、総戸数が不明の集落の分を含めて無住化危惧集落の存在可能性について推計を行い、さらに農家戸数が1戸以上ある集落全体の資源量の推計を行ったうえで、存在可能性のある無住化危惧集落の資源量割合についても推計を加えていくこととしたい。

まず、表 - 1 - 7 に示した1,089の無住化危惧集落について、同様に全国農業地域・農業地域類型区分別に、集落総面積、林野面積、耕地面積を算出して整理したものが、表 - 1 - 9 である。

集落総面積の計では、377,981haが無住化危惧集落に存在していることになる。また、林野面積は347,103ha、耕地面積は6,655haとなる。

ただし、繰り返しになるが、これはあくまでも、2000年農業センサス時点で農業集落調査

の対象となり、集落の非農家を含めた総戸数が判明している集落分である。実際には、農業集落調査対象外の集落総戸数が不明の集落の中にも、ここで定義した無住化危惧集落が一定割合で存在しているはずである。そこで、前に表 - 1 - 5 で推計したのと同様の方法によっ

表 - 1 - 9 全国農業地域別・農業地域類型区分別の無住化危惧集落の資源賦存状況

全国農業地域 (14 小ブロック)		都市的 地域	平地農業 地域	中間農業 地域	山間農業 地域	計
集落 総面 積 (ha)	東北	8,727	1,413	19,174	35,839	65,153
	北陸	398	1,676	12,413	35,487	49,974
	北関東	-	32	2,107	916	3,055
	南関東	65	228	2,850	542	3,685
	東山	114	556	14,091	21,280	36,041
	東海	163	10	6,527	28,525	35,225
	近畿	656	164	3,715	13,799	18,334
	山陰	30	100	1,615	19,116	20,861
	山陽	1,147	-	9,746	24,222	35,115
	四国	184	474	7,319	43,179	51,156
	北九州	185	624	8,226	17,489	26,524
	南九州	617	1,061	13,632	17,548	32,858
	計	12,286	6,338	101,415	257,942	377,981
林野 面積 (ha)	東北	8,576	888	16,768	33,755	59,987
	北陸	152	1,483	10,381	30,973	42,989
	北関東	-	1	1,846	824	2,671
	南関東	0	91	2,788	523	3,402
	東山	107	420	13,214	20,221	33,962
	東海	114	0	6,165	27,863	34,142
	近畿	487	83	3,469	12,656	16,695
	山陰	11	30	1,332	17,967	19,340
	山陽	854	-	8,582	22,621	32,057
	四国	153	387	6,220	40,884	47,644
	北九州	139	427	7,045	16,742	24,353
	南九州	584	636	11,997	16,644	29,861
	計	11,177	4,446	89,807	241,673	347,103
耕地 面積 (ha)	東北	32	227	865	556	1,680
	北陸	128	57	389	255	829
	北関東	-	24	21	12	57
	南関東	2	81	10	8	101
	東山	3	25	137	176	341
	東海	24	7	58	100	189
	近畿	15	26	73	111	225
	山陰	4	5	69	240	318
	山陽	90	-	249	332	671
	四国	7	32	201	313	553
	北九州	10	109	304	159	582
	南九州	17	256	723	113	1,109
	計	332	849	3,099	2,375	6,655

て、さらに全国農業地域別かつ農業地域類型区別に総戸数9戸以下の小規模集落数を推計し、加えて総戸数9戸以下の集落の中で、無住化危惧集落の存在可能性がどのくらいあるのかについて推計した結果が表 - 1 - 10である。

表 - 1 - 10 全国農業地域別・農業地域類型区別の存在可能性のある無住化危惧集落数の推計値

全国農業地域 (14小ブロック)	都市的 地域	平地農業 地域	中間農業 地域	山間農業 地域	計
東北	11	16	44	47	118
北陸	8	14	89	94	205
北関東	0	1	10	5	16
南関東	3	2	3	6	14
東山	3	5	51	60	119
東海	4	1	14	39	58
近畿	12	3	17	45	77
山陰	2	1	24	72	99
山陽	24	0	84	104	212
四国	4	3	54	125	186
北九州	6	11	77	53	147
南九州	7	15	89	41	152
計	84	72	556	691	1,403

注) 小数点以下の数値については、四捨五入している。

北海道と沖縄県を除く全国全体としては、1,403集落が無住化危惧集落として存在する可能性があり、先の表 - 1 - 8 の上部の数値で確認した1,089集落に対して約1.3倍の数値となっている。全国農業地域別に見ると、山陽、北陸、四国の順に多くなっている。全体の傾向は、既に表 - 1 - 8 で確認した内容とほぼ同じである。

次に、この表 - 1 - 10と先の表 - 1 - 9 の内容から、存在可能性のある無住化危惧集落の資源賦存量をについて改めて推計したものが表 - 1 - 11となる。

全体では集落総面積では493,712ha、林野面積は453,579ha、耕地面積は8,686haで、いずれも、表 - 1 - 9 で確認した数値と比較して約1.3倍の水準である。

続いて、農業集落調査対象外の農家点在地の資源賦存量を推計し(この推計値については表出は略するが、農家点在地については集落総戸数データが得られないので、総農家戸数を元に推計した)それに対して表 - 1 - 11で示した存在可能性のある無住化危惧集落の資源賦存量の割合を算出したものが、表 - 1 - 12である。

表 - 1 - 11 全国農業地域別・農業地域類型区分別の存在可能性のある
無住化危惧集落推計による資源賦存量の推計値

全国農業地域 (14小ブロック)		都市的 地域	平地農業 地域	中間農業 地域	山間農業 地域	計
集落 総 面 積 (ha)	東北	23,999	1,739	22,802	52,639	101,178
	北陸	637	1,805	14,164	42,225	58,830
	北関東	0	32	3,010	1,145	4,187
	南関東	195	228	2,850	650	3,923
	東山	342	556	15,970	22,800	39,668
	東海	326	10	10,153	35,886	46,375
	近畿	1,968	164	4,210	17,742	24,084
	山陰	60	100	2,982	22,563	25,705
	山陽	2,753	0	13,421	30,721	46,894
	四国	368	474	9,191	51,404	61,437
	北九州	555	858	15,081	24,393	40,887
	南九州	1,080	1,224	15,756	22,483	40,544
	計	32,283	7,190	129,589	324,650	493,712
林 野 面 積 (ha)	東北	23,584	1,093	19,940	49,578	94,195
	北陸	243	1,597	11,845	36,854	50,539
	北関東	0	1	2,637	1,030	3,668
	南関東	0	91	2,788	628	3,507
	東山	321	420	14,976	21,665	37,382
	東海	228	0	9,590	35,053	44,871
	近畿	1,461	83	3,932	16,272	21,748
	山陰	22	30	2,459	21,207	23,718
	山陽	2,050	0	11,818	28,690	42,557
	四国	306	387	7,811	48,671	57,176
	北九州	417	587	12,916	23,351	37,271
	南九州	1,022	734	13,867	21,325	36,948
	計	29,654	5,023	114,578	304,324	453,579
耕 地 面 積 (ha)	東北	88	279	1,029	817	2,213
	北陸	205	61	444	303	1,013
	北関東	0	24	30	15	69
	南関東	6	81	10	10	107
	東山	9	25	155	189	378
	東海	48	7	90	126	271
	近畿	45	26	83	143	296
	山陰	8	5	127	283	424
	山陽	216	0	343	421	980
	四国	14	32	252	373	671
	北九州	30	150	557	222	959
	南九州	30	295	836	145	1,306
	計	699	986	3,956	3,045	8,686

表 - 1 - 12 全国農業地域別・農業地域類型区分別の存在可能性のある
無住化危惧集落の資源賦存量割合

全国農業地域 (14小ブロック)		都市的 地域	平地農業 地域	中間農業 地域	山間農業 地域	計
集落総面積 (%)	東北	28.6	4.0	9.4	10.1	11.4
	北陸	1.7	4.8	7.1	20.9	12.4
	北関東	0.0	0.2	5.9	1.0	1.9
	南関東	0.2	1.7	6.8	0.8	1.5
	東山	2.2	17.0	18.3	7.7	9.9
	東海	0.4	0.2	14.2	9.5	8.6
	近畿	1.8	2.2	7.9	5.2	4.7
	山陰	0.6	2.0	4.9	12.1	9.8
	山陽	3.1	0.0	7.9	12.4	9.2
	四国	1.2	4.9	8.8	12.7	11.2
	北九州	0.7	1.8	8.3	10.1	7.4
	南九州	3.2	5.1	8.9	13.8	10.2
	計	4.4	3.3	9.0	10.2	8.9
	林野面積 (%)	東北	44.2	5.3	9.9	10.3
北陸		2.4	13.4	8.2	20.6	14.6
北関東		0.0	0.0	6.4	1.0	2.3
南関東		0.0	2.7	9.0	0.9	2.7
東山		4.1	23.6	20.0	7.8	10.3
東海		1.0	0.0	17.1	9.8	10.2
近畿		3.0	2.5	9.6	5.2	5.3
山陰		0.6	1.7	5.3	12.5	10.7
山陽		4.6	0.0	9.1	12.9	10.7
四国		2.7	10.8	9.8	13.0	12.2
北九州		1.3	2.6	9.3	10.3	8.9
南九州		5.5	5.8	10.0	13.9	11.4
計		10.5	5.6	10.2	10.4	10.2
耕地面積 (%)		東北	1.7	2.5	7.9	8.6
	北陸	4.2	0.5	6.3	10.4	3.8
	北関東	0.0	0.5	1.9	0.9	0.6
	南関東	0.1	2.0	0.6	1.1	0.6
	東山	0.8	4.5	5.2	7.1	5.2
	東海	0.6	0.4	3.6	3.6	1.6
	近畿	0.8	1.4	3.0	4.9	2.3
	山陰	0.5	0.4	3.7	6.3	3.9
	山陽	3.8	0.0	3.1	6.9	4.1
	四国	0.4	1.3	4.5	6.5	3.9
	北九州	0.4	1.4	3.9	5.7	2.7
	南九州	1.3	5.6	6.0	5.6	5.5
	計	1.2	1.7	5.0	6.5	3.6

注) 表 - 1 - 8 で「無住化危惧集落」数が10集落以上ある部分について、太ゴシック体で示した。

東北の都市的地域においては、その割合が非常に高くなっているが、これは、表 - 1 - 8 のように、東北の都市的地域には、先ほどの定義に基づく無住化危惧集落は 4 集落しか存在していないものの、この 4 集落の集落総面積は、それぞれ、4,453ha、3,947ha、318ha、9ha となっており（その合計面積である 8,727ha が、表 - 1 - 9 には表出されている）、このことが影響している。なお、この 4 集落のうち特に集落面積の大きい 2 集落は、いずれも岩手県盛岡市の旧盛岡市に属している。表 - 1 - 8 の上部に示された無住化危惧集落の数が少ない全国農業地域と農業地域類型区分の組み合わせにおいては、このように資源量の大きな特定集落の数値に左右されて全体の推計値が示される可能性があるという点に留意が必要である。

以上のことを前提とした上で、表 - 1 - 8 によって一定の集落数がある全国農業地域と農業地域類型区分の組み合わせに注目しつつ、改めて表 - 1 - 12 の内容を確認すれば、集落総面積について、北陸の山間農業地域では無住化危惧集落として存在可能性のある集落の割合が 20% を超えている。また、東山の中間農業地域でも 20% 弱と、かなり高い水準にあるのが注目される。さらに、山間農業地域については、北陸に加えて、東北、山陰、山陽、四国、北九州、南九州という多くの地域で、その値が 10% を超えている。

林野面積については、集落総面積について示された数値と、ほぼ同じ値となっている。これは、注目している無住化危惧集落の大半が山間奥地にあることが想定され、高い林野率を擁していると考えられることから、このような結果になっているものと推測される。

耕地面積については、北陸の山間農業地域の数値が 10% を超えており最も高くなっている。また、東北の山間農業地域についても 9% 弱となっている他、東山、山陰、山陽、四国、北九州、南九州の各地域でも 5 ~ 7% の水準にある。

なお、これまでの各種の推計の過程はやや複雑でもある。そこで、最後に再確認の意味を込め、図 - 1 - 25 として、これまでの推計の過程をフローチャートとして掲げておくことにした。

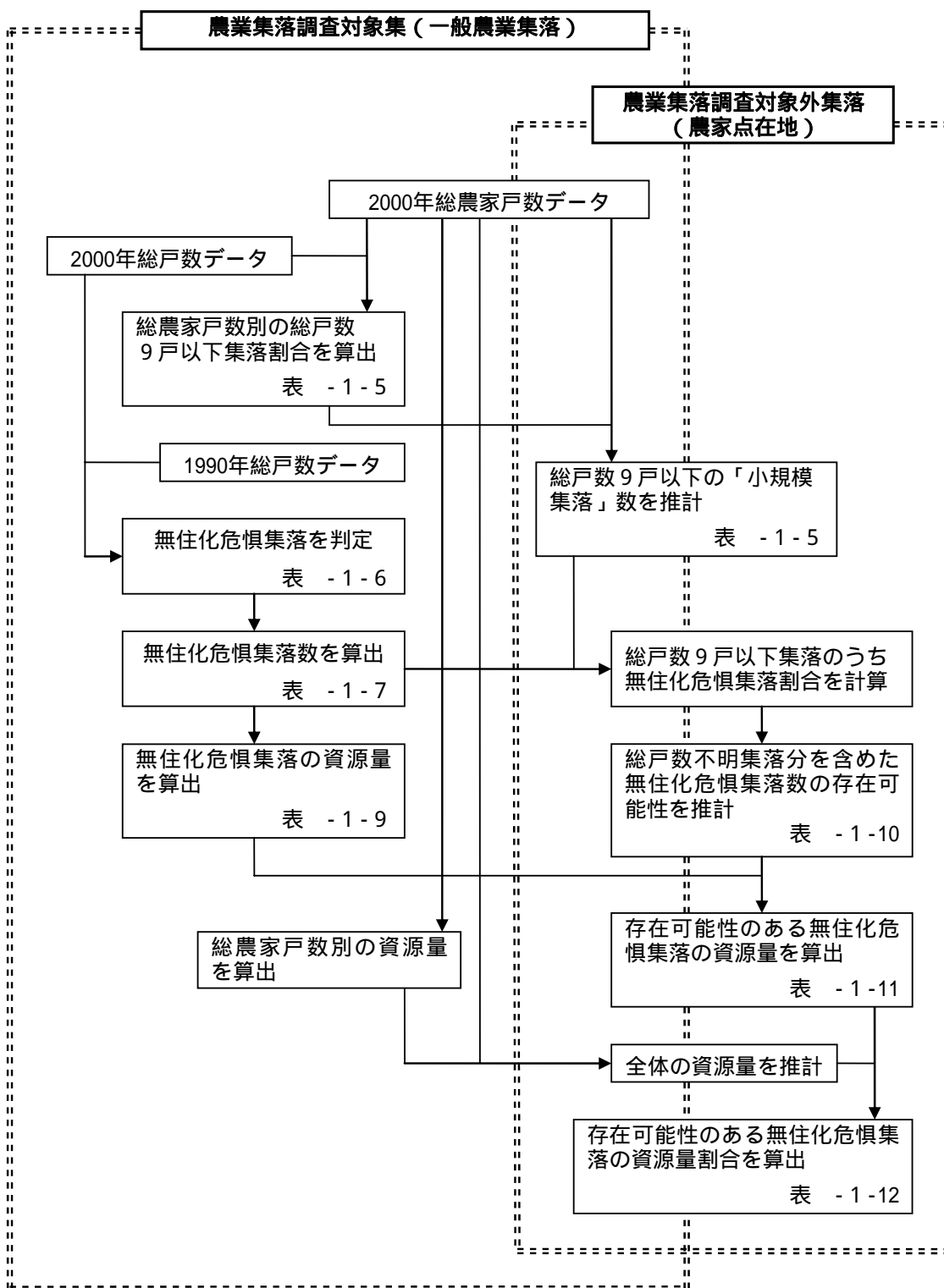


図 - 1 - 25 「小規模集落」「無住化危惧集落」に関する各種推計のフローチャート

2. 限界集落の存在状況と自治体の支援方策の現状

ここでは、全国の市町村を対象とした郵送による配票調査結果から、限界集落等の存在状況について量的な把握を試みる。同時に、限界集落等に対する各自治体の支援の取り組みについても概観する。

(1) 調査の対象と方法

調査の対象は、限界集落等の存在が想定される中山間地域に立地する市町村とし、具体的には、2000年農林業センサスにおいて「中間農業地域」および「山間農業地域」に分類される1,777市町村と、「都市的地域」「平地農業地域」であってもその区域内に「中間農業地域」「山間農業地域」に分類される旧市町村を含んでいる432市町村の計2,209市町村とした。

ただし実施にあたっては、2000年センサス以降の市町村合併をふまえ、2,209市町村を平成18年1月1日現在の市町村に変換する作業を行っている。その結果、調査対象として調査票を配布したのは1,363市町村となった。その分布を表-2-1に示す。

調査は、調査票および回答用紙を対象市町村の農業・農村振興担当者あてに郵送する形で実施した（平成18年1月16日）。回収はファクシミリによる回答用紙の返送とし、返送期日は1月末日とした。調査票は本書末尾の参考資料を参照されたい。

(2) 回収状況

回収した有効票は711である（表-2-1）。ただし旧市町村（現支所等）の単位で複数票回答した市町村が18（計58票）あり、配布した市町村ベースでは671市町村からの回収となる（回収率49.2%）。

(3) 分析対象の概要

まず、集計分析の対象となる711ケースについて概観する。

当該市町村の地域分布を表-2-1、総集落数を表-2-2に示す。711ケースの集落総数は57,016、市町村あたりの集落数の平均値は80.6、最大値は988である。なお、本調査でいう「集落」は、『市町村行政の基礎的な地域単位として採用され、住民生活においても基礎的な地域単位として機能している地域

表-2-1 配布回収状況（地域別）

	配布		回収	
	度数	%	度数	%
北海道	130	9.5	58	8.2
東北	209	15.3	111	15.6
関東	134	9.8	71	10.0
北陸	87	6.4	48	6.8
東山	112	8.2	63	8.9
東海	98	7.2	73	10.3
近畿	135	9.9	78	11.0
中国	116	8.5	39	5.5
四国	106	7.8	49	6.9
九州	221	16.2	110	15.5
沖縄	15	1.1	11	1.5
合計	1,363	100.0	711	100.0

区分（集落、行政区、区など）』としており、農林業センサスにおける「農業集落」とは必ずしも一致しない。地域別にみると、集落数が比較的少ない市町村は北海道や沖縄、関東に多くみられ、逆に集落数の多い市町村は中国、北陸などに多くみられる（表 - 2 - 3 ）。

表 - 2 - 2 市町村の総集落数

	度数	%	有効%
10集落未満	64	9.0	9.1
10～19集落	98	13.8	13.9
20～29集落	99	13.9	14.0
30～39集落	81	11.4	11.5
40～49集落	45	6.3	6.4
50～69集落	75	10.5	10.6
70～99集落	83	11.7	11.7
100～149集落	68	9.6	9.6
150～199集落	29	4.1	4.1
200～299集落	34	4.8	4.8
300～499集落	20	2.8	2.8
500集落以上	11	1.5	1.6
合計	707	99.4	100.0
無回答・無効	4	0.6	
合計	711	100.0	

表 - 2 - 3 総集落数（地域別）

地域		総集落数													合計
		10集落未満	10～19集落	20～29集落	30～39集落	40～49集落	50～69集落	70～99集落	100～149集落	150～199集落	200～299集落	300～499集落	500集落以上		
北海道	度数	13	12	10	9	7	3	1	0	1	0	1	0	0	57
	ヨコ%	22.8%	21.1%	17.5%	15.8%	12.3%	5.3%	1.8%	0.0%	1.8%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	100.0%
東北	度数	7	11	20	12	10	9	17	10	6	3	5	1	111	
	ヨコ%	6.3%	9.9%	18.0%	10.8%	9.0%	8.1%	15.3%	9.0%	5.4%	2.7%	4.5%	0.9%	100.0%	
関東	度数	8	10	12	6	2	9	13	4	3	2	0	0	69	
	ヨコ%	11.6%	14.5%	17.4%	8.7%	2.9%	13.0%	18.8%	5.8%	4.3%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%	
北陸	度数	2	2	1	4	2	6	6	12	2	6	2	3	48	
	ヨコ%	4.2%	4.2%	2.1%	8.3%	4.2%	12.5%	12.5%	25.0%	4.2%	12.5%	4.2%	6.3%	100.0%	
東山	度数	12	6	13	7	3	9	6	2	2	2	1	0	63	
	ヨコ%	19.0%	9.5%	20.6%	11.1%	4.8%	14.3%	9.5%	3.2%	3.2%	3.2%	1.6%	0.0%	100.0%	
東海	度数	4	11	12	13	3	7	6	6	2	5	4	0	73	
	ヨコ%	5.5%	15.1%	16.4%	17.8%	4.1%	9.6%	8.2%	8.2%	2.7%	6.8%	5.5%	0.0%	100.0%	
近畿	度数	4	11	7	13	7	12	7	8	3	3	3	0	78	
	ヨコ%	5.1%	14.1%	9.0%	16.7%	9.0%	15.4%	9.0%	10.3%	3.8%	3.8%	3.8%	0.0%	100.0%	
中国	度数	1	4	2	2	1	4	6	5	2	5	1	6	39	
	ヨコ%	2.6%	10.3%	5.1%	5.1%	2.6%	10.3%	15.4%	12.8%	5.1%	12.8%	2.6%	15.4%	100.0%	
四国	度数	2	11	3	6	4	6	6	5	2	2	1	1	49	
	ヨコ%	4.1%	22.4%	6.1%	12.2%	8.2%	12.2%	12.2%	10.2%	4.1%	4.1%	2.0%	2.0%	100.0%	
九州	度数	5	18	17	9	6	9	15	16	6	6	2	0	109	
	ヨコ%	4.6%	16.5%	15.6%	8.3%	5.5%	8.3%	13.8%	14.7%	5.5%	5.5%	1.8%	0.0%	100.0%	
沖縄	度数	6	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11	
	ヨコ%	54.5%	18.2%	18.2%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
合計	度数	64	98	99	81	45	75	83	68	29	34	20	11	707	
	ヨコ%	9.1%	13.9%	14.0%	11.5%	6.4%	10.6%	11.7%	9.6%	4.1%	4.8%	2.8%	1.6%	100.0%	

一方、世帯数5以下で高齢化率が50%を超えるような小規模高齢化集落の存在状況については表 - 4 - 4 のとおりである。各市町村平均で1.2集落、最大値は66集落、地域別にみると中国や四国、北陸の市町村に多い傾向がわかる（表 - 2 - 5 ）。

表 - 2 - 4 世帯数5以下、高齢化率50%以上の集落数

	度数	%	有効%
なし	506	71.2	74.1
1～2集落	106	14.9	15.5
3～4集落	34	4.8	5.0
5～9集落	19	2.7	2.8
10集落以上	18	2.5	2.6
合計	683	96.1	100.0
無回答・無効	28	3.9	
合計	711	100.0	

表 - 2 - 5 世帯数 5 以下、高齢化率 50%以上の集落数 (地域別)

		5 世帯以下、高齢化50%以上					合計	
		なし	1 ~ 2 集落	3 ~ 4 集落	5 ~ 9 集落	10集落以上		
地域	北海道	度数	38	12	2	1	3	56
		ヨコ%	67.9%	21.4%	3.6%	1.8%	5.4%	100.0%
	東北	度数	87	14	6	0	1	108
		ヨコ%	80.6%	13.0%	5.6%	0.0%	0.9%	100.0%
	関東	度数	59	8	1	0	0	68
		ヨコ%	86.8%	11.8%	1.5%	0.0%	0.0%	100.0%
	北陸	度数	24	8	6	6	1	45
		ヨコ%	53.3%	17.8%	13.3%	13.3%	2.2%	100.0%
	東山	度数	44	10	0	4	2	60
		ヨコ%	73.3%	16.7%	0.0%	6.7%	3.3%	100.0%
	東海	度数	57	10	3	2	0	72
		ヨコ%	79.2%	13.9%	4.2%	2.8%	0.0%	100.0%
	近畿	度数	59	11	3	1	0	74
		ヨコ%	79.7%	14.9%	4.1%	1.4%	0.0%	100.0%
	中国	度数	17	10	2	4	3	36
		ヨコ%	47.2%	27.8%	5.6%	11.1%	8.3%	100.0%
	四国	度数	25	12	4	0	5	46
		ヨコ%	54.3%	26.1%	8.7%	0.0%	10.9%	100.0%
	九州	度数	85	11	7	1	3	107
		ヨコ%	79.4%	10.3%	6.5%	0.9%	2.8%	100.0%
	沖縄	度数	11	0	0	0	0	11
		ヨコ%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計		度数	506	106	34	19	18	683
		ヨコ%	74.1%	15.5%	5.0%	2.8%	2.6%	100.0%

(4) 今後消滅が予想される集落

「今後 10 年以内に消滅が予想される集落」については、全体の 15.9%にあたる 113 の市町村から 218 集落があげられた(表 - 2 - 6)。地域別にみると、やはり中国、北陸の各地方で該当する市町村が多い(表 - 2 - 7)。

以下、この 218 集落を消滅予想集落として分析をすすめる。

表 - 2 - 6 消滅が予想される集落数

	度数	%	有効%
なし	578	81.3	83.6
あり	113	15.9	16.4
1 集落	68	9.6	9.8
2 ~ 3 集落	30	4.2	4.3
4 集落以上	15	2.1	2.2
合計	691	97.2	100.0
無回答・無効	20	2.8	
合計	711	100.0	

表 - 2 - 7 消滅が予想される集落数（地域別）

地域	消滅が予想される集落数						合計
	なし	あり	1集落	2～3集落	4集落以上		
北海道	度数	47	9	6	2	1	56
	ヨコ%	83.9%	16.1%	10.7%	3.6%	1.8%	100.0%
東北	度数	95	13	8	4	1	108
	ヨコ%	88.0%	12.0%	7.4%	3.7%	0.9%	100.0%
関東	度数	64	5	3	2	0	69
	ヨコ%	92.8%	7.2%	4.3%	2.9%	0.0%	100.0%
北陸	度数	34	12	5	4	3	46
	ヨコ%	73.9%	26.1%	10.9%	8.7%	6.5%	100.0%
東山	度数	51	10	6	3	1	61
	ヨコ%	83.6%	16.4%	9.8%	4.9%	1.6%	100.0%
東海	度数	59	13	9	2	2	72
	ヨコ%	81.9%	18.1%	12.5%	2.8%	2.8%	100.0%
近畿	度数	70	7	2	4	1	77
	ヨコ%	90.9%	9.1%	2.6%	5.2%	1.3%	100.0%
中国	度数	26	12	8	1	3	38
	ヨコ%	68.4%	31.6%	21.1%	2.6%	7.9%	100.0%
四国	度数	31	15	10	4	1	46
	ヨコ%	67.4%	32.6%	21.7%	8.7%	2.2%	100.0%
九州	度数	90	17	11	4	2	107
	ヨコ%	84.1%	15.9%	10.3%	3.7%	1.9%	100.0%
沖縄	度数	11	0	0	0	0	11
	ヨコ%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	度数	578	113	68	30	15	691
	ヨコ%	83.6%	16.4%	9.8%	4.3%	2.2%	100.0%

a . 消滅予想集落の立地

消滅が予想される集落の立地条件として、まず集落中心部の標高をみると表 - 2 - 8 のようになる。平均値は 347.0m、最小 10m、最大 1,200m である。

次に、集落中心部から市町村役場までの距離について、主な交通手段による所要時間を表 - 2 - 9 に、道路距離を表 - 2 - 10 に示す。道路距離の平均値は 13.2km（最小 0.3km、最大 50.0km）である。

さらに、当該集落で行われている農業生産について主な作目をみると、「水稻」「野菜・工芸作物」の順で多く、「農業は行われていない」集落も 2 割弱含まれる（表 - 2 - 11）。

表 - 2 - 8 消滅予想集落の標高

	度数	%	有効%
100m未満	15	6.9	6.9
100～150m	19	8.7	8.8
150～200m	23	10.6	10.6
200～250m	38	17.4	17.5
250～300m	17	7.8	7.8
300～400m	22	10.1	10.1
400～500m	30	13.8	13.8
500～600m	18	8.3	8.3
600～700m	13	6.0	6.0
700～800m	12	5.5	5.5
800～1000m	5	2.3	2.3
1000m以上	5	2.3	2.3
合計	217	99.5	100.0
無回答・無効	1	0.5	
合計	218	100.0	

表 - 2 - 9 市町村役場までの所要時間

	度数	%	有効%
集落内	1	0.5	0.5
15分未満	37	17.0	17.4
15～30分	87	39.9	40.8
30～45分	51	23.4	23.9
45～1時間	23	10.6	10.8
1時間以上	14	6.4	6.6
合計	213	97.7	100.0
無回答・無効	5	2.3	
合計	218	100.0	

表 - 2 - 10 市町村役場までの道路距離

	度数	%	有効%
2 km未満	7	3.2	3.2
2～4 km	15	6.9	6.9
4～6 km	26	11.9	12.0
6～8 km	25	11.5	11.5
8～10km	20	9.2	9.2
10～12km	25	11.5	11.5
12～14km	11	5.0	5.1
14～16km	23	10.6	10.6
16～18km	10	4.6	4.6
18～20km	9	4.1	4.1
20～25km	18	8.3	8.3
25～30km	11	5.0	5.1
30～40km	12	5.5	5.5
40km以上	5	2.3	2.3
合計	217	99.5	100.0
無回答・無効	1	0.5	
合計	218	100.0	

表 - 2 - 11 主な作目

	度数	%	有効%
水稲	76	34.9	35.0
野菜・工芸作物	60	27.5	27.6
果樹	11	5.0	5.1
施設園芸	3	1.4	1.4
畜産	3	1.4	1.4
農業は行っていない	35	16.1	16.1
その他	29	13.3	13.4
合計	217	99.5	100.0
無回答・無効	1	0.5	
合計	218	100.0	

b . 集落の規模・高齢化

当該集落の現在の規模を高齢化率との組み合わせで見ると表 - 2 - 12 のようになる。「5世帯以下、高齢化率 50%以上」の集落が全体の7割近くを占めている。次いで「6～9世帯、高齢化率 50%以上」「10～19世帯、高齢化率 50%以上」となっており、総じて高齢化がすすんでいる状況にあることがわかる。

表 - 2 - 12 世帯数・高齢化率別分布

	度数	%	有効%
5以下、50%以上	150	68.8	69.1
6～9、50%以上	27	12.4	12.4
10～19、50%以上	17	7.8	7.8
20以上、50%以上	3	1.4	1.4
5以下、50%未満	14	6.4	6.5
6～9、50%未満	1	0.5	0.5
10～19、50%未満	3	1.4	1.4
20以上、50%未満	2	0.9	0.9
合計	217	99.5	100.0
無回答・無効	1	0.5	
合計	218	100.0	

c. 主たる生業

現在の当該集落居住者の主たる生業をみると、「年金・家族からの仕送り等」が最も多く、次いで「農業（販売なし）」「農業（販売あり）」となっている（表 - 2 - 13）。いずれにせよ、稼得機会が少ない状況にある集落が多いことがわかる。

表 - 2 - 13 集落居住者の主たる生業

	度数	%	有効%
農業（販売あり）	47	21.6	22.0
農業（販売なし）	58	26.6	27.1
林業	8	3.7	3.7
水産業	2	0.9	0.9
その他自営	6	2.8	2.8
会社等勤務	12	5.5	5.6
年金・仕送り	80	36.7	37.4
その他	1	0.5	0.5
合計	214	98.2	100.0
無回答・無効	4	1.8	
合計	218	100.0	

d. 消滅が予想される理由

消滅が予想される理由（表 - 2 - 14）について最も多くあげられているのが「高齢者の死亡の増加による人口の自然減が継続して発生する」であり、全体の8割を占める。次いで多いのが「利便性や就業機会等を求めて移住する個人・世帯が増える」であるが全体の1割にすぎない。地域別にみると、東海、中国地方で他出の増加による人口減少をあげる市町村が若干多いこと（表 - 2 - 15）がわかる。

表 - 2 - 14 消滅が予想される理由

	度数	%
人口の自然減	179	82.1
他出の増加	23	10.6
集団移転	3	1.4
公共事業に伴う移転	7	3.2
その他	6	2.8
合計	218	100.0

表 - 2 - 15 消滅が予想される理由（地域別）

		消滅が予想される理由					合計	
		人口の 自然減	他出の 増加	集団 移転	公共 事業	その他		
地域	北海道	度数 ヨコ%	8 50.0%	3 18.8%	0 0.0%	0 0.0%	5 31.3%	16 100.0%
	東北	度数 ヨコ%	17 73.9%	2 8.7%	1 4.3%	3 13.0%	0 0.0%	23 100.0%
	関東	度数 ヨコ%	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%
	北陸	度数 ヨコ%	31 88.6%	0 0.0%	1 2.9%	2 5.7%	1 2.9%	35 100.0%
	東山	度数 ヨコ%	18 94.7%	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	19 100.0%
	東海	度数 ヨコ%	17 70.8%	7 29.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	24 100.0%
	近畿	度数 ヨコ%	16 94.1%	1 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	17 100.0%
	中国	度数 ヨコ%	19 79.2%	5 20.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	24 100.0%
	四国	度数 ヨコ%	23 88.5%	1 3.8%	1 3.8%	1 3.8%	0 0.0%	26 100.0%
	九州	度数 ヨコ%	23 85.2%	3 11.1%	0 0.0%	1 3.7%	0 0.0%	27 100.0%
合計		度数 ヨコ%	179 82.1%	23 10.6%	3 1.4%	7 3.2%	6 2.8%	218 100.0%

e . 共同作業の実施状況

当該集落で行われている共同作業（道路や水路の清掃・管理等一定の労働を伴う作業）の実施状況については表 - 2 - 16 の通りである。現在のところは、「住民（市街地へ移住した子など家族も含む）だけでなんとか実施している」状況にある集落が半数を超えている。ただし、中国や東山地方の集落では「周辺集落（個人、連合自治会等の集落の連合組織も含む）の支援を受けて実施している」も多いことが指摘できる（表 - 2 - 17）。

表 - 2 - 16 共同作業の実施状況

	度数	%	有効%
住民のみで実施	124	56.9	57.1
周辺住民の支援あり	29	13.3	13.4
公的機関が肩代わり	8	3.7	3.7
共同作業はない	52	23.9	24.0
その他	4	1.8	1.8
合計	217	99.5	100.0
無回答・無効	1	0.5	
合計	218	100.0	

表 - 2 - 17 共同作業の実施状況（地域別）

地域		共同作業の実施状況					合計
		住民のみで実施	周辺住民の支援あり	公的機関が肩代わり	共同作業はない	その他	
北海道	度数	7	3	0	6	0	16
	ヨコ%	43.8%	18.8%	0.0%	37.5%	0.0%	100.0%
東北	度数	16	2	0	3	2	23
	ヨコ%	69.6%	8.7%	0.0%	13.0%	8.7%	100.0%
関東	度数	5	1	0	1	0	7
	ヨコ%	71.4%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	100.0%
北陸	度数	26	1	0	7	1	35
	ヨコ%	74.3%	2.9%	0.0%	20.0%	2.9%	100.0%
東山	度数	6	9	0	4	0	19
	ヨコ%	31.6%	47.4%	0.0%	21.1%	0.0%	100.0%
東海	度数	15	0	0	7	1	23
	ヨコ%	65.2%	0.0%	0.0%	30.4%	4.3%	100.0%
近畿	度数	12	0	0	5	0	17
	ヨコ%	70.6%	0.0%	0.0%	29.4%	0.0%	100.0%
中国	度数	9	7	0	8	0	24
	ヨコ%	37.5%	29.2%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
四国	度数	13	4	3	6	0	26
	ヨコ%	50.0%	15.4%	11.5%	23.1%	0.0%	100.0%
九州	度数	15	2	5	5	0	27
	ヨコ%	55.6%	7.4%	18.5%	18.5%	0.0%	100.0%
合計	度数	124	29	8	52	4	217
	ヨコ%	57.1%	13.4%	3.7%	24.0%	1.8%	100.0%

f . 祭事の実施状況

当該集落で行われている祭事（伝統芸能・文化等の保全活動も含む）の実施状況については表 - 2 - 18 の通りである。最も多いのは「そのような活動は止めてしまった」であり、「住民（市街地へ移住した子など家族も含む）だけでなんとか実施している」を上回っている。

表 - 2 - 18 祭事の実施状況

	度数	%	有効%
住民のみで実施	75	34.4	34.9
周辺住民の支援あり	48	22.0	22.3
ボランティアの支援	5	2.3	2.3
活動をやめた	83	38.1	38.6
その他	4	1.8	1.9
合計	215	98.6	100.0
無回答・無効	3	1.4	
合計	218	100.0	

g . 寄り合いの開催状況

次に当該集落で行われている住民の集まり（寄り合い）の開催状況についてであるが、多い順に「ほとんど行われていない」「必要に応じて不定期に行われている」「年に1度、定期的に行われている」となっており、住民が定期的に頻繁に集まるような機会はなくなっているのが現状のようである（表 - 2 - 19 ）。

表 - 2 - 19 寄り合いの開催状況

	度数	%
毎月実施	17	7.8
2～3ヶ月に1回	9	4.1
半年に1回	16	7.3
年に1回	22	10.1
不定期に実施	72	33.0
行われていない	82	37.6
合計	218	100.0

h . 農地の管理状況

集落の農地管理については、「住民（市街地へ移住した子など家族も含む）が作物の作付けや放牧等により管理している」集落が5割に近いが、「ほとんどの農地は管理されずに放棄されている」ケースも2割近く存在する（表 - 2 -20）。特に北陸や中国、東海地方では放棄されている割合が高い（表 - 2 -21）。

表 - 2 -20 農地の管理状況

	度数	%
農地はない	26	11.9
住民が作付	102	46.8
住民が最低限の管理	34	15.6
周辺住民の支援あり	1	0.5
公的機関が管理	3	1.4
植林している	6	2.8
放棄されている	40	18.3
その他	6	2.8
合計	218	100.0

表 - 2 -21 農地の管理状況（地域別）

地域	農地の管理状況									合計
	農地はない	住民が作付	住民が最低限の管理	周辺住民の支援あり	公的機関が管理	植林している	放棄されている	その他		
北海道	度数	1	11	1	0	0	0	2	1	16
	ヨコ%	6.3%	68.8%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	6.3%	100.0%
東北	度数	5	10	1	1	3	0	1	2	23
	ヨコ%	21.7%	43.5%	4.3%	4.3%	13.0%	0.0%	4.3%	8.7%	100.0%
関東	度数	2	2	3	0	0	0	0	0	7
	ヨコ%	28.6%	28.6%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
北陸	度数	1	20	1	0	0	0	12	1	35
	ヨコ%	2.9%	57.1%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	34.3%	2.9%	100.0%
東山	度数	1	13	1	0	0	0	4	0	19
	ヨコ%	5.3%	68.4%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	21.1%	0.0%	100.0%
東海	度数	5	5	6	0	0	1	7	0	24
	ヨコ%	20.8%	20.8%	25.0%	0.0%	0.0%	4.2%	29.2%	0.0%	100.0%
近畿	度数	1	5	4	0	0	3	4	0	17
	ヨコ%	5.9%	29.4%	23.5%	0.0%	0.0%	17.6%	23.5%	0.0%	100.0%
中国	度数	1	14	2	0	0	0	7	0	24
	ヨコ%	4.2%	58.3%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	29.2%	0.0%	100.0%
四国	度数	2	5	14	0	0	2	2	1	26
	ヨコ%	7.7%	19.2%	53.8%	0.0%	0.0%	7.7%	7.7%	3.8%	100.0%
九州	度数	7	17	1	0	0	0	1	1	27
	ヨコ%	25.9%	63.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	3.7%	100.0%
合計	度数	26	102	34	1	3	6	40	6	218
	ヨコ%	11.9%	46.8%	15.6%	0.5%	1.4%	2.8%	18.3%	2.8%	100.0%

i . 林地の管理状況

同じく林地についてみると、「住民（市街地へ移住した子など家族も含む）が独力で管理している」と「ほとんど管理していない」とが拮抗した結果となっている（表 - 2 -22）。地域別では、東山や北陸地方で管理していない状況が多く見受けられる（表 - 2 -23）。

表 - 2 -22 林地の管理状況

	度数	%	有効%
林地はない	21	9.6	9.7
住民が管理	70	32.1	32.3
森林組合が管理	37	17.0	17.1
林業会社が管理	1	0.5	0.5
周辺住民の支援あり	2	0.9	0.9
公的機関が管理	6	2.8	2.8
管理されていない	68	31.2	31.3
その他	12	5.5	5.5
合計	217	99.5	100.0
無回答・無効	1	0.5	
合計	218	100.0	

表 - 2 - 23 林地の管理状況（地域別）

地域	林地の管理状況	林地の管理状況									合計
		林地はない	住民が管理している	森林組合が管理	林業会社が管理	周辺住民の支援あり	公的機関が管理	管理されていない	その他		
北海道	度数	7	0	4	0	0	3	1	1	16	
	ヨコ%	43.8%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	18.8%	6.3%	6.3%	100.0%	
東北	度数	5	4	4	0	1	3	3	2	22	
	ヨコ%	22.7%	18.2%	18.2%	0.0%	4.5%	13.6%	13.6%	9.1%	100.0%	
関東	度数	0	4	1	0	0	0	2	0	7	
	ヨコ%	0.0%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	100.0%	
北陸	度数	1	10	3	1	1	0	19	0	35	
	ヨコ%	2.9%	28.6%	8.6%	2.9%	2.9%	0.0%	54.3%	0.0%	100.0%	
東山	度数	1	2	1	0	0	0	15	0	19	
	ヨコ%	5.3%	10.5%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	78.9%	0.0%	100.0%	
東海	度数	3	14	6	0	0	0	1	0	24	
	ヨコ%	12.5%	58.3%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	100.0%	
近畿	度数	0	0	7	0	0	0	5	5	17	
	ヨコ%	0.0%	0.0%	41.2%	0.0%	0.0%	0.0%	29.4%	29.4%	100.0%	
中国	度数	0	14	2	0	0	0	6	2	24	
	ヨコ%	0.0%	58.3%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	8.3%	100.0%	
四国	度数	1	11	5	0	0	0	8	1	26	
	ヨコ%	3.8%	42.3%	19.2%	0.0%	0.0%	0.0%	30.8%	3.8%	100.0%	
九州	度数	3	11	4	0	0	0	8	1	27	
	ヨコ%	11.1%	40.7%	14.8%	0.0%	0.0%	0.0%	29.6%	3.7%	100.0%	
合計	度数	21	70	37	1	2	6	68	12	217	
	ヨコ%	9.7%	32.3%	17.1%	0.5%	0.9%	2.8%	31.3%	5.5%	100.0%	

j . 集落管理機能の低下による被害・支障への対応

住民による農林地の管理放棄などによって生じている被害・支障についての対応の有無については、表 - 2 - 24 に示す通りである。対応の多いものは「山地の斜面崩壊による被害・支障」「農地ののり面崩壊による土砂流出等の被害・支障」「風倒木の放置による被害・支障」となっている。いずれも地域別にみると北陸、中国、関東、九州の各地方で特徴的に多いことがわかる（表 - 2 - 25）。

表 - 2 - 24 集落管理機能の低下による被害への対応の有無

	農地ののり面崩壊			病虫害の発生			ゴミ・産廃の不法投棄		
	度数	%	有効%	度数	%	有効%	度数	%	有効%
ある	70	32.1	32.7	24	11.0	11.4	51	23.4	24.3
ない	144	66.1	67.3	186	85.3	88.6	159	72.9	75.7
合計	214	98.2	100.0	210	96.3	100.0	210	96.3	100.0
無回答・無効	4	1.8		8	3.7		8	3.7	
合計	218	100.0		218	100.0		218	100.0	

	山地の斜面崩壊			風倒木の放置		
	度数	%	有効%	度数	%	有効%
ある	82	37.6	38.9	62	28.4	29.5
ない	129	59.2	61.1	148	67.9	70.5
合計	211	96.8	100.0	210	96.3	100.0
無回答・無効	7	3.2		8	3.7	
合計	218	100.0		218	100.0	

表 - 2 - 25 「山地の斜面崩壊」「農地のり面崩壊」「風倒木の放置」への対応の有無（地域別）

地域		農地のり面崩壊			合計	山地の斜面崩壊			合計	風倒木の放置		合計
		ある	ない	合計		ある	ない	合計		ある	ない	
北海道	度数	0	16	16	1	14	15	1	14	15		
	ヨコ%	0.0%	100.0%	100.0%	6.7%	93.3%	100.0%	6.7%	93.3%	100.0%		
東北	度数	4	19	23	5	18	23	6	17	23		
	ヨコ%	17.4%	82.6%	100.0%	21.7%	78.3%	100.0%	26.1%	73.9%	100.0%		
関東	度数	3	4	7	4	3	7	1	6	7		
	ヨコ%	42.9%	57.1%	100.0%	57.1%	42.9%	100.0%	14.3%	85.7%	100.0%		
北陸	度数	23	11	34	21	13	34	16	18	34		
	ヨコ%	67.6%	32.4%	100.0%	61.8%	38.2%	100.0%	47.1%	52.9%	100.0%		
東山	度数	3	14	17	5	13	18	2	16	18		
	ヨコ%	17.6%	82.4%	100.0%	27.8%	72.2%	100.0%	11.1%	88.9%	100.0%		
東海	度数	2	22	24	8	15	23	3	20	23		
	ヨコ%	8.3%	91.7%	100.0%	34.8%	65.2%	100.0%	13.0%	87.0%	100.0%		
近畿	度数	2	15	17	2	15	17	0	17	17		
	ヨコ%	11.8%	88.2%	100.0%	11.8%	88.2%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%		
中国	度数	13	11	24	11	12	23	12	11	23		
	ヨコ%	54.2%	45.8%	100.0%	47.8%	52.2%	100.0%	52.2%	47.8%	100.0%		
四国	度数	10	16	26	11	15	26	7	19	26		
	ヨコ%	38.5%	61.5%	100.0%	42.3%	57.7%	100.0%	26.9%	73.1%	100.0%		
九州	度数	10	16	26	14	11	25	14	10	24		
	ヨコ%	38.5%	61.5%	100.0%	56.0%	44.0%	100.0%	58.3%	41.7%	100.0%		
合計	度数	70	144	214	82	129	211	62	148	210		
	ヨコ%	32.7%	67.3%	100.0%	38.9%	61.1%	100.0%	29.5%	70.5%	100.0%		

(5) 既に消滅した集落

「平成元年以降に消滅した集落」については、38 市町村から 68 集落があげられた（表 - 2 - 26）。なお集落の消滅とは、『様々な要因で人口・戸数が継続的に減少し、集落が無入化・無住化すること』と定義している。

地域別の分布をみると表 - 4 - 27 の通りで、北陸や東北地方にやや多い傾向がみられる。以下はこの 68 集落を消滅集落として分析をすすめる。

表 - 2 - 26 消滅した集落

	度数	%	有効%
なし	512	72.0	93.1
あり	38	5.3	6.9
1 集落	24	3.4	4.4
2 ~ 3 集落	10	1.4	1.8
4 集落以上	4	0.6	0.7
合計	550	77.4	100.0
無回答・無効	161	22.6	
合計	711	100.0	

表 - 2 - 27 消滅した集落（地域別）

地域		消滅した集落数					合計
		なし	あり	1集落	2～3集落	4集落以上	
北海道	度数	42	2	1	0	1	44
	ヨコ%	95.5%	4.5%	2.3%	0.0%	2.3%	100.0%
東北	度数	78	9	8	1	0	87
	ヨコ%	89.7%	10.3%	9.2%	1.1%	0.0%	100.0%
関東	度数	56	0	0	0	0	56
	ヨコ%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
北陸	度数	34	6	3	2	1	40
	ヨコ%	85.0%	15.0%	7.5%	5.0%	2.5%	100.0%
東山	度数	45	5	4	1	0	50
	ヨコ%	90.0%	10.0%	8.0%	2.0%	0.0%	100.0%
東海	度数	50	4	4	0	0	54
	ヨコ%	92.6%	7.4%	7.4%	0.0%	0.0%	100.0%
近畿	度数	60	1	0	1	0	61
	ヨコ%	98.4%	1.6%	0.0%	1.6%	0.0%	100.0%
中国	度数	28	4	1	3	0	32
	ヨコ%	87.5%	12.5%	3.1%	9.4%	0.0%	100.0%
四国	度数	36	2	1	0	1	38
	ヨコ%	94.7%	5.3%	2.6%	0.0%	2.6%	100.0%
九州	度数	73	5	2	2	1	78
	ヨコ%	93.6%	6.4%	2.6%	2.6%	1.3%	100.0%
沖縄	度数	10	0	0	0	0	10
	ヨコ%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	度数	512	38	24	10	4	550
	ヨコ%	93.1%	6.9%	4.4%	1.8%	0.7%	100.0%

a . 消滅集落の立地

消滅した集落の立地条件として、まず集落中心部の標高は表 - 2 - 28 の通りで、平均値は304.1m、最小10m、最大1,100mである。

また集落中心部から市町村役場までの距離については、主な交通手段による所要時間を表 - 2 - 29 に、道路距離を表 - 2 - 30 に示す。道路距離の平均値は10.5km（最小0.3km、最大35.5km）である。

表 - 2 - 28 消滅集落の標高

	度数	%	有効%
100m未満	5	7.4	7.9
100～150m	7	10.3	11.1
150～200m	12	17.6	19.0
200～250m	8	11.8	12.7
250～300m	7	10.3	11.1
300～500m	10	14.7	15.9
500～700m	10	14.7	15.9
700m以上	4	5.9	6.3
合計	63	92.6	100.0
無回答・無効	5	7.4	
合計	68	100.0	

表 - 2 -29 市町村役場までの所要時間

	度数	%
15分未満	20	29.4
15～30分	20	29.4
30～45分	18	26.5
45～1時間	8	11.8
1時間以上	2	2.9
合計	68	100.0

表 - 2 -30 市町村役場までの道路距離

	度数	%
2 km未満	10	14.7
2～4 km	4	5.9
4～6 km	5	7.4
6～8 km	7	10.3
8～10km	8	11.8
10～12km	9	13.2
12～14km	4	5.9
14～16km	5	7.4
16～18km	6	8.8
18～20km	1	1.5
20～25km	6	8.8
25km以上	3	4.4
合計	68	100.0

b . 消滅した時期

当該集落が消滅した時期についてみると、平成 15 年以前の消滅は毎年 2～4 集落程度となっているが、平成 15 年は 10 集落、16 年は 6 集落、17 年は 9 集落と、以前より増えていることがわかる(表 - 2 -31)。

表 - 2 -31 消滅した時期

	度数	%	有効%
平成 1～4 年	8	11.8	12.9
5～6 年	9	13.2	14.5
7～8 年	6	8.8	9.7
9～10年	5	7.4	8.1
11～12年	6	8.8	9.7
13～14年	3	4.4	4.8
15年	10	14.7	16.1
16年	6	8.8	9.7
17年	9	13.2	14.5
合計	62	91.2	100.0
無回答・無効	6	8.8	
合計	68	100.0	

c . 消滅した理由

集落が消滅した理由(表 - 2 -32)について多くあげられているのが「高齢者の死亡の増加による人口の自然減が継続して発生した」と「ダム建設、高速道路建設等の公共事業等の実施に伴う移転が実施された」であり、次いで「利便性や就業機会等を求めて移住する個人・世帯が増加した」となっている。公共事業による移転については、その事実が明らかであることから回答しやすかったとも考えられる。また、他の 2 つについては、前述の消滅予想集落の消滅理由とも一致するが、今後の消滅予想の要因として、他出はそれほど大きなものではなかったことに比べると、これまでの集落の消滅の現実、人口の自然減によるものと同様に他出による人口減が要因として大きかったことがわかる。

表 - 2 -32 消滅した理由

	度数	%
人口の自然減	21	30.9
他出の増加	14	20.6
集団移転	3	4.4
公共事業に伴う移転	21	30.9
災害や鳥獣害	1	1.5
その他	8	11.8
合計	68	100.0

d . 農地の管理状況

消滅集落の現在の農地管理については、「ほとんど
の農地は管理されずに放棄されている」が最も多く、
次いで「従前の住民(市街地へ移住した家族も含む)
が作物の作付けや放牧等により管理している」とな
っている(表 - 2 - 33)。

表 - 2 - 33 農地の管理状況

	度数	%	有効%
農地はない	9	13.2	13.4
従前住民が作付	12	17.6	17.9
従前住民が最低限管理	2	2.9	3.0
周辺集落が管理	4	5.9	6.0
都市部住民が活用	1	1.5	1.5
公的機関が管理	8	11.8	11.9
植林している	2	2.9	3.0
放棄されている	17	25.0	25.4
その他	12	17.6	17.9
合計	67	98.5	100.0
無回答・無効	1	1.5	
合計	68	100.0	

e . 林地の管理状況

同じく林地についてしてみると、「従前の住民(市街地
へ移住した子など家族も含む)が独力で管理している」
が多くなり「ほとんど管理していない」をわずかに上回
る(表 - 2 - 34)。また、「森林組合が管理している」ケ
ースも少なくない。

表 - 2 - 34 林地の管理状況

	度数	%
林地はない	10	14.7
従前住民が管理	20	29.4
森林組合が管理	11	16.2
他事業者が管理	3	4.4
周辺集落が管理	3	4.4
管理されていない	17	25.0
その他	4	5.9
合計	68	100.0

f . 集落管理機能の低下による被害・支障への対応

消滅・無住化した集落の農林地に生じている被害・支障についての対応の有無については、
表 - 2 - 35 に示す通りである。対応の多いものは「風倒木の放置による被害・支障」「耕作
放棄地等への粗大ゴミ・産業廃棄物等の不法投棄」「山地の斜面崩壊による被害・支障」とな
っており、前述の消滅予想集落の現状と比べると、消滅集落では新たにゴミ・産廃の不法投
棄の問題が生じていることがわかる。

表 - 2 - 35 消滅した集落の被害への対応の有無

	農地ののり面崩壊			病虫害の発生			ゴミ・産廃の不法投棄		
	度数	%	有効%	度数	%	有効%	度数	%	有効%
ある	15	22.1	22.4	7	10.3	10.9	25	36.8	39.1
ない	52	76.5	77.6	57	83.8	89.1	39	57.4	60.9
合計	67	98.5	100.0	64	94.1	100.0	64	94.1	100.0
無回答・無効	1	1.5		4	5.9		4	5.9	
合計	68	100.0		68	100.0		68	100.0	

	山地の斜面崩壊			風倒木の放置		
	度数	%	有効%	度数	%	有効%
ある	21	30.9	32.8	26	38.2	40.6
ない	43	63.2	67.2	38	55.9	59.4
合計	64	94.1	100.0	64	94.1	100.0
無回答・無効	4	5.9		4	5.9	
合計	68	100.0		68	100.0	

(6) 集落の存続や定住の継続に対する支援施策の実施状況

最後に、集落の存続や定住の継続について、市町村が講じている施策についてである。消滅予想集落および消滅集落の有無に関わらず、回答のあった711ケースすべてを対象とする。

調査票に用意した11の施策のうち、実施されているケースが多かったのは、「高齢者や児童・生徒の交通手段の確保のための集落巡回バス等の運行」「高齢世帯に対する弁当等の宅配サービス」の2つである。また、検討中の施策としては「小規模・高齢化集落の（自治会等の）統合や他集落への編入の斡旋」をあげるケースがやや多かった（表 - 2 -36）。

表 - 2 -36 集落の存続、定住継続に関する支援施策の実施状況

	共同作業への支援			農林地管理への支援			伝統文化保全への支援			窓口業務の出張サービス		
	度数	%	有効%	度数	%	有効%	度数	%	有効%	度数	%	有効%
過去に一部で実施	7	1.0	1.3	4	0.6	0.8	8	1.1	1.5	2	0.3	0.4
過去に全域で実施	5	0.7	1.0	1	0.1	0.2	7	1.0	1.3	4	0.6	0.8
一部で実施中	22	3.1	4.2	39	5.5	7.5	38	5.3	7.2	3	0.4	0.6
全域で実施中	39	5.5	7.5	32	4.5	6.2	41	5.8	7.8	11	1.5	2.1
一部で検討中	13	1.8	2.5	7	1.0	1.3	4	0.6	0.8	9	1.3	1.7
全域で検討中	24	3.4	4.6	34	4.8	6.6	28	3.9	5.3	29	4.1	5.5
実施していない、他	413	58.1	79.0	402	56.5	77.5	402	56.5	76.1	471	66.2	89.0
合計	523	73.6	100.0	519	73.0	100.0	528	74.3	100.0	529	74.4	100.0
無回答・無効	188	26.4		192	27.0		183	25.7		182	25.6	
合計	711	100.0		711	100.0		711	100.0		711	100.0	

	巡回バス等の運行			高齢世帯への給食サービス			高齢世帯の買い物サービス			遠隔医療システムの導入		
	度数	%	有効%	度数	%	有効%	度数	%	有効%	度数	%	有効%
過去に一部で実施	3	0.4	0.6	8	1.1	1.5	4	0.6	0.8	5	0.7	0.9
過去に全域で実施	4	0.6	0.8	4	0.6	0.8	3	0.4	0.6	3	0.4	0.6
一部で実施中	104	14.6	21.0	36	5.1	6.9	13	1.8	2.5	6	0.8	1.1
全域で実施中	161	22.6	32.5	171	24.1	33.0	42	5.9	7.9	4	0.6	0.8
一部で検討中	3	0.4	0.6	1	0.1	0.2	7	1.0	1.3	8	1.1	1.5
全域で検討中	29	4.1	5.8	16	2.3	3.1	25	3.5	4.7	40	5.6	7.5
実施していない、他	192	27.0	38.7	282	39.7	54.4	435	61.2	82.2	464	65.3	87.5
合計	496	69.8	100.0	518	72.9	100.0	529	74.4	100.0	530	74.5	100.0
無回答・無効	215	30.2		193	27.1		182	25.6		181	25.5	
合計	711	100.0		711	100.0		711	100.0		711	100.0	

	冬期の移転住宅の斡旋			集落移転			集落の統合や編入の斡旋		
	度数	%	有効%	度数	%	有効%	度数	%	有効%
過去に一部で実施	3	0.4	0.6	18	2.5	3.4	12	1.7	2.3
過去に全域で実施	4	0.6	0.8	9	1.3	1.7	4	0.6	0.8
一部で実施中	5	0.7	0.9	1	0.1	0.2	3	0.4	0.6
全域で実施中	9	1.3	1.7	1	0.1	0.2	14	2.0	2.7
一部で検討中	1	0.1	0.2	2	0.3	0.4	16	2.3	3.1
全域で検討中	14	2.0	2.6	20	2.8	3.8	46	6.5	8.9
実施していない、他	494	69.5	93.2	479	67.4	90.4	424	59.6	81.7
合計	530	74.5	100.0	530	74.5	100.0	519	73.0	100.0
無回答・無効	181	25.5		181	25.5		192	27.0	
合計	711	100.0		711	100.0		711	100.0	

(7) まとめ

以上、全国の中山間地域の市町村を主な対象とした配票調査結果について概観した。

a．限界集落の分布

まず地域的な特徴として、今後消滅が予想される集落および既に消滅した集落は、小規模で高齢化が進んだ集落が多く存在する北陸地方と中国地方に多いことが明らかになった。

b．消滅が予想される集落の状況

消滅が予想される集落の現状としては、まず経済活動としての農林業その他が行なわれておらず、住民は年金や仕送りに頼って生活しているケースが少なくない。共同作業や農林地の管理については、放棄が目立つ中国地方や北陸地方を除けば、まだなんとか住民だけで実施できているが、祭事については廃止、寄り合いも不定期になるなど、社会的な活動が停滞しつつある現状もみられた。こうした状況の中での現実問題として、山地の斜面崩壊や農地ののり面崩壊による被害もみられている。

c．消滅集落の実態

一方、集落の消滅の実態は、高齢化による人口の自然減や、利便性を求めた住民の他出などを要因に、平成 15 年頃から増え始めている。消滅した集落の農林地の管理については、放棄されているケースも多いが、従前の住民によって継続的に管理されているケースも同程度あり、消滅・無住化によって農林地に生じる被害等が特に拡大していることは確認できなかった。ただし、粗大ゴミや産業廃棄物の不法投棄が新たに指摘されている実態も明らかになっている。

d．市町村の対応

こうした実態に対して、市町村が集落の存続等のために講じている施策については、巡回バスの運行や給食サービスなど、主に高齢者向けの生活サービスが中心となっているのが現状であり、今後は集落の統合・編入といった施策を検討している実態もみられた。

最後に、集落の存続や定住の継続に対する支援施策の実施に関して市町村合併がどのような影響を与えるか、自由記述回答を得ているので本書末尾参考資料に掲載する。

3. 島根県出雲市における限界集落の実態と機能維持の方向性

ここでは島根県出雲市の旧佐田町を事例に実施した現地調査結果から、限界集落の実態と自治体の対応、今後の方向性についてとりまとめる。

(1) 調査対象の概要

a. 対象とした地区・集落の概況

(a) A地区(表 - 3 - 1)

ア. 立地条件

出雲市まで片道 30 分で通勤圏であるが、積雪や凍結の時に通勤が厳しい。そのことが出て行く理由の 1 つになっている。

イ. 人口・世帯

地区全体で約 80 戸 280 人。うち子供が 1 割程度(未就学 5 人、小学生十数人、中学生 2 人、高校生 2 人)。

ウ. 後継者の動き

他出先は出雲市が多い。他出者の帰郷は難しい。出雲市など近いところに出て親が区内に住んでいる者は、行事のために帰ってきて親の代わりに作業に出ることもある。

エ. 農業

専業農家が 1 戸(畜産)。1 ~ 2 頭の和牛を飼育している世帯が 5 戸。地区内に牧草地が 6 ~ 7 反ある。他は放牧。兼業農家の 8 割が販売をしている。農業はやめられない、自家消費だけでは食べきれないという理由から、余った分は JA を通さずに売っている。

戦後の一時期のみ、焼畑を実施。当時開墾した農地は山に返っていった。伝統的に焼畑を行って来てはいない。

表 - 3 - 1 出雲市佐田町 A 地区の様子(集落データ)

集落名称	2000年世界農林業センサス						行政集落(住民基本台帳; 2004年4月31日現在)			
	基礎 類型	総戸数 (戸)	総農家数 (戸)	非農家率 (%)	農家人口 (人)	農家高齢化率 (%)	戸数 (戸)	人口 (人)	高齢化率 (%)	コミュニティ ・ブロック
A 1	山間水田	5	5	0.0	12	66.7	3	7	85.7	A 地区振興協議会
A 2	山間水田	8	8	0.0	23	56.5	8	21	61.9	A 地区振興協議会
A 3	山間水田	20	17	15.0	62	32.3	19	67	43.3	A 地区振興協議会
A 4	山間田畑	21	20	4.8	90	30.0	22	84	35.7	A 地区振興協議会
A 5	山間田畑	29	18	37.9	75	26.7	29	97	29.9	A 地区振興協議会
		83	68	11.5	262	42.4	81	276	51.3	

いずれも旧佐田町(平成合併前)、旧東須佐村(昭和合併前)である

オ．共有財産（共有林）

地区の共有林があり、公社造林をしている。

カ．祭り

祭りの開催回数は変わっていないが、内容は薄くなってきている（簡素化されている）。

キ．交通

車の使えない高齢者は福祉バスを利用している。バスを利用しない時は、近所の人が乗せていく。

ク．集落の様子

各集落に会館があり、集落単位で管理をしている。

いずれの集落も月に1回の常会を開いている。自治会長の他、森林組合担当、神社総代など、全部で10程度の役がある。動くことのできる世帯が少ない集落では、1人で何役も持っている。

地区の会費（後述）とは別に自治会費も徴収している。自治会費は草刈りや祭りなどに充てている。足らなくなった時は特別に集めることもある。額は集落ごとに異なっており、例えばA1集落は500円/月・戸、A2集落は1,000円/月・戸。

自治会長の選出方法は、輪番制（A1集落、A2集落）と選挙（A3集落、A4集落、A5集落）の2通りある。A2集落では女性独居者がいるため、実質的には男性がいる4戸が交代で自治会長を担っている。選挙制の自治会では立候補する人がいない。

ケ．ヒアリングによる補足

A1集落：世帯が最多だったのは約30年前で14戸あった。現在の3戸は全てが単世代。60歳以下が1人。

A2集落：世帯・人口が最多だった約30年前は、13戸約50人。現在、家の後継者が全て他出している。

A3集落：世帯・人口が最多だった約30年前は、22戸。現在、独居世帯が2戸（いずれも女性）存在する。3世代の世帯が4戸。90歳以上が4人。若い世代は、出雲市や佐田町内へ勤めに出ている。農地は平均5反もなく、3反程度だと思われる。

A4集落：世帯・人口が最多だった約30年前は、28戸。独居が1世帯あるが、高齢者ではない。3世代以上の世帯が5戸。85歳以上が4人。

A5集落：3世代以上の世帯が6戸、独居世帯が6戸。



写真 A地区A1集落在住の3戸は全て単独世帯。
61歳以下は1人。



写真 A地区A2集落は佐田町の縁辺に位置する。
急峻で平地が少ない。

(b) B地区(表 - 3 - 2)

ア．立地条件

かつては徒歩や自転車で出雲市・湖陵町あたりへ通っていた。地区住民の意識も、佐田町の中で便利の良いところという意識がある。出雲市・湖陵町方面との交流は盛んで、今も8割程度の人買い物に出ている。雪で不便を感じたこともない。

イ．人口・世帯

高齢者のみの世帯は2戸。地区や班の活動に参加できないなど、機能しない家が3分の1は存在している。

家が消えた原因として、高度経済成長期(特に昭和38～39年)に家ごと出て行った場合、当時世帯の一部が他出した後、残った親を呼び寄せた場合、残った親が死亡して世帯としてなくなったという場合がある。平成に入り、減少の理由が社会減から自然減に変わった。

佐田町では昭和39年の大雨の時に被害を受け、家ごと出た事例はあるが、当時B地区から出て行った世帯はない。

ウ．後継者の動き

若者が多い地区だが、その理由をはっきりとわからない。出雲市や湖陵町に近いからという優位な立地条件も影響していると思われる。

神楽やワラ細工を教えることを通して、子供と大人のつながりがあることも若者が残る理由だと思われる。「で世話になったおばちゃん」という感じで、大きくなってからもつながりができている。異世代が一緒になった活動は約20年続いている。

他出した人が帰ってくることはない。それでも若者がまだまだ残っている地区であり、大きな危機感はない。

エ．農業

農業用水はあまりない。B2 集落にため池が 1 つあり、集落で管理している。

圃場整備に関して国や県の補助は受けていない。町の補助を受けながら「窪直し」をしている。

オ．集落の様子

4 つの集落を「自治会」と言っていたが、B 地区を自治会とし、集落は「班」と呼ぶようにした。班の代表者は輪番制である。

集金常会（月 1 回）葬儀、健康教室（月 1 回）泥おとし（旅行）を各集落の単位で実施。集落によっては、女性会や子供会がある。他の活動は B 地区全体で実施している。とんどさんは協議会ができてから全体で実施するようになった。

以前は集金手数料が入ってきており、これを班の活動費に充て、班の会費は集めていなかった。最近では集金手数料がなくなり、協議会の会費とは別に、班単位で会費を集めているところもある（B2 集落など）。

B2 集落と B3 集落は、コミュニティセンター（後述）の前身となった氏子会館を拠点施設として使っていた。B1 集落は集落単体で公民館がある。B4 集落は住居が長屋方式の共同施設。

カ．ヒアリングによる補足

B1 集落：昭和 33 年は 16 戸、現在は 6 戸。世帯数減少の原因として、耕地が少ないことが考えられる。

B2 集落：最多時は約 30 戸。

B3 集落：最多時は 16 戸、現在は 14 戸。

B4 集落：センサス集落ではない。昭和 30 年代、農協と役場が募集した 5 世帯が入植し、養蚕、クリ、プロイラー、ブタ、肥育牛などを共同農場的に行っていた。現在は 2 戸。他に法人 1 社（畜産緑化；和牛 300 頭を飼育）が存在する。

表 - 3 - 2 出雲市佐田町 B 地区の様子（集落データ）

集落名称	2000年世界農林業センサス						行政集落（住民基本台帳；2004年4月31日現在）			
	基礎 類型	総戸数 （戸）	総農家数 （戸）	非農家率 （％）	農家人口 （人）	農家高齢化率 （％）	戸数 （戸）	人口 （人）	高齢化率 （％）	コミュニティ ・ブロック
B 1	山間水田	7	5	28.6	27	18.5	7	29	37.9	B 地区振興協議会
B 2	山間水田	20	15	25.0	82	18.3	19	87	25.3	B 地区振興協議会
B 3	山間畑	14	12	14.3	57	22.8	15	55	29.1	B 地区振興協議会
B 4							3	11	36.4	B 地区振興協議会
		41	32	22.6	166	19.9	44	182	32.2	

いずれも旧佐田町（平成合併前）、旧窪田村（昭和合併前）である

B4は、農家が存在していないため、農林業センサスでは把握できない。

また、世帯数が少なくなったため、現在は自治会としても成立していない。（市役所支所担当者談）



写真 B地区B1集落。谷筋を切り開いた小規模な水田が広がる。



写真 B地区B4集落は、昭和30年代に入植によって拓かれた。当時の長屋形式の家屋。

b. 地域振興施策（コミュニティ・ブロック）と合併の影響

(a) コミュニティ・ブロック展開の背景

地域活動の衰退への対応として、活動単位を再考することとした。しかし、55の集落を崩すことは難しい。そのため、新しいコミュニティ「コミュニティ・ブロック」を意識的につくっていくという方向で話を進めた。

コミュニティ・ブロックは、古屋町長時代に原型を表明。その遺志を荒木町長が引き継ぎ、平成8年から町施策として展開し、各地区で話し合いを始めた。「コミュニティ・ブロック」という名称は、当時の担当者が命名したものである。

コミュニティ・ブロックの範囲は、大字と同一のものもある一方で、完全には一致していない。範囲の設定にあたっては地域の自然な区分けに基づいた。実際には、町内に暗黙の了解のような自治組織が13あり、これがベースとなっている。これは行政がつくったものではなく、自発的な連合自治会のようなものであり、議員を選ぶ際や道路の陳情の単位として機能していた。

(b) 職員担当制

コミュニティ・ブロック推進にあたり、職員の担当制を行っていた。ただし、担当職員は各地区の事務員ではなく、アドバイザーという位置づけ。担当制は地区を支援するだけでなく、職員の能力向上を図るための研修にもなっていた。地区に入っていくことで調整能力が向上する。しかしその担当制も合併に伴って廃止された。

(c) 活動支援（助成）

コミュニティ・ブロック立ち上げ時、準備経費として各地区に10万円を交付。さらに活動助成として50万円/年・地区を出していた。しかし、合併後は新出雲市の考え方に準じるこ

ととなり、平成 18 年度からは支出しないこととなった。そこで、合併時に基金を取り崩し、（監査役は渋っていたが）地区の振興計画を実現させるという名目で 9 年分を配った（50 万円 × 9 年 = 450 万円 / 地区）。

立ち上げ当初は、リーダー研修をかなり実施した。今は 2 ヶ月に 1 回の代表者の集まりを持っている。

（d）地区ごとの差

初年度に設立されたところはモデル的な動きをしている。一方、設立までに 6 年かかったところもあり、進捗は様々。活動状況はどこも同じというわけではない。

（2）活動や資源管理の実態 - 限界性による影響を中心に -

a．生活条件の不利性 - 限界性の要因として -

道路条件が悪く（幅員が狭く、延長距離が長く、曲がりくねっていて線形が悪い）、雪が降ると出られなくなる。4 輪駆動車でも走りにくい。通勤のことを考慮すると、冬季はかなり不便である。[A1 集落]

b．活動の衰退と補完機能

世帯が減って葬儀ができない。出雲市の葬祭会館で葬儀を行っている。他の集落も、時期によっては出雲市へ出ることがある。冬場は特に移動が難しい、駐車場が確保できないという事情があり、葬祭会館を利用した方が楽である。A 地区で葬式ボランティアをやっているが、出勤要請はない。[A1 集落]

協議会で葬祭ボランティア結成して十数年になるが、現在まで要請はない。[B 地区]

平成 13 年に班の常会はなくなった。世帯が少なくなったため、B2 集落に入ってはどうかという話をしたが、まとまらなかった。少人数の方がわずらわしくないという選択をした。[B4 集落]

c．農業生産活動の継続と農地の管理

鳥獣被害はイノシシが最も多い。トタンで防いでいたが破られる。直接支払制度を活用して設置した電気牧柵は効果がある。耕作放棄地はそのままの状態になっている。他出者のうち、個人的に受委託契約を結んでいる人も数人いる。在住の若い世代は、機械利用が可能な範囲で農業をしている。[A 地区]

農地が最盛期の 3 分の 1 に減少し、約 1 ha 程度。他出した家の農地は、近隣の農家などに

管理をお願いすることもなく放置されている。自己保全管理（生産調整）水田もある。すぐに復旧可能な状態にしておく。農地を放棄すると水の管理ができなくなる。水管理は個々の農家が行っている。[A1 集落]

d . 「中山間地域等直接支払制度」における集落協定

集落協定を集落ごとに締結。5 集落のうち、A1 集落は最初から取り組んでいない。A2 集落では前期対策で 350 万円をかけてイノシシよけの電気牧柵を設置したが、今期から取り組んでいない。直接支払制度は小規模集落でも取り組むことが可能であり、良い制度である。[A 地区]

B 地区で 1 協定。田・畑が 16ha あり、うち作付面積は 8 ha。今期も 10 割確保を目指している。直接支払制度の中で、作業受託組織をつくる計画がある。機械を入れて共同利用をしても償却できない。[B 地区]

e . 林地の管理

山は手つかず状態。所有地の境界について、在住の年配者は把握しているが、若い世代や他出者は把握していない。山仕事としては、40～50 年前は炭を生産していたが、現在は森林組合へ勤務することが主流となり、形態が変わっている。[A 地区]

(3) 「コミュニティ・ブロック」による機能の補完・移管

a . A 地区振興協議会

(a) 設立

平成 10 年 7 月。

(b) 組織

協議会に 5 つの部会がある。若者が中心となっている教育文化部、女性が活躍する健康福祉部など、世代や性別によって活動に関わる機会がある。それぞれの部に小サークルがあり、具体的な活動は小サークルが担っている。

(c) 個別の活動

ア . 高齢者グループ

ゲートボール、バタンク、氏神の掃除、ケアセンター（小学校分校跡を改修）の掃除、子供の登下校時の声かけ、健康体操、旅行、料理講習（女性）など。高齢者グループという呼び方はイメージが悪いということで独自の名称をつけた。地区内の高齢者の人数は増えてい

るが、入会は強制ではないこと、忙しいことなどから、入ってくれる人が減っている。

イ．福祉関係の活動

平成 11 年より「ふれあいサロン」を実施。月に 1 回（第 3 木曜日）、600 円 / 人の参加費を取り、ボランティアが運営している。70 歳以上の元気な高齢者が対象で、25 名でスタートし、現在は 15 名。また社協が主体となって、給食ボランティアを週に 1 回実施。地区では調理と配送を担っている。

ウ．交流

去年は稲刈り体験を実施。地区住民がボランティアで対応した。

(d) 環境や施設の管理

地域活動の中でも、草刈りや道路清掃が一番大変。幹線の草刈り・清掃を地区全体で行っている。県の「ハートフル事業」を活用し、1 年に 2 回実施。幹線以外の枝線については、集落で実施。また地区のコミュニティセンターを協議会で管理している。

(e) 活動費

協議会の活動費は会費（900 円 / 月・戸）で賄っている。世帯が減っていく中、活動費の獲得は難しくなるが、会費の額を上げるわけにはいかない。収益となる事業はない。

b．B 地区振興協議会

(a) 設立

平成 9 年 4 月。

(b) 組織

「ふれあい環境部」と「文化スポーツ部」の部会がある。学校などの行事が重なり、休日のイベントなどの参加率は良くないこともある。分野ごとにリーダーがいる。リーダーは複数存在している。

(c) 個別の活動

ア．「ふれあい環境部」

土地を管理・運営する活動が主体。そばづくり～そば打ち、コスモスづくり～コスモスマつり、とんどさんなどを企画・実施。

イ．「文化スポーツ部」

子供神楽の継承、あるけあるけ運動、野球などを実施。

ウ．高齢者の活動

高齢者は「ふれあいサロン」(平成 12 年～)や子供見守り隊を展開している。75 歳以上の比較的元気な高齢者が対象。介護保険対象者は、ディサービスで対応。ボランティアが出て

実施しているが、ボランティアも年齢が高くなった。

(d) 環境や施設の管理

協議会ができて以来、草刈りを合同で実施している。ただし、枝線は各集落が実施。県道は業者委託によって別途実施されている。

市のコミュニティ施設を指定管理者制度によって協議会が管理している。この建設にあたっては地元負担が1千万円程度あり、これに直接支払制度交付金、宝くじ助成、町助成を充てた。

(e) 活動費

協議会の会費は200円/月・戸。

c. 集落との関係

(a) 限界集落への寄与

集落活動の中では、草刈りと葬儀が重労働であると考えられる。これに対し、A地区振興協議会とB地区振興協議会の両方において、同じ対応が取られている。

幹線道路の草刈りを地区単位で実施している。地区全体で実施をすることにより、作業ができなくなった集落の路線も管理することができる。

葬儀ができなくなった集落に対して、地区住民が手伝いを行う葬式ボランティア（葬祭ボランティア）を設けている。両地区とも、これまで出動要請はないが、集落間で協力する用意があることを示唆している。

(b) 補完関係を保ちながら集落を尊重

「コミュニティ・ブロック」では、集落機能の補完や地区活動が展開されているが、完全に集落に代わるものとして位置づけられているわけではない。また、あらゆる活動について、集落から「コミュニティ・ブロック」へ移行していくものでもない。個別の集落活動を尊重し、集落でできなくなった部分を「コミュニティ・ブロック」が補完していくという関係にある。

個別に会費を徴収している集落、独自に活動を行っている集落が存在していることがその裏付けとなっている。また、葬式ボランティアにおいても、集落へ手伝いに出向くという考え方があることから、あくまでも基本は集落に置かれている。

(4) 集落・地区の将来像

a．集落離脱～集落消滅の状況

他出した後継者の所へ行っても長続きしない。いられる限りは今のところに住み、体が動かなくなったら施設へ行く。その時に、家や土地は放置してしまうことになりそうである。

[A地区]

A1 集落や A2 集落など、小さな集落の消滅は考えられる。この先、最後の1戸になってもやっていけるのか、自治会として機能するのかなどはわからない。なるように任せるしかない。[A地区]

限界集落に対して行政が何かしなければならないとは考えていない。むしろ、どうしようもない点もある。多面的機能について、住民は実感もなければ意識もしていない。従って、集落維持の積極的理由にはならない。[出雲市佐田支所]

b．コミュニティ・ブロックによる活動に重点を置く

小さなところ（集落）で頑張っても限界があり、将来は集落の再編も考えていく必要がある。対策の方向性としては、自治会を守るよりコミュニティ・ブロックを強化した方がよい。むしろ、コミュニティ・ブロック1本にしてしまい、現在の自治会を班としてとらえることもあり得る。住民にどうやって理解を求めていくのが難しいところであるが、実際には地域活動の内容や量が自治会から協議会に移ってきている。これは、自治会でできなくなったことが自然に協議会へ移行していると考えられる。あらゆることの受け皿として、協議会は重要なポジションを担うことになる。[A地区]

隣の集落と再編（＝統合）するより、B地区全体でまとまろうという取り組みの方が受け入れられやすい。このことは、裏を返せば班（旧自治会）がなくても生活できるということであり、協議会があるからやっていけることの現れである。さらに、地区の存続は、動くことのできる世代が「この地区はこれが良い」というものをいかにつくるかにかかっている。協議会がそのような動きを引っ張っていくべきである。交流などはその一環として始めた。

[B地区]

c．行政の対応（出雲市佐田支所地域振興課長）

生活を守るのなら、集落ではなくコミュニティ・ブロックの単位の方が良い。生活していく環境をどうつくっていくかを幅広く考えなければならない。地域社会は強制力のあるボランティアとも言える。そのやり方では疲れる。若者もついてこない。これからはビジネスに

つながるコミュニティ活動や交流が必要。技術や知識を持っている人など、範囲を広げれば人材も存在する。その意味でも、集落を越えた取り組みが必要となる。

イベントや交流だけでは疲れる。住民にもそっぽを向かれる。自然体でなければ続かない。また、地域活動を進めるうえでは収益が必要。ボランティアだけでは活動が続かない。しかし、社会教育の中では収益を上げることができない。一方、コミュニティ・ブロックでは、農家レストランや苔玉づくりなどを実施しているところもある。農家レストランは研修会も自発的に行っている。

法人化の可能性がある地区もあるが、他の多くの地区は任意団体のままでいこう。税法上、法人化を行わなければならないこともあるが（お金を残すと税務署が入るため、任意団体だと都合が悪い）、法人化をするのなら徹底的にやらなければ意味がない。

d . Iターンや次世代への期待

新しい価値観を持ち、このような場所でも使える案を提案してほしい。もしもIターン者が住みたいという話があれば、協議会で受けて努力していきたい。また、定住については協議会から外部へ働きかけていく必要もある。ただし、住みたい人がいてもすぐには住んでいただかない方がよい。2～3年の試用期間を持つなど、ワンクッションが必要。違う価値観を持ち込んでもらいたいが、価値観が違うからこそワンクッションが尚更のこと必要である。

[A地区]

勤めの関係で、地区の活動に参加できないことがある。若い人や子供が参加しないのは忙しいということが大きな理由。しかし、若い人が活躍できるようにしていかなければならない。[B地区]

Iターン者は少ない。散発的には存在しているが、行政として特に事業を実施しているわけではない。(財)ふるさと島根定住財団の産業体験事業の活用例はない。[出雲市佐田支所]

e . 合併による影響

コミュニティ・ブロックへの補助金は合併後になくなった。裏付けのある活動なら行政支援はするという事だった。自治会へのお金は引き続き出ているが、ごくわずかであり、これもいつまで続くかわからない。補助金が無くなったことを受け、収益事業を真剣に考える必要がある。または会費を上げることも検討しなければならない。[A地区]

職員担当制も合併後になくなった。ただし、担当制の廃止によって何かが変わったわけではない。[A地区]

市町村合併の影響は今のところない。これから3～4年かけて現れてくると思われる。[B地区]

4．山口県錦町での小規模集落及び消滅集落の現状と自治体の対応

続いて、山口県玖珂郡錦町を事例とした現地調査の結果をとりまとめる。なお錦町は、平成18年3月20日に8市町村の行政合併により岩国市となったが、本稿では合併前の調査時点（平成18年3月3日、4日）の状況を基準に論ずることとする。

(1) 地域の概要と行政の取り組み状況

a．地理的・社会的条件等の地域概況

(a) 地域の概要

錦町は山口県の東北部、山口市からは高速道路を利用して約1時間半、西中国山地の一画に位置しており、東西15km、南北32km、行政面積は210.32km²である。町の中央には清流で名高い県下最大の錦川が貫流しており、周囲には標高1,000m内外の高峰が屹立した急峻な地形で、林野率91%の典型的な山間・中山間地域である。このような地勢の中で、山腹やわずかな平坦地に約70の集落が点在している山村である。

錦町は、昭和30年に当時の3町村が合併し、世帯数2,664戸、人口12,320人で誕生した町であるが、その後の過疎化、高齢化等の影響で、現在では世帯数が約1,800戸、人口は4,000人を割り込む状況になっている。

地域の基幹産業は農林業で、集落のほとんどが農業集落であるが、一次産業の低迷も地域衰退の大きな要因の一つと考えられる。

また、錦町は間もなく周辺8市町村での合併が計画されており、半世紀余りに渡る町行政に一つの節目を迎えるとともに、合併後の新市の中心市街地からは車で約1時間の距離にあり、新たな行政区の中でも最も遠隔地の周辺部に位置する。

(b) 農林業センサス等からみた農林業と集落の状況

このような環境にある錦町の基幹産業である農林業の状況について、1980年から2000年までの20年間の統計数値を見てみると、森林面積は針葉樹の人工林で面積の微増が見られるものの、総じて森林面積は約20,000haでほぼ横ばいとなっている（世界農林業センサス）。一方、農業分野では、経営耕地面積が20年間で約60%以上減少(409ha 151ha)しており、農家人口も約60%減少(3,179人 1,304人)、農業就業人口にいたっては約70%減少(1,149人 348人)と、いずれも著しく減少している。

また、今回の集落調査に関連するいくつかの点について、農業集落の状況を中心に、1990年-2000年農林業センサスによる統計的な指標で確認しておきたい（以下は山口県農業試験

場企画普及部農村計画班久保研究員による取りまとめ資料から抜粋)

山口県の農業集落の減少傾向は、全国よりも早いペースで進行しているが、中でも比較的集落規模が小さく、高齢化が進んでいる県東部に集中している。錦町ではさらにそのペースを上回る速さで集落の減少が進んでおり、2000年までのわずか10年間で、13集落が農林業センサス上の調査対象から脱落し、その減少率は19.4%となっている(図 - 4 - 1)。なお、近隣の岩国市で集落減少が著しい要因は、その実態から判断して、市街化等を理由とする農業集落の減少であり、錦町の集落減少とはその社会的背景等が大きく異なることを補足しておかなければならない。また、錦町の集落の構造的な特徴としては、高齢化が進む小規模集落の集合体ということが伺える(表 - 4 - 1)。

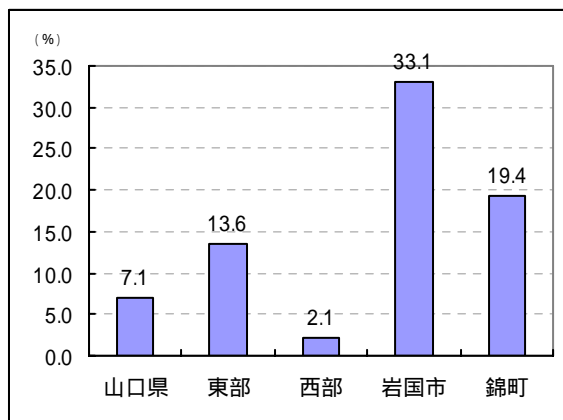


図 - 4 - 1 農業集落減少率の比較 (%)

表 - 4 - 1 農業集落の概要 (集落あたり)

	総戸数	農家数	農家人口	高齢化率	経営耕地面積 (ha)
山口県	101.6	14.6	51.8	34.6	10.7
岩国市	102.4	12.5	40.9	37.8	5.0
錦町	30.3	9.2	24.1	51.2	3.7

人の状況について見てみると、農家人口、農業就業人口の高齢化が顕著である(図 - 4 - 2)とともに、後継者については、同居後継ぎがいる農家はわずか20.2%(県平均39.6%)であり、同居の有無に関わらず、後継者の36.9%が自営農業に関わりを持っておらず、他出している28.6%については、自営農業の後継の見込みがない状況にあり、後継者と農業との関わりも非常に希薄であることが伺える(表 - 4 - 2)。

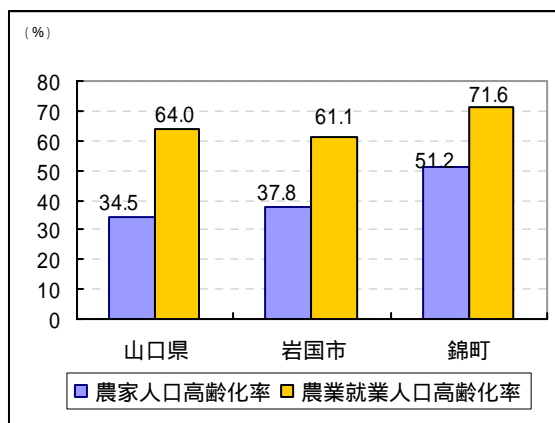


図 - 4 - 2 農家・農業就業人口の高齢化率の比較 (%)

表 - 4 - 2 自給的農家の後継者確保の状況 (%)

	山口県	錦町
同居後継ぎあり	39.6	20.2
自営農業に従事		
30日以上	4.3	3.2
30日未満	16.9	10.7
自営農業に従事しない	18.4	6.3
同居後継ぎいない	60.4	79.8
自営農業に従事		
30日以上	1.4	4.0
30日未満	9.9	16.7
自営農業に従事しない	22.6	30.6
後継ぎなし	26.5	28.6

また、集落機能の状況について、集落内で行われている寄り合いに焦点を当てて見ると、錦町の寄り合い回数は年間4.1回で県平均の4.6回と大差はないが、営農・生活両面で話し合いの内容や、地域資源の管理体制に特徴的な点が見られる(表 - 4 - 3)。

表 - 4 - 3 集落機能の状況比較 (%)

区 分			山口県	錦町	区 分			山口県	錦町		
平均寄り合い回数(回)			4.6	4.1	生活 関連 事項	協議・ 調整 議題	祭り・運動会等	50.2	90.7		
営農 関連 事項	協議・ 調整 議題	土地基盤整備等	14.9	0.0			環境美化	73.2	42.6		
		水田転作	59.0	5.6			生活関連施設管理	54.7	31.5		
		農道・用排水路管理	56.6	25.9			福祉・厚生	32.0	24.1		
		共有財産保全	25.7	35.2		地域 資源 管理	生活 関連 施設 管理	全戸加入	63.7	40.7	
	地域 資源 管理	農道 管理	全戸加入	29.3				50.0	農家のみ出役	1.5	0.0
			農家のみ出役	21.7				7.4	雇用対応	0.0	0.0
			雇用対応	0.1			0.0	集落で管理しない	17.2	59.3	
	地域 資源 管理	用排水 路管理	集落で管理しない	35.4			42.6	生活 関連 施設 管理	全戸加入	27.3	25.9
			全戸加入	27.3			25.9		農家のみ出役	38.9	9.3
			農家のみ出役	38.9	9.3	雇用対応	0.1		0.0		
雇用対応			0.1	0.0	集落で管理しない	25.2	61.1				
地域 資源 管理	用排水 路管理	集落で管理しない	25.2	61.1							

このように、錦町の農業集落の多くは、小規模でその構成員は高齢化している上、後継者の確保も難しい状況にあることから、集落内の地域資源等の管理や集落そのものの存続自体が懸念されている状況にあると言える。

(c) 集落衰退の状況

以上のような統計上の数値を基に、集落衰退の実態について、町行政担当者に聞き取り調査を行ったところ、さらに具体的な実態を把握することができた。

まず、錦町を昭和30年以前の3つの旧町村に大まかに区分し、それぞれの地区の特徴についての概要説明を受けた。それによると、町の中心に位置する旧広瀬町の範囲の中では、本調査の小規模集落の調査対象であるA1集落の所属する大字A地区の衰退が最も著しく、また、旧広瀬町の北東部に位置する旧深須村は、地形的にV字谷を呈しており、谷の底の部分に当たる集落は国道も通って比較的維持できているものの、山を上って行く集落ほど衰退が激しい状況にある。旧深須村のさらに北東部に位置する旧高根村は、町中心地からも最も遠隔地で標高も高く（最も標高の高い集落は約700mに位置）集落維持困難な集落も最も多いとのことであった。これらのことは、第2章の「限界集落の存在状況と自治体の支援方策の現状」として、先に報告のあった消滅集落の立地条件の傾向とよく似ていることがわかる。

また、集落衰退の要因として、錦町の近隣町村に見られるような鉱山閉鎖に起因する人口流出に対しては、部分的に影響はあるもののこれが決定的な要因ではなく、農林業の衰退が最も大きく影響しているほか、昭和38年豪雪等の気象災害等も少なからず影響しているという見解であった。

b. 行政支援の取組状況と今後の方向性

これまでの統計データや聞き取り等からも明らかなように、錦町では集落の減少、高齢化、

過疎化が進行しているが、そのような状況下で、行政として決して手をこまねいたわけではなく、様々な支援施策を打ち出してきた経緯がある。ここでは定住促進の視点からその状況と今後の方向性等について、聞き取りで得られた情報を紹介する。

旧広瀬町のある集落では、昭和48年の過疎地域指定に伴い、町外への人口流出を食い止めるために、在住者24世帯を町内中心部へ集団移転させたり、昭和50年代には町内への企業誘致活動を積極的に行い、自動車部品関連の中小企業を参入させた経緯がある。

また、定住に必ずしも結びつくものではないが関連する支援施策としては、各種祝金制度、若者定住対策として保育料補助等の支援、農林業の新規参入者に対する支援施策にも取り組んでいるほか、高齢独居の割合が高い地域での生活支援として、町立病院への通院のための無料バスを各集落に週1回程度巡回させている。

また、全国的にも有名な定住促進対策として、空き屋を登録して入植者を募集する空き屋バンク制度を実施しているが、定住に結びついたのは5～6件の登録のうち2件のみで、現在では行政による取り組みに対して限界感を感じている。加えて、十数年前からは、行政の方針としても定住から交流人口増加のための対策に施策を軌道修正し、町内各種観光施設の整備や、都市部との交通の動脈である鉄道路線の維持（3セク化）等の取り組みが行われた経緯がある。また、滞在型の体験農園等を整備し、従来のような都市部から訪れて来る人々を単に客としてもてなすスタイルではなく、地元に対する労務提供や、芸術文化等の習い事の指導等を通じて、都市部住民と町民の相互扶助を基本スタンスとした交流活動へと発展しており、行政の施策の方向性も少しずつ変化してきている。

c. 地域自治組織の活動状況と新たな動き

(a) 地域自治組織の経緯と行政の関わり

錦町では集落を単位とする自治会組織に加えて、旧町村とほぼ範囲を同じくする広域の自治的な組織として、振興協議会がいくつか存在している。これら振興協議会の設立の経緯は様々で、純粋に自主的・自発的な活動を基に設立・運営されてきた組織や、昭和50年頃の生活改良普及員による集落点検活動を発端として組織化されたものもあり、中には構成員が約200世帯に及ぶ規模の大きい組織もある。これら振興協議会の主な活動は、地域の維持や活性化のための協議や企画・実践など、実に多岐に渡っている。

また、昭和38年に開通した国鉄岩日線が利用者の減少等を理由に昭和50年頃から廃線の動きが出始めた時には、全町民が一丸となって鉄道存続に向けた住民運動に取り組み、その結果、昭和62年に中国地方初となる第3セクター方式での錦川清流線として存続が実現した。このときの住民運動の機運が、その後の地域づくり活動や各地域の振興協議会、さらには、

後で述べる新たな地域自治組織の設立に向けた住民活動の一つの契機となっている。

加えて、前述したとおり、錦町は周辺市町村との行政合併を目前に控えており、この合併による周辺地域への行政サービスの低下を懸念する声がある中で、自分たちの地域は自分たち自身で守ろうと、既存の振興協議会をベースに、全町民参加型のまちづくり組織の立ち上げの機運に盛り上がりを見せている。

このような運動に対して、町行政としても協議の場づくりや検討資料づくりなど、積極的に関わりながら側面的な支援を行っている。例えば、今後の地域自治組織の取り組みの方向性等について、既存の集落自治会組織等 40 団体を対象に個別でのヒアリングを実施し、その結果を K J 法を用いて、現状認識、行政への期待、将来展望、の 3 つのカテゴリーに分類して意見集約し協議の場を設定するなど、より良い組織設立に向けたソフト面での支援を継続的に取り組んでいる。その結果、まず推進母体が平成 18 年 2 月に設立され、今夏を目途に N P O 団体として設立される見込みである。

(b) 地域自治組織の新たな動き

ここで、この新たな住民組織の概要について少し触れておきたい。まず組織構成については、各種関係機関・団体及び町内全戸に声をかけ、地域振興に想いのある人材を募るとともに、関係機関団体として県農林事務所等も参画しており、中心的なメンバーは約 50 人、そのうちの 27 人が実戦グループの中核となって活動(昨年からは国土交通省の「地域振興アドバイザー事業」を活用)している。会員は正会員 150 人、活動会員約 300 人のほか、サービスを受ける立場として約 1,000 人の賛助会員を位置づけている。

活動内容については、当面は住民として自治機能の衰えに対する各種支援(ボランティア)を主体にした活動を進めていく予定であるが、新市の周辺地域として、行政等に意見を言う立場としての位置づけも視野に入れつつ、具体的な組織活動については現在も継続的に協議が進められている。現時点で挙げられている具体的な活動は、町内に向けたものが主体で、町外に向けての活動としては、地域特産物の販売や情報発信等を行う予定であるが、この組織の中に、農地荒廃防ぐような直接的に地域資源を保全管理するような機能や活動は含まれていない。今のところ、全住民参加型での N P O というよりは、さしあたり活動できる元気な方を中心として、まずは話し合いから進めていくような、いわばシンクタンクの機能を重視した組織と捉えることができる。

また、現在の集落単位での自治会組織等とは、その地理的な範囲はもとより、各種活動分野や機能別での組織構成を採用している点で性格を異にしているが、集落単位の自治会や前述した各地区の振興協議会組織の再編については今後の検討課題となっている。

では、その集落等を単位とした自治会の再編等について、市町村合併を前にした今時点で

の状況はどのようになっているのだろうか。自治会の統合再編について、住民が高齢化して集落人口も減っていく中で、統合することで多様な能力を有する人材を確保し、集落を維持していくというメリットがあるという点については町担当者の認識は高いものの、現在の市町村合併を機にした自治会再編に関しては、現在の各市町村の判断に委ねられており、錦町においても4つのブロック程度での再編を検討中である。しかし、一部の地区では大字単位での話し合いが始まったものの、過去からの集落間の関わり方の経緯や話し合いのきっかけづくり、合意形成が難しいこと等の理由で、集落を単位とした自治会組織の再編は行政側が思うようには進んでいないのが実状のようである。

d．地域資源管理の状況と今後のあり方等

最後に地域資源の保全管理の状況や行政支援の取り組みについてである。

(a) 中山間直接支払制度を活用した資源管理

町担当者によると、地域資源の保全管理に関して、従来までは集落内でたやすく取り組まれていた活動（例えば大雨後の溝さらい、道の補修整備など）について、十数年前頃から行政に頼ってくるものが多くなってきた。また用水路管理では、末端（支流）に行くほど支援の要望が高く、維持管理機能が衰退しやすい傾向にあるとのことであった。

また、中山間直接支払制度に関して、この制度が農地等の保全管理に高い効果をもたらすことは今さら言うまでもないが、集落そのものを守る効果も大きいとの認識であった。例えば、集落営農での担い手の位置づけさえ難しい小規模な集落では、集落住民間の手間替え費用や農道維持管理等にも活用している事例があるほか、災害査定基準において、中山間直接支払制度での協定範囲であれば査定を受けることが可能であったという事例もあった。

集落が衰退していく中で、今後の農業施策の課題としては、農地のほ場整備は可能な範囲で整備済みであることから、農業生産面での一定の条件は整っているが、農地以外も含めて地域資源管理を担うことのできる担い手の確保が最も重要な課題として考えられている。

また、町内には中山間直接支払制度の面的要件がクリアできない集落もあり、そのような地域での資源管理対策も今後は重要になると認識されている。

林地化による農地保全に関しては、クリ、カキでは下草刈り等の労力が必要となる点や、スギ、ヒノキの植林に関しても、初期の草刈り労力不足や鳥獣害、竹進入の問題等もあり、一概に林地化が得策とは言えないとの認識であった。

(b) 町独自の資源管理支援施策と今後の方向性

さらに、市町村合併を目前にして、これまで町独自で実施してきた地域資源保全管理のための施策（例えば、町道の維持管理等を集落の自治会に50円/mで委託していた制度等）が、

合併後の新市では中核となる岩国市の取り組み状況を勘案した場合に、周辺町村部でこれまでのような町村独自の事業については、継続が難しい状況にあることや、中山間直接支払制度に対する行政の認識の違いにより、支援の継続が危ぶまれていることなど、平成合併の周辺地対策の課題が早くも浮き彫りになっている。

最後に、行政担当者からの発言として、「集落の荒廃・消滅は、行き止まりの集落や、人目に触れにくい山際や山上の集落から徐々に押し寄せてくる。行政としては地理的にまとまってくれば良いという考え方もあるが、そうすることで行政伝達等は効率化されるものの、農地や地域資源の維持管理等に対する行政ニーズ、支援は逆に増えると思われる。5戸以下の集落（錦町では10集落が該当）を対象に、集落維持や、さらに地理的に奥にある集落の維持、財産管理等の特別な対策の必要性は強く感じているものの、具体的にどのような対策を行うべきか悩んでいる」というコメントがあり、消滅しようとする多くの集落を抱え、加えて、市町村合併による周辺地対策が希薄になることを危惧する行政担当者の不安が如実に表われている。

(2) 小規模集落の現状

a . 調査対象の概要

今回の小規模集落調査は、錦町大字A地区のA1集落を対象とした。聞き取り調査の対象者は以下の通りである。

a 氏：82歳、中山間直接支払制度の集落協定代表（兼会計担当）、生計は農業＋年金

b 氏：85歳、妻療養中につき1人で農業従事、子供4人は他出、生計は農業＋年金

c 氏：78歳、集落自治会長、子供は県外他出、生計は農業＋年金＋日雇

d 氏：75歳、昭和51年まで集落内居住、現在は周南市在住、子供は農繁期のみ帰郷、妻は他界、生計は農業＋日雇、小作地としてA1集落に入作あり

e 氏：70歳、a氏の妻

f 氏：80歳、c氏の妻

g 氏：44歳、a氏の長男、同居はしていないが町内に居住、町内の林業関係企業に勤務以上のうち、A1集落内居住者は、a氏、b氏、c氏、e氏、f氏の計5人（3戸）で、A1集落内には、もう1戸（h氏：65歳）が居住している。

A1集落は、錦町の南部、大字A地区に位置し、標高は約300mで周囲は小高い山に囲まれており、その谷間に流れる小川に沿って、南北約2kmの細長い地形を呈している。

集落の農地面積は約 2.3ha で、ほ場整備済み水田が約 2ha、畑が約 0.2ha、樹園地が約 0.1ha、周囲には数十年前に植林されたと思われるスギやヒノキ、雑木等の山林となっている。これら山林は、植林後も他出地主が戻って当面の間は管理されていたが、木材の資産価値低下とともに、今では管理されずに放任状態になっている林地が多い。

社会的環境については、町中心地にある役場までの所用時間は、集落内を貫通する町道を通れば、自動車等で片道約15分程度で行くことができるが、途中普通自動車が発合できない道幅が約 1 km続いている。日用品程度の生活関連物資は役場近くにあるスーパーで調達可能であり、実際に集落内住民の多くは、自転車やバイクを利用して狭い町道を通って買い物等に出かけている。なお、近隣の比較的大きな市街地には、自動車で片道約 1 時間、市町村合併後の新市の市街地までは片道約 1 時間を要する。

また、A1 集落の大字 A 地区内の小学校は、人口減少により昭和 49 年に廃校となり、現在はその校舎を地区住民の地域活動の拠点施設として A 地区公民館に再生整備されている。

集落内の人口動向を見てみると、かつて十数戸あった世帯は 20 年前には 6 戸、現在では 4 戸にまで減少し、農林業センサスの秘匿対象集落となっている。世帯数減少の大きな要因の一つとしては、昭和 26 年の台風災害があり、被災した住民のうち 5 ~ 6 戸が一気に集落を出て行った経緯がある。また、当地区は昔から米づくりに熱心な土地柄であったが、農林業の衰退とともに鳥獣害被害が増加したことも他出者が増加した一つの要因とのことであり、世帯数や人口は漸減の一途を辿っている。

集落内の住民の年齢は、65 歳の 1 人を除いて全員が 70 歳以上で 80 歳以上も 2 人おり、家族も含めて全員が何らかの形で農林業に関わりを持って生活している。g 氏のような後継者については、40 歳代の同世代が多く、幼少の頃は付き合いも多かったが、現在は全員が集落外に他出しており、遠くは関東地方、岡山などの県外に居住している。しかし、盆と正月には帰省する者が多く、後継者との関わりが全く薄れてしまっている状況ではないようである。

b . 集落活動の経緯や取り組み状況

A1 集落はわずか 4 戸であるが、全戸が協力し合って様々な集落ぐるみの活動を実践しており、自治会組織での話し合いは、これらの集落活動に関する事前打ち合わせ等を議題に取り上げて、全戸参加により年間数回程度行われている。主な自治会活動としては、毎年 3 月の総会をはじめ、町道や水路の維持保全管理活動、中山間直接支払制度の取り組み、祭事などがある。しかし、かつては集落独自で開催していた祭事の中には、現在では人の減少等を理由に廃れたものも多く、昭和 30 年頃までは集落内で開催していた盆踊りも今では広域化され、集落独自で開催されていない。その一方、中山間直接支払制度の取り組みを契機に、他出後

継者を交えての収穫祭が企画されるなど、新たな集落独自の取り組みも見られる。

また、A1 集落住民による自治会での集落ぐるみの活動の特徴としては、各種行政の支援施策を活用しながら、「そこで生活していくための環境をいかに維持・管理していくか」という視点での活動が主体となっており、これらの活動こそが、最終的には山林や農地、水路等といった国土の保全や地域資源の維持管理に直結した取り組みとなっている。そこで、もう少しこのような視点での集落ぐるみ活動の具体的な取り組みについて聞き取った内容を紹介する。

(a) 町道の保全管理

まず、代表的な集落ぐるみの活動として、集落の生命線ともいえる町道（総延長で 1,705 m）の共同管理がある。これは全員が出役して草刈りや簡易な補修工事等といった町道の維持管理に従事するもので、町独自の支援対策として 1 m 当たり 50 円の補助を受けている。これにより得られた収入は、集落活動の経費だけでなく、集落としての歳末助け合い等の募金活動等にも捻出されている。しかし、先の行政担当者の話にもあるように、市町村広域合併を控えてこの町単独事業は廃止の方向となっており、集落住民にとっても先行きが不安だという気持ちの発言が複数の者から述べられた。



写真 [A1 集落]

- ・ 集落内で最も奥側の地点であるが、東西（写真左右）は山林が迫っており、南北に流れる小川（写真中央やや右側）に沿って細長い形状をしている。
- ・ 小川の幅はおよそ 2 ~ 3 m で広くはないが、水量は年間を通して豊富である。
- ・ 集落には幅約 4 m の町道（写真左）が通っており、昨年の台風災害の影響で数箇所土砂崩れの跡が見られる。
- ・ 道路周辺の草刈り等の管理は町の支援を得て共同で実施しており、ゴミ一つ無い。

(b) 山林等の保全管理

また、山林の管理に関しては、現在は地元の森林組合に依頼し、間伐補助金制度を活用すれば、少ない個人負担金で間伐等の作業管理が可能となっているため、集落ぐるみでの活動は特に行われていない。しかし、他出した地権者所有の山林については、管理が行き届かず、放置されたままになって荒廃している林地も増加しているとのことであった。

山林の荒廃に伴い、猪、野猿等の鳥獣被害に悩まされるようになり、住民にとって精神的ダメージは非常に大きいものであった。そこで、中山間直接支払制度を活用し、平成16年に鳥獣害防護柵（総延長2,395m・事業費約900万円）を整備。設置作業は業者が行ったが、設置後の維持管理は集落住民が行うことになっている。柵の設置ルートはみんなで話し合い、現場行い立ち会いのもとで決定している。防護柵設置後は、今のところ獣被害は無くなった。

(c) 環境美化の取り組み

さらに、集落ぐるみでの環境美化活動として、やはり中山間直接支払制度を活用し、平成16年頃から農地の畦道などにアジサイを共同で植栽。この活動は近隣集落へも波及している。

ここで留意すべき点は、上述したような「そこで生活していくための環境をいかに維持・管理していくか」という視点での集落ぐるみの諸活動は、かつてはA1集落だけでなく、どここの集落においてもごく普通に、ボランティア的な住民意識の中で、生活の一部として当たり前のように実施されていたが、住民の減少・高齢化による労力的な限界、集落住民の連帯感の希薄化、行動意欲の低下等を要因として、これらの活動を行うことが難しい状況に陥って



写真 [A1集落]

- ・平成16年に中山間直接支払制度を活用して集落内のほ場を取り囲むように防護柵を整備。総延長2,395m、場所によっては柵上部に野猿進入防止の電柵を併設している。
- ・住民同士の話し合いと現場立ち会いによって設置箇所を決定した。

いる。このことは、言い換えれば、集落が集落としての吸引力を失い、生活環境の維持が難しくなることで、地域資源の保全管理が不可能な事態に立たされている。A1 集落も数年前までは同様に窮地に立たされている集落の例外ではなかった。しかし、時機を得て、中山間地域直接支払制度が新たに創設され、A1 集落では、まず集落活動の最も基本となる住民同士の話し合い活動が始まり、それによって再び集落の吸引力が機能し始めたことで、集落住民一人一人の行動へと結びつき、さらにその行動の実績が次代に向けての大きな自信に繋がり、他出を含めた後継者へと脈々と受け継がれ始めた、といった一連のストーリーとも言うべき流れが発生している。この流れは A1 集落での営農活動の面においてさらに如実に表れていた

ので聞き取った内容を以下に紹介する。

(d) 農地の保全管理・集落営農の取り組み

A1集落では、集落の農地を守っていくことは、集落そのものを維持していくための最も基本的かつ重要な取り組みの一つであるという認識のもとで、現在、水稻を中心とした協業経営に取り組んでいる。この協業経営体のメンバーは、中山間直接支払制度の協定締結者と同じ構成メンバーで、代表、会計、機械担当、農道水路担当、監事（兼務）、事務（兼務）で構成されているが、特筆すべきは、何人かの他出者がこの協業経営体に関わりを持っている点である。実際に隣の行政区から受託者として農作業に従事している者（d氏）や、不在地主の中には、A1集落在住者と農地の利用権設定を行うことで協業組織に参加している者もいる。協業経営への本格的な取り組みのきっかけは、やはり中山間直接支払制度であった。集



写真 [A1集落]

- ・写真中央の山際には、かつて数戸の家があったが、他出により荒廃し、現在はスギや雑木で山林化している。
- ・山林管理に関しての集落ぐるみの活動は特になく、不在地主の山林荒廃は激しい。

落住民同士の話し合いによって、水稻の防除機を整備して新たに共同防除作業が始まり、これを契機に各家の所有機械（田植機、コンバイン、乾燥機等）を出し合って共同利用や共同作業を実施している。さらに、中山間直接支払制度の第2期対策では、後継者に栽培や機械作業等に関する技術後継を目的に、今年から2世代での共同作業を新たに始めることとしている。

これらの取り組みは、一般の法人のように経営的に大規模で複雑なものではないが、集落の話し合いによって生まれ、身の丈にぴったり合った、まさにボトムアップでのA1集落オリジナルの集落営農組織と言える。

（e）集落営農の取り組みから派生した中山間直接支払制度2期対策への取り組み

A1集落ではこの度の中山間直接支払制度第2期対策に取り組むに当たって、集落代表者から次のような発言があった。「数年前は、集落が無くなるという危機感があった。第1期対策が出た当初は、5年間という期間でさえ維持できないという住民の意見もあったが、過ぎてみればあっという間であった。共同作業自体はそれほど苦にならなかったが、事務的な処理が結構大変だった。また、第1期対策の間、各家々でそれぞれの家の後継者が農作業を手伝っている光景を目にするようになり、第2期対策に取り組もう考え始めた。お盆の帰省時には各家の後継者を交えた収穫祝い場を設け、それをきっかけに2世代での話し合いが始まった。その時の宴はとても盛り上がり、後継者自身も勇気づけられたと思う。2期対策の協定書に印鑑を押した後継者の中で、最も遠くに住んでいるのは東京都在住者であるが、帰



写真 [A1集落]

- ・A地区の元小学校で昭和49年に廃校。現在は修繕され、A地区公民館として再生。
- ・今回の聞き取り調査の会場として利用したが、A1集落の話し合い等は集落内の各家で行われ、この公民館をA1集落独自で利用することはほとんど無い。

省した時にはお互いに声掛けをしている。他人とは思えなくなってきた。心強い。第2期対策で10割単価を目指したきっかけは、第1期対策での実績がみんなの自信に繋がったから。ぜひアジサイの花を咲かせたい。この実体験による発言からもわかるように、集落の失いかけた吸引力をいかに復活させ、集落ぐるみの活動として行動に移し、それをいかに次代に引き継いでいく流れを創り出していくか、このことが集落や地域資源を維持していくための重要なポイントとなっていることが伺える。

c. 今後の集落活動の方向性等

これまで紹介してきたとおり、A1集落では農政施策や町行政施策を活用しながら、様々な生活環境を維持する集落ぐるみの活動を通して、集落全体の地域資源を維持している。

しかしながら、その一方で、市町村合併等による行政サービスの低下に対しては、かなりの不安を抱いている印象を受けた。例えば、「これまでは町のバス便で役場通院していたが、市町村合併後はバス廃止の噂もあるので心配」という女性の発言は、生命に直結する部分に関わるだけに、高齢者住民にとっては特に深刻な問題として受け止められる。このような行政支援の今後の方向性については、先の行政担当者からの聞き取り調査でも述べてきたように、現時点での動向が不透明なだけに、ここではこれ以上触れないが、今後の集落活動の方向性として、特徴的な事柄を聞き取ることができたので以下に紹介したい。

それは、今後の行政等の支援に望むことについて発言を求めた際に、代表者が「我々のA1集落は、中山間直接支払制度の第2期対策にも何とか取り組むことができたが、同じ大字A地区の中には取り組めなかった集落もある。A2集落は2期対策を逸し、A3集落とA4集落は第1期対策にも取り組めなかった。やはり先々のことを考えると、大字A地区全体を一つとして広域での集落協定等に取り組む中で、お互いが協力していく必要性を強く感じており、そのあたりの支援をお願いしたい」との発言があったことである。

近隣集落が中山間直接支払制度に対応できなかった理由として、町担当者の説明によると、A3集落とA4集落は農振農用地がない上、農地のほとんどが耕作放棄の状態であること、A2集落は第1期対策で集落内の認定農業者1人に荷がかかってしまう結果となり、集落内での合意形成が難しいことによるものらしい。

近隣集落が中山間直接支払制度に取り組めなかった理由についてはさておき、ここで目を見張るべき事項は、大字A地区の中で、最も集落規模が小さく、集落の維持そのものが最も危うい位置づけにあるA1集落が、自分達よりも少なくとも地理的には好条件と思われる近隣集落の維持や将来のことを心配し、一致協力して地域を維持するためのしくみづくりについて、先見性かつ先導性を持って模索し始めている点であり、今後のA1集落活動の方向性とし

で最も重要な課題として捉えていることである。そして、実際の行動として、A1 集落の呼びかけによって、大字A地区内の5 集落による話し合いが今年から始まっている。

一般的に、限界的集落の発展段階のイメージは、ある限界的集落が時の流れ共にそのまま衰退、消滅してしまい、まるで将棋倒しのように、すぐ隣の集落が順次、限界的集落となっていくケースである。しかし、当地の考え方や動きについては、一般的な発展段階とは逆行するものである。このような事例の場合には、危機的状況を近隣集落のどこよりもいち早く経験した集落（この事例では A1 集落）が、その経験で得た多くの事象等を周辺集落（この事例では A2～A5 の 4 集落）に対して積極的に発信することによって、周辺集落よりも活気があり、さらには広域維持体制の中核的かつ先導的な集落としての機能を果たすような位置づけや役割を担っているのではないかと推測されるが、その真相を明らかにするには、近隣集落も含めたもっと多くの事例での詳細な調査が必要である。ただし、明らかに言えることは、衰退しつつある限界的な地域をいかに維持していくかという課題を議論する際には、このような事例があることを十分に認識しておく必要がある。

A1 集落での聞き取り調査の最後に、集落のあり方、目指すものとは何か、という質問を投げかけたところ、出席者からは次のような発言があった。「住み続けるためには先祖伝来のすばらしい地域環境をいかに守っていくかが重要。子孫にこの環境（清流、ホタル、カジカなど）をしっかりと伝えていきたい」（a 氏）、「中山間直接支払制度第 2 期対策を契機に始まった後継者との繋がりを大切にしていきたい」（b 氏）、「食の安全も含めて農地を後継者に引き継ぎたい」（c 氏） これらはいずれも調査に出席していただいた親世代の発言である。

この親世代の発言に答えるように、出席者の中で唯一、後継者の立場である g 氏から最後に発言があり、この内容が今後の A1 集落、さらには全国の農山村に住む人々、そして全国民へ向けたメッセージとして以下に紹介し、A1 集落での聞き取り調査を締めくくりたい。

農地は基盤整備が済んでおり、機械化作業ができるという点でも私たちにとって非常に価値があり、それを親の世代の人たちが守ってくれたことに対してとても感謝している。できれば道をもう少し整備すれば他出者も帰りやすくなると思う。

農業に関しては、共同作業や共同機械利用のしくみをつくってもらっているのも、自分たちの世代にとっては、やりやすい立場・条件にある。しかし、先々（自分の子供の世代）は、地元に住んでいる者だけでは恐らく集落は維持できなくなる心配もある。そのために、例えば、まちづくり組織等を活用して、今は農業に直接的に関わっていない一般住民や都市住民、民間企業、会社等々、多くの人々や外の力も活用しながら地域をサポートできるようなしくみが必要と考えている。

自分自身はこの年(40歳代)になって、地域への愛着がわいてきた。ベストセラーにもなった『国家の品格』にもあるように、田園風景は人の情緒を育むのにとっても大切だと思うし、かけがえのないものとして自分たちが守り、子供達に必ず残してやりたい。自分もこの風景の中で働いている親や隣人の姿を見ながら育ってきたし、育てられてきた。日本人にとってかけがえのないものだとも思う。昨今、世間では盛んに国際化が叫ばれるが、英語を勉強するよりも田んぼに入って草取りをして、人間性そのものを豊かにすることの方が、国際化にふさわしい人間を育てると思う。

各地方でしかできないことを残していくことが、結果的に町や国のためになるのではないのではないか。ここは小さな集落であるが、ここを見捨ててしまうことは国をも見捨てることと同じことと思う。小さいながらもこの地域でできることもきっとあるはず。これからも集落に愛情を持って接していくことで自分にできることをやっていきたい。

(3) 集落維持が困難な集落の状況

ここでは、A地区以外の錦町内で集落の衰退が激しい地域の状況を紹介します。

a. 大字B地区(旧高根村): ほ場整備状況の異なる2集落の状況

B地区には町内でも特徴的な自発的な地域振興組織があるが、地区内10集落のうち、2つの集落が高齢化等を理由に中山間直接支払制度第2期対策から逸脱した。

地区内中央下を流れる川沿いに国道が通っており、それを挟んで山腹に複数集落がある。



写真 [B地区]

- ・中央谷間を挟んで手前のB1集落の農地はほ場整備済みであるが、奥側の集落は未整備で荒廃農地が多い。なお、奥側の集落では高齢化等を理由に集落内での話し合いも行われなくなり、中山間直接支払制度に係る集落協定が廃止された集落もある。



写真 [B地区]

- ・写真 [B地区] の奥側にあたる集落の荒廃した水田。棚田を形成していたが、耕作放棄されて石垣も崩壊し、雑草と雑木で山林化しつつある。
- ・スギ等が植林された林地についても、竹の侵入（写真下）で荒廃しつつある。



写真 [B地区]

- ・B1集落においても、「かつては農耕用の採草地だった場所も植林等で林地化したが、間伐等の管理がされず、山が押し寄せて来ている感じがする」と、住民からの発言。

b . 大字C地区（旧深須村）：最近になって無住化した集落の状況

C地区内にあるこのC1集落は、昨年、集落内の最後の1戸が他出し、ついに無住化した集落。かつては約20戸程度が居住していたが、昭和38年の豪雪災害の影響で一気に他出者が増加。また、遠隔地（行き止まり）、高地、北斜面、細く険しい集落までの道のりなど、生活環境の不利性も集落消滅の一つの要因と考えられる。

しかし、一部では廃屋となった庭先で野菜づくりや植林等が行われているほか、町担当者の説明では避暑地として帰省している事例もあるとのことで、完全に消滅するまでには、時間の長短は別として幾ばくかの猶予期間が認められた。



写真 [C地区]

- ・耕作放棄された水田跡地には草丈2 m以上ものススキやカヤ等の雑草が繁茂。
- ・写真右側の家が昨年最後の1戸となった住居跡。集落の最も入り口に位置している。



写真 [C地区]

- ・耕作放棄水田跡地の一部にはヒノキが植林されている。植林後の数年間は下草刈り等の管理が必要であるが、それもままならない状況にある。



写真 [C地区]

・ 廃屋の庭先のごく一部では、他出した元住民による家庭菜園が行われている。

c . 大字D地区 (旧深須村) : 生活環境が不便な小規模集落の状況確認

錦川上流の宇佐川沿いの国道434号線から、自動車の離合すら難しい細い険しい町道を一気に約300m登った標高約500m地点にある小規模集落。かつては約30戸あったが、現在の世帯数は6戸、うち高齢独居4戸で町内集落の中でも独居率が高い。車の無い人の買い物等は町が支援している通院用バス(週1便)を利用している。



写真 [D地区]

・ 川を挟んで山の反対斜面からD1集落の位置する側の山斜面には、昨年の台風災害と思われる山の崩落が多数見られる。



写真 [D地区]

- ・集落は地滑りの多発地帯で、古くから随所に防護壁が設置されている（写真中央の帯状コンクリート壁）。



写真 [D地区]

- ・農地はほ場整備されておらず、住居周辺のみわずかな水田で稲作が行われている。

(4) まとめ

a . 小規模集落における集落機能や地域資源管理の実態について

今回の現地調査では、過疎化や高齢化の進行度合い、集落の減少割合等、統計上の視点や地理的な条件等の客観的な指標を一つの判断材料として、山口県錦町の小規模な集落を選定し調査を実施してきた。しかし、調査を進めるにつれ、これら客観的指標で眺めた場合に、

同じ小規模でかつ高齢化している集落であっても、その集落機能や地域資源管理の実態やその発展段階は、決して画一的ではなく、多種多様であるということが明らかになった。

また、限界集落という言葉の定義の議論にはここでは触れないが、単に、集落戸数や人口、高齢化率等のみで限界集落というものは位置づけられるのではなく、地域の生活環境はもとより、そこに住み、生活している人的資源の相互のつながりや共存意識といった、目に見えない計り知れない「集落の吸引力」といったものが、限界か否かという位置づけを大きく左右するとともに、その吸引力が集落機能や地域資源管理の実態に大きく影響していると考えられる。

このことは、吸引力の働いているA地区A1集落と、話し合い活動すらできずに吸引力を失いかけたB地区B2集落、さらには最後の1戸が昨年他出して住民基本台帳上消滅したC地区C1集落での、それぞれの集落機能や地域資源管理の実態の違いからも容易に推測することができる。

さらに、集落機能の状況を把握する上での重要なポイントとして、A地区に見られたような、一般的な限界的集落の発展段階と逆行するような動きが生じている点である。限界と思われていた集落が危機的状況を経験したことで以前よりも集落の吸引力を増し、自分達よりも客観的には条件の良いと思われる周辺集落に目を向け、広域での地域維持体制の中核的かつ先導的な集落としての機能や役割を果たす位置づけへと発展している。もちろん、多くの集落でこのような実態が当てはまるわけではなく、さらに詳細な調査も必要であるが、今後、限界集落等での集落機能や集落間連携等を議論する上で見逃してはならない重要な動きである。

b．自治体における限界集落への対応について

小規模集落を多く抱える錦町では、これまでもきめ細かな様々な支援を実施してきた経緯があるが、市町村合併を目前に控え、新市の中では最も遠隔地に位置することになり、新たな自治体行政施策に対して、住民のみならず職員にとっても期待と不安が入り交じっていることが受け止められた。

例えば、これまで町独自で実施してきた町道の維持管理に関する支援、中山間直接支払制度に関する支援、さらには集落自治会や広域での振興協議会に対する支援、通院バス支援、定住対策に関する支援等々、新市ではこれら支援施策の位置づけや今後の方向性はどのようになるのか、現時点での答えは明らかになっていないが、様々な状況を総合的に判断して、縮小されることはあっても、従来以上に支援が充実することは難しいのではないかという不安が感じられた。

また、集落に目を向けたとき、集落が徐々に衰退していく中で、農地以外も含めて地域資源管理を担うことのできる担い手の確保対策は、行政として最も重要な課題として認識されているものの、その具体的な内容については悩んでいる状況にあり、新市の周辺地対策の課題が早くも浮き彫りになっている。

しかし、一方では、今回の調査でも明らかのように、集落範囲を越えた広域での振興協議会組織等を対象にした行政のソフト面での支援が確実に実を結びつつあり、これらによる町民の吸引力を作用させることで、広域での自治機能や新市への提言機能、地域資源管理機能等の発揮に結びつけていくための準備が行われているのも確かであった。

いずれにしても、A1 集落での取り組み事例からも解るように、中山間直接支払制度のような集落内部の吸引力を呼び覚ましたり継続していくための支援施策（ハード、ソフトの両面で、吸引力を増したり継続性を持たせるための施策）を展開し、住民の背中を少しだけ後押ししてやるといった発想が重要と考えられる。

また、A1 集落の後継者である g 氏の発言にもあったように、農林業の枠を越えて、地域の外や異業種等の関係者の力を集落の吸引力に注入できるようなしくみについても、今後の新たな支援施策の方向性の一つとして視野に入れておく必要性を感じた。

なお、山口県では、平成 17 年度に新たに山口県中山間地域づくりビジョンを整備し、地理的条件、社会的条件等の地域構造を類型化した中で、生活者視点重視の総合的かつ具体的な山間・中山間地域に対する各種支援施策を H19 から本格的に展開することとしており、錦町においても、新市周辺地対策として、施策のあり方や方向性について新市の中で今後検討が進められていくと思われる。

c . 集落の衰退が地域資源保全に及ぼす影響について

今回の調査によって、集落の衰退が地域資源保全に及ぼす影響の全容が解明できたわけではないが、それら両者が密接に関係していることが実態として明らかになった。

集落が何かのきっかけ（錦町の場合は農林業の衰退や災害など）で他出者が増加し、住民が減少することで集落の吸引力が急速に弱まり、集落活動が停滞して農地や山林、道路等の地域資源が荒廃する。それに伴って鳥獣被害や土砂災害等の新たな生活悪化のきっかけ発生の機会が増加し、さらに他出者が増加して地域資源が荒廃していく。このような悪循環の末、最終的には集落が無住化することで、地域資源は山に還って行く。つまり、そこで人が生活できないことが、人が生活するための取り組み（＝地域資源の保全管理のための活動）を放棄させている状況となっている。

これらのことは、だれもが簡単に予測し得ることであるが、今回の調査ではそれを実態と

して把握できたことでとても意義深いものであった。

そして、A1 集落では、中山間直接支払制度をきっかけに集落の吸引力を取り戻し、その悪循環を断ち切ろうと、わずかな人数の高齢者たちで、力を出し合い、知恵を出し合い、さらには周辺地域を巻き込みながら果敢に立ち向かっており、その勇姿は他出した後継者の心にも灯りをともしている。この実態を目の当たりにしたことで、今回の現地調査が、今後の地域資源管理や国土保全のあり方、方向性等を議論する上で、大きな示唆を与えてくれたと確信している。

まとめと今後の検討方向

1. 調査結果のまとめ

本調査では、限界集落における集落機能等の実態やそれへの自治体の対応等について、統計データの分析、現地での聞き取り調査、配票調査、といった3つのアプローチから把握することを試みた。

そのまとめとして、それらの調査結果を調査の枠組みにしたがって整理する。

(1) 限界集落の動向

まず全国的にみた限界集落の存在状況としては、配票調査結果からみれば、調査対象市町村の総集落 57,016 のうち、今後 10 年以内に消滅が予想されるのは 218 集落、また平成に入ってから無住化した集落は 68 を数えた。これらは、小規模で高齢化が進んだ集落が多い北陸地方および中国地方に多く存在し、また平成 15 年を境に増加の傾向が顕著であることも特徴としてあげられた。

一方、センサスデータからみると、総農家戸数が 9 戸以下でかつ非農家も含めた総戸数も 9 戸以下という集落は全国 14 万余の農業集落の約 3.4%、4,849 集落と推計された。その内訳は、都市的地域 336 集落、平地農業地域 425 集落、中間農業地域 1,889 集落、山間農業地域 2,199 集落というものであった。また立地条件としては、小規模な集落ほど標高が高く、役場や学校、病院等への距離が遠い傾向がみられた他、地勢別にみても小規模なほど「山間」型に位置する集落が多いことが明らかとなった。さらに、最近 10 年間の総戸数減少率を加味して「無住化危惧集落」を抽出した結果、1,403 集落という値を得た。

(2) 限界集落における集落機能や地域資源管理の実態

限界集落の集落機能や地域資源管理の状況については、祭事や寄り合いといった社会的活動の停滞・衰退がみられた一方、集落における共同作業や農林地の管理については辛うじて住民で実施できていることも配票調査からは明らかになった。またセンサスデータからみても、例えば寄り合い回数については、総戸数の少ない集落ほど寄り合いの開催回数が少ないという相関が明らかになっている。

それに対して、既に無住化・消滅した集落の農林地の管理については、従前の住民により管理されているケースと放棄されているケースとに分かれたが、無住化によって農林地の荒

廃や具体的な被害が特に拡大しているとはいえなかった。

こうした点について、現地での事例調査から具体的な問題点として、例えば、高齢で動けない世帯や女性の独居世帯が多いため集落活動における役員のなり手がなく、同じ世帯で何役も引き受けている、また世帯減による活動費の減少も深刻であるなど、集落運営への直接的影響がみられた。また葬儀が集落できなくなったことも大きな問題として指摘されていた。しかし一方では、そこに住む人々の目に見えないつながり、共存意識といったものが、集落機能の存続には重要な要素として影響しており、単に戸数や高齢化率といった客観的指標ではあらわせない一面も、優良事例からはみることができた。

また、農林地等の保全管理に関しては、中山間直接支払制度の積極的な活用によって、例えば集落住民間の手間替え費用や農道維持管理等にもその効果を見出している実態がある反面、その要件がクリアできないような集落の存在も少なくなかった。イノシシをはじめとする鳥獣害の実態も2つの事例に共通してみられており、人口が減少している集落の農地の荒廃化と無関係とはいえない。さらに山林については手付かずの状態、もはや所有地の境界を把握する住民がいらないような状況にまできている例もあった。

(3) 自治体における限界集落への対応

以上のような現地調査の実態に対する自治体の対応については、定住促進にむけて、古くは集落の集団移転の推進や企業誘致活動に始まり、農業への新規参入の促進や空き家バンク制度、また子育て世代への保育料補助などが打ち出されてきた経緯も事例からはみることができた。反面、「住民自身が集落維持の意識や衰退の実感に欠けている現状では支援のしようもない」という担当者のジレンマも聞き取ることができたが、いずれにせよ、限界集落を抱える自治体としてただ手をこまねているわけではなく、きめ細かに様々な施策に取り組んでいる実態が明らかとなった。

また、島根県の事例でみたコミュニティ・ブロックや、山口県の事例における旧町村を範囲とする振興協議会の立ち上げのように、自治範囲の見直しによって限界集落の諸問題に対応しようとする動きが実を結びつつあり、そうしたソフト面での支援が有効な施策のひとつであることも事例調査からは示唆された。

一方、配票調査において集落存続のための施策として自治体からあげられた内容をみると、巡回バスの運行や給食サービスなど、主に高齢者向けの生活サービスが中心となっていた。ただし今後は集落の統合・編入といった施策を検討している実態もあり、集落存続へむけた本格的な対策は、全国的にみればまだこれからであるともいえよう。

(4) 集落の衰退が地域資源保全に及ぼす影響

最後に、集落の衰退と地域資源保全との関係を事例から整理すると、まず集落の衰退によって、集落の農林地やそれ以外の資源を含めて維持管理を担う人材の枯渇が起きることが最も大きな問題のひとつであり、それによって地域資源が荒廃し、人が住みにくい環境が生まれ、さらに衰退が進むという悪循環が起こっていた。その人材を補完するべく、行政によるサービス・支援が求められていたり、自治組織の再編が試みられていたりしていたわけだが、いずれもその悪循環を断ち切るまでには至っていなかった。

逆にいうと、地域資源を保全することが定住の促進につながり集落の衰退をくい止めるという図式も成り立ち、その人材、ノウハウの育成が急務であることが示唆されている。

このことは、今後の地域資源管理のあり方、方向性を議論する上で、大きなポイントのひとつになると考えられる。

2. 今後の政策課題

(1) 限界集落問題 「問題」発生領域

従来から集落限界化が「問題」として議論されている。しかし、この問題には2つの切り口がある。ひとつは、集落機能の著しい脆弱化により、集落構成員の生活や農林業生産、そして農地や水路、山林等の地域資源管理に問題が生じるという問題である。当然、その帰結は、集落内に居住する住民の「暮らし」の困難さに直結する。これを、集落限界化の「内部問題」と呼んでおこう。周知のように、この問題は、かつて社会学者の大野晃氏が、限界集落の発生とそこにおける高齢者の生活継続の困難性を問題提起して以来、各方面から対応の必要性が論じられている。

しかし、近年の限界集落「問題」は、こうした視点を含みつつ、やや異なる視覚からも論じられている。それは、先の「内部問題」に対して「外部問題」と表現することが可能である。そして、この問題は、やはりふたつの論じ方がある。ひとつは、集落の限界化が進み、そこでの「暮らし」が困難化すると同時に発生する、集落の外部環境に対する負の外部効果の問題である。それは、しばしば論じられている農地潰廃による外部不経済効果と重なりつつも、しかし独自の領域を形成していると考えられる。集落限界化の「環境上の外部問題」と呼んでおこう。

もうひとつの問題は、顕在化した議論としてはマイナーなものであるが、集落機能が脆弱化することによる政策上の問題である。最近の農政では、中山間地域等直接支払制度をはじめ、米政策改革による地域水田農業ビジョンの策定、そして農政改革下の集落営農の推進等

と、集落等の小地域単位の合意形成が、あらためて重視されている（集落主義農政）。こうした中で、集落機能の脆弱化は、農地保全、稲作転作、担い手育成という重要な政策課題達成への接近を困難化していることが徐々に問題提起され始めている。限界集落問題が、この時期に問題提起されているのは、農政の集落主義的特徴が強まったことと、決して無関係ではない。集落限界化の「政策上の外部問題」である。

以上のように、集落限界化の問題は、多様な議論が可能である。そして、この多面性を分解することで、はじめて明らかになる事柄も少なくない。

ここでは、各問題 ー ただし政策上の問題である「政策上の外部問題」については論じない ー について、本調査研究が明らかになった論点とあるべき政策について、ラフなスケッチを行ってみよう。

尚、本報告書の第 ー 章の内容に触れる際には、便宜的に各節を次のように略称する。

1．農業センサスからの限界集落問題への接近（橋口稿）

「統計分析」

2．限界集落の存在状況と自治体の支援方策の現状（農村開発企画委員会稿）

「アンケート分析」

3．島根県出雲市における限界集落の実態と機能維持の方向性（笠松稿）

「島根県レポート」

4．山口県錦町での小規模集落及び消滅集落の現状と自治体の対応（野村稿）

「山口県レポート」

(2) 集落限界化の「内部問題」とその分析課題

a．統計上の問題

集落の限界化の「内部問題」からの最大の論点は、その限界化のプロセスであろう。限界化の過程でいかなる問題が具体的に生じるのかという点への関心は、関係者に共通している。そうしたことを、統計的に明らかにするためには、ある時点の静態を、限界化の代理指標を利用した動態への読替が有効性を持つことは少なくない。そして、限界集落から無住化を考えた場合、当然のことながら世帯数の減少が発生することから、一般にその指標は世帯数で捉えられる。本報告書の統計分析が農家戸数や総世帯数を指標とする分析を行っているのはそのためである。

しかし、統計分析がその過程で明らかにしたように、こうした分析を現行の公表統計で実現するには越えがたい限界がある。なぜならば、農業センサス・集落調査では、農家戸数は把握されているが、一部の地域（農家点在地）では非農家戸数は不明である。その結果、農

家戸数が著しく少ない集落は「農家戸数も非農家戸数も著しく少なく限界集落的要素の強い集落だと判断される場合と、農家戸数は少ないが非農家戸数は多い都市的集落との判別をすることができない」(統計分析)という統計上の重大な問題が生じることとなる。

本報告書の統計分析では、こうした難点を、個別データが公表されていない秘匿集落(農家戸数4戸以下の集落)の集計といくつかの仮定を設定して、総戸数別の統計表象に挑戦している。その結果、例えば寄合回数と総戸数との有意な関係等を析出している。特に、総戸数10戸以上では、戸数の大小にかかわらず、寄合開催回数は8~10回とほぼコンスタントな値を示すのに対して、10戸未満となるとその回数が急激に低下する点は興味深いファインディングスと言えよう(図-1-24)。総戸数10戸前後で、少なくとも寄合回数についての臨界点があるように考えられるからである。しばしば議論される、集落の適正サイズとして下限(かつて、筆者はこれを「コミュニティ・ミニマム」と呼んだ)を示しているのかもしれない。

ただし、この分析は、仮定と分析者の膨大な作業によってはじめて実現したものである。このような特別の対応なしに、直接分析ができるような統計調査の実施とその表象が求められている。こうした統計整備自体が、限界集落問題に関する政策課題であろう。

b. 限界化のプロセス

今回の調査研究における実態調査(鳥根県レポート及び山口県レポート)が、明らかにしたように、集落の限界化の進行は、農林業生産と生活面の両面に強く表れている。ただし、この両面の困難化にはタイムラグがあると思われる。今回の調査ではその点に関する意識的な実態把握はおこなっていない。

この点に関しては、筆者は、かつて山口県の山間地域を対象とした2000年集落センサスにより、つぎのような分析を行った(拙稿「中山間地域農業・農村の軌跡と到達点」、生源寺眞一編『21世紀日本農業の基礎構造』、2002年、農林統計協会)。すなわち、集落規模(その分析では集落内壮年35~64歳人口)と集落寄合の議題の出現率の関係を分析し、規模が小さくなると、比較的早い段階で「水田転作」「農道」「土地基盤整備」という農業生産に関連した話し合いが行われる割合が低下する。しかし、そうした小規模集落でも、「祭り・運動会」「環境」「福祉・厚生」等の議題の出現率は大きくは低下することがない。むしろ、これらの内容に関する寄合は維持され、壮年人口が5人以下、ないしは1人以下という極端に集落小規模化が進む集落ではじめて議題としての出現率が低下する。つまり、集落の小規模化は、農業生産にかかわる話し合いが行われなくなる段階とそれがさらに進み生活関連の話し合いが行われなくなる段階があると推測することができる。

この分析は、先にも述べたように、ある時点の静態を、壮年人口を指標とするクロスセク

ションの集計を行い、それを集落小規模化という動態に読み替え換えたものである。したがって、限界のプロセスを直接表すものではないが、今回の実態調査地における現実に照らしても、概ね妥当するものと言えそうである。

さらに踏み込んで解釈すれば、集落の限界化には、主に農業生産に関するなんらかの共同作業や決め事が困難となる「限界化前期段階」とさらに生活上の共同や取り決めが困難となる「限界化後期段階」というプロセスがあると考えられる。そうであれば、限界化の「内部問題」に対応する政策もまた、プロセスに応じた段階的なものである必要がある。次の項でのこの点について論じてみよう。ただし、いうまでもなく、こうした段階的把握自体が仮説的色彩を持っている。本調査研究における残された課題であり、今後の積極的な解明が求められる。

c . 限界化前期における政策の方向性

限界化前期における特徴は農業関係の集落としての取り組みの後退である。こうした状況に対して、山口県レポートは、著しい小規模化が進んだA1集落で、中山間地域等直接支払制度が果たした役割が特に大きかったことを論じている。周知のようにこの直接支払制度は耕作放棄地の発生防止による多面的機能維持を目的としており、なによりも農地が荒れないことを集落協定に求めている。

したがって、農業関係の諸活動の停滞が始まっている段階にある集落に対し、この政策は、共同作業の復活や新たな集落での組織的農業対応の前進を促進する可能性がある。実際、山口県レポートはA1集落で、農地保全の必要性を入り口としつつも、「まず集落活動の最も基本となる住民同士の話し合い活動が始まり、それによって再び集落の吸引力が機能し始めたことで、集落住民一人一人の行動へ結びつき、さらにその行動の実績が次代に向けての大きな自信に繋がり、他出を含めた後継者へ脈々と受け継がれ始めた」という「一連のストーリー」があることを詳しく紹介している。

ここで重要な点は、農地保全という直接支払制度の目的が、限界化しつつあった集落の集落機能の維持向上の入り口に過ぎないことと、しかしそれが入り口にあったからこそ、地域内の限界化前期の状況に適合したという両面であろう。このような農業生産に関連する行為を対象とする助成は、2008年度より本格的に実施される「土地・水・環境保全向上対策」(資源保全施策)にも共通するものであり、この政策を集落機能の維持向上の入り口として位置づける必要性が示唆される。

尚、あわせて次の点も指摘しておきたい。山口県レポートの実態調査地では、水路管理にかかわる共同管理がほとんど行われていなかった。つまり、圃場整備を契機として、いわゆる「個別的水利用」が中山間地域においても実現してしるのである。そのため、このような

地域では、農道の管理はともかく、水利管理の共同性の崩壊が、地域内で「問題」として積極的に認識されず、限界化後期を迎えてしまう可能性がある。

さらに、山口県レポートも指摘しているように、「地域資源の保全管理に関して、従来までは集落内でたやすく取り組まれていた活動（例えば大雨の溝さらい、道の補修修理など）について、十数年前頃から行政に頼ってくるが多くなってきた」ということが、「問題」の発生の事実を見えづらくしている点にも注意しなくてはならない。実際、自治体は数年前までは、地域からの行政サービスの要請に応える財政力もあり、そうした代替を進めていた。もちろん、だからと言って、それが現行の行政サービスの削減を積極的に支持することにつながるわけではない。

後に述べる、新たなコミュニティ組織（地域自治組織）の位置づけとも関連して、古くから指摘されている地域課題の「公的セクター」と「共的セクター」の役割分担をめぐる課題が、集落の限界化をめぐる課題とも関連していることを意識する必要がある。

d．限界化後期における政策の方向性

限界化後期になると基本的な生活相互扶助機能も脆弱化をはじめ。島根県レポートが指摘するように、その際の象徴的な出来事は地域での葬式の執り行いが困難となることである。レポートの対象となっている島根県出雲市佐田町を含めて、中国山地ではそうした事態に対して、他地区住民が事前に登録する葬祭（葬式）ボランティアを制度化する事例が早くからみられる。葬式のみならず、地域を越えた助け合いの仕組みづくりが、限界化後期に求められるひとつの取り組みと言えよう。

ただし、注目すべきは、多くの場合、こうした「外部」の範囲は、集落から見て極端な広域ではなく、島根県レポートが「コミュニティ・ブロック」として表現するように、やはり大字、小学校区、旧村（昭和合併）という地理的範囲内である点である。つまり、集落を越えながらも旧市町村（平成合併）未満で収まるような範囲に新たなコミュニティを形成するという、近年政策課題ともなっている動き（地域自治組織づくり）は、限界後期段階の集落を見据えた動きでもある。

その点を含めて、限界化後期集落対策としては、次の2点が考えられる。第1には、限界化する以前から、複数集落を範囲とする新たなコミュニティ組織を育成し、集落単位の活動とのなんらかの関係を築きあげることである。しかし、島根県レポートでも強調されているように、こうした新たなコミュニティは、集落機能を代替するものではなく、「補完関係を保ちながら集落を尊重」するものがある。つまり、両者は補完関係として位置付くか、ないしは代替関係にあるとしても、長期間の時間的経過によってはじめてそれを実現するものである。

しかし、第2に、こうした長期にわたる代替関係の先にいかなる地域の姿があるのかを、具体的にイメージすることも必要になろう。島根県レポートで佐田支所地域振興課長は、将来的には「コミュニティ・ブロック」としての全面的再編が必要となることを予想している。それは、中山間地域では、新たな暮らし方（「強制力のあるボランティア」から「ビジネスにつながる活動」へ）が必要であるという積極的な提言でもある。限界集落対策として重要なことは、最終的にはコミュニティ・ブロックに再編される場合でも、限界化が進んだ集落が、そうした積極的動きの一方で、どのように「終末」を迎えるのかを考えざるを得ない。実態把握に力を注いだ今回の調査研究では、検討課題とはなっていないが、新たな自治組織に地域が再編される場合の限界集落の「終末過程」（それは「計画的撤退過程」と言っても良い）の具体的なイメージ化が政策には求められている。

(3) 集落限界化の「環境上の外部問題」

冒頭にも触れたように、集落限界の「環境上の外部問題」は、農業生産の外部効果（農業の多面的機能）と重なりつつも、それとは異なる独自の問題領域が存在することは容易に予想される。いわば、「集落存続の多面的機能」である。特に、国土計画などで中山間地域が取り上げられる際には、こうした視点からの議論が少なくなかった。

しかし、その点についての実証的議論は意外にも多くはない。この点で、今回のアンケート分析は、新たなファインディングスを得たと言うことができそうである。アンケート分析では、集落の「内部問題」の質問に加えて、今後消滅が予想される集落の「集落管理機能の低下による被害への対応」を尋ねている。

その結果の詳細は、アンケート分析にあるが、ここでは「消滅が予想される集落」と「既に消滅した集落」の両者の値を表 - 1 として一括して示した。

表 - 1 集落管理機能の低下による被害・対応がある地域の割合
(アンケート結果)

	(単位: %)	
	消滅可能性がある 集落	既に集落が消滅し た地域
農地ののり面崩壊	32.7	22.4
病虫害の発生	11.4	10.9
ゴミ・産廃の不法投棄	24.3	39.1
山地の斜面崩壊	38.9	32.8
風倒木の放置	29.5	40.6

注: 1) 本報告書の「アンケート分析結果」より作成。

2) 示した数値は「無回答・無効」を除いた有効回答を100とする値。

まず、消滅可能性が有る集落では、約3～4割の集落で「山地の斜面崩壊」「農地ののり面崩壊」「風倒木の放置」が発生している点が注目される。人の手が入りづらくなる中で、様々な規模の災害が発生しやすい状況が、はっきりと浮かび上がっている。国土の可住地域の隅々まで人々が居住し、かつ農林業生産や資源保全活動をすることによる公益的な機能が維持されていたことを改めて知ることができる結果であろう。

そして、さらに注目されるのは、被害・対応のある集落割合を、既に消滅した集落と消滅可能性がある集落とで比較すると、「ゴミ・産廃の不法投棄」「風倒木の放置」の2項目で、既に消滅した集落では顕著に上昇している点である。限界集落から集落消滅の過程で、風倒木を含めた広い意味での「ゴミ」の放置や投棄が発生しつつある点は、ある意味で衝撃的な事実であろう。

このように、さらに限界化が深まると、自然災害が発生する可能性が増大することに加えて、むしろ人為的な環境破壊現象が生じる可能性もまた増大する。そうであれば、その行為に対する規制（風倒木の場合は撤去支援）が不可欠であると同時に、こうしたことは集落限界化を政策的対応により未然に防止する重要な論拠ともなりうるものであろう。

(4) 市町村合併と限界集落

最後に以上では論じ切れなかった論点に触れておきたい。

島根県レポートと山口県レポートは共通して、市町村合併は限界化が進む集落にとってのネガティブな影響があると懸念している。島根県の現場では、コミュニティ・ブロック推進にあたり、設置された担当職員制が廃止されている。また、山口県レポートでは、町道の管理の集落委託制度の廃止（集落の活動財源となっている）等が危ぶまれていることが論じられている。

こうしたことは住民活動に何らかの影響をもたらすことは容易に予想できることである。しかし、そこでの最大の問題は、行政サービスの低下や集落財政の縮小というよりも、限界集落が発生することが多い周辺部に行政の目行き届かないことによる、住民の新たな疎外感であることが少なくないように思われる。「行政がいつでも見つめている」という意識が伝わるような仕組みづくりが、市町村合併下のこうした地域には求められていると言える。

いずれにしても、集落限界化の傾向は、市町村合併とは完全に無縁とは言えないことを意識した対応が要請されている。

参考資料

- 1 .「集落の存続・消滅に関する調査」調査票
- 2 .「集落の存続・消滅に関する調査」自由記述回答

1. 「集落の存続・消滅に関する調査」調査票

集落の存続・消滅等に関する調査

お答えはすべて回答用紙をお願いします

はじめに貴市町村内の集落についてうかがいます。

問1. 市町村内の総集落数をお答えください。

問2. 市町村内の集落のうち、以下の条件にあてはまるものの数をそれぞれお答えください（あてはまる集落がない場合は0を記入してください）。

- a. 世帯数が5世帯以下で、かつ高齢化率（65才以上人口比率）が50%以上
- b. 世帯数が6～9世帯で、かつ高齢化率（65才以上人口比率）が50%以上
- c. 世帯数が10～19世帯で、かつ高齢化率（65才以上人口比率）が50%以上

貴市町村内の集落のうち、今後10年以内に消滅が想定される集落の状況についてうかがいます。集落の消滅とは、様々な要因で人口・戸数が継続的に減少し、集落が無人口・無住化することとお考えください。

問3. 市町村内の集落のうち、今後10年以内に消滅が想定される集落の数をお答えください。

以下、消滅が想定される集落が複数ある場合は、そのそれぞれについてお答えください。回答用紙には5集落分の回答欄を用意しておりますが、足りない場合は用紙をコピーしてお使いください。

問4. 当該集落名をお答えください。また、その集落名が農林業センサスにおける農業集落名と異なる場合は、センサス上の名称もお答えください（区域等が完全に一致しなくても構いません）。さらに当該集落が2000年時点で属していた市町村名が現在と異なる場合はそれもお記入ください。

問5. 当該集落が今後消滅すると判断する理由について、最も近いものを以下から1つ選んで数字で記入してください。

- 1. 高齢者の死亡の増加による人口の自然減が継続して発生する
- 2. 利便性や就業機会等を求めて移住する個人・世帯が増える
- 3. 町村内外他地区の団地、公営住宅等への集団的な移転（集落移転事業を含む）が想定される
- 4. ダム建設、高速道路建設等の公共事業等の実施に伴う移転が想定される
- 5. 気象災害や鳥獣害による存続の断念が想定される
- 6. その他

問6. 当該集落の現在の世帯数および高齢化率（65歳以上の割合）について、あてはまる組み合わせを以下から1つ選んで数字でお答えください。

	世帯数5以下	世帯数6～9	世帯数10～19	世帯数20以上
高齢化率50%以上	1	3	5	7
高齢化率50%未満	2	4	6	8

問7. 当該集落居住者の主たる生業としてあてはまるものを以下から1つ選んで数字でお答えください。

- 1. 農業（販売あり）
- 2. 農業（販売なし）
- 3. 林業
- 4. 水産業
- 5. その他自営業
- 6. 会社等勤務
- 7. 年金・家族からの仕送り等
- 8. その他

問 8 . 当該集落の農業類型として近いものを以下から 1 つ選んで数字でお答えください。

- | | | | |
|--------|----------------|---------|----------|
| 1 . 水稲 | 2 . 野菜・工芸作物 | 3 . 果樹 | 4 . 施設園芸 |
| 5 . 畜産 | 6 . 農業は行われていない | 7 . その他 | |

問 9 . 当該集落の中心部（居住区域部分の中心）の標高について、おおよそで結構ですので、10m単位で記入してください。

例)

				0
--	--	--	--	---

 m

問 10 . 当該集落の中心部から市町村役場まで、主に利用される交通手段による所要時間をお答えください。また、市町村役場までの道路距離について、おおよそで結構ですので、100m（0.1km）単位でご記入ください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 . 集落内に役場がある | 2 . 15 分未満 |
| 3 . 15 分以上～30 分未満 | 4 . 30 分以上～45 分未満 |
| 5 . 45 分以上 1 時間未満 | 6 . 1 時間以上 |

例)

				.	
--	--	--	--	---	--

 km

問 11 . 当該集落で行われている共同作業（道路や水路の清掃・管理等一定の労働を伴う作業）の実施状況について、最も近いものを以下から 1 つ選んで数字で記入してください。

- | |
|---|
| 1 . 住民（市街地へ移住した子など家族も含む）だけでなんとか実施している |
| 2 . 周辺集落（個人、連合自治会等の集落の連合組織も含む）の支援を受けて実施している |
| 3 . 周辺集落（個人、連合自治会等の集落の連合組織も含む）が作業を肩代わりしている |
| 4 . 市街地住民、都市部からのボランティア（個人、組織）の支援を受けて実施している |
| 5 . 市街地住民、都市部からのボランティア（個人、組織）が作業を肩代わりしている |
| 6 . 市町村等の公的機関が肩代わりして実施している |
| 7 . 外部業者等に委託している。 |
| 8 . 労働を伴う共同作業は実施していない |
| 9 . その他 |

問 12 . 当該集落で行われている祭事（伝統芸能・文化等の保全活動も含む）の実施状況について、最も近いものを以下から 1 つ選んで数字で記入してください。

- | |
|---|
| 1 . 住民（市街地へ移住した子など家族も含む）だけでなんとか実施している |
| 2 . 主として周辺集落（個人、連合自治会等の周辺集落の連合組織も含む）の支援を受けて実施している |
| 3 . 主として市街地住民、都市部からのボランティア（個人、組織）の支援を受けて実施している |
| 4 . 主として市町村等の公的機関の支援を受けて実施している |
| 5 . そのような活動は止めてしまった |
| 6 . その他 |

問 13. 当該集落で行われている住民の集まり（寄合い）の状況について、最も近いものを以下から1つ選んで数字で記入してください。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1. 毎月行われている | 2. 2～3ヶ月に1度、定期的に行われている |
| 3. 半年に1度、定期的に行われている | 4. 年に1度、定期的に行われている |
| 5. 必要に応じて不定期に行われている | 6. ほとんど行われていない |

問 14. 当該集落の農地の管理状況について、最も近いものを以下から1つ選んで数字で記入してください。

- | |
|---|
| 1. もともと農地はない、ほとんどない |
| 2. 住民（市街地へ移住した子など家族も含む）が作物の作付けや放牧等により管理している |
| 3. 住民（市街地へ移住した子など家族も含む）による草取り等の最低限の管理が行われている |
| 4. 住民が周辺集落（個人、連合自治会等の集落の連合組織も含む）の支援を受けて管理している |
| 5. 市街地住民、都市部からのボランティア（個人、組織）の支援を受けて管理している |
| 6. 市町村等の公的機関が管理している |
| 7. 植林している |
| 8. ほとんどの農地は管理されずに放棄されている |
| 9. その他 |

問 15. 当該集落の林地（共有林・民有林を含む）の管理状況について、最も近いものを以下から1つ選んで数字で記入してください。

- | |
|---|
| 1. もともと林地はない、ほとんどない |
| 2. 住民（市街地へ移住した子など家族も含む）が独力で管理している |
| 3. 森林組合が管理している |
| 4. 林業公社が管理している |
| 5. 住民が周辺集落（個人、連合自治会等の集落の連合組織も含む）の支援を受けて管理している |
| 6. 市街地住民、都市部からのボランティア（個人、組織）の支援を受けて管理している。 |
| 7. 市町村等の公的機関が管理している。 |
| 8. ほとんど管理していない |
| 9. その他 |

問 16. 当該集落では、住民による農林地の管理放棄や低下などによって、以下のような被害・支障が生じていますか。当該被害・支障に対して、復旧工事の実施や管理者に対する指導等、行政が何らかの対応策をとったことがあるものについて、「ある」= 1、「ない」= 2、でお答えください。

- a. 農地ののり面崩壊による土砂流出等の被害・支障
- b. 耕作放棄地等での病虫害発生
- c. 耕作放棄地等への粗大ゴミ・産業廃棄物等の不法投棄
- d. 山地の斜面崩壊による被害・支障
- e. 風倒木の放置による被害・支障
- f. その他

次に貴市町村内において、平成元年以降に消滅した集落についてうかがいます。集落の消滅とは、様々な要因で人口・戸数が継続的に減少し、集落が無人口・無住化することとお考えください。

問 17. 市町村内において、平成元年以降に消滅した集落の数をお答えください。

以下、消滅した集落が複数ある場合は、そのそれぞれについてお答えください。回答用紙には5集落分の回答欄を用意しておりますが、足りない場合は用紙をコピーしてお使いください。

問 18. 当該集落名をお答えください。また、その集落名が農林業センサスにおける農業集落名と異なる場合は、センサス上の名称もお答えください（区域等が完全に一致しなくても構いません）。さらに当該集落が2000年時点に属していた市町村名が現在と異なる場合はそれをご記入ください。

問 19. 当該集落が消滅（無人化・無住化）した年次をお答えください。

問 20. 当該集落が消滅した理由として最も近いものを以下から1つ選んで数字で記入してください。

- 1. 高齢者の死亡の増加による人口の自然減が継続して発生した
- 2. 利便性や就業機会等を求めて移住する個人・世帯が増加した
- 3. 町村内外他地区の団地、公営住宅等への集団的な移転（集落移転事業を含む）が実施された
- 4. ダム建設、高速道路建設等の公共事業等の実施に伴う移転が実施された
- 5. 気象災害や鳥獣害によって集落の存続が断念された
- 6. その他

問 21. 当該集落の中心部（居住区域部分の中心）の標高について、おおよそで結構ですので、10m単位で記入してください。

例)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 0 m

問 22. 当該集落の中心部から市町村役場まで、主に利用される交通手段による所要時間をお答えください。また、市町村役場までの道路距離について、おおよそで結構ですので、100m（0.1km）単位でご記入ください。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 集落内に役場がある | 2. 15分未満 |
| 3. 15分以上～30分未満 | 4. 30分以上～45分未満 |
| 5. 45分以上1時間未満 | 6. 1時間以上 |

・道路距離

例)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 km

問 23. 当該集落の農地の現在の管理状況について、最も近いものを以下から1つ選んで数字で記入してください。

- 1. もともと農地はない、ほとんどない
- 2. 従前の住民（市街地へ移住した家族も含む）が作物の作付けや放牧等により管理している
- 3. 従前の住民（市街地へ移住した家族も含む）による草取り等の最低限の管理が行われている
- 4. 周辺集落（個人、連合自治会等の集落の連合組織も含む）が管理している
- 5. 市街地住民、都市部住民（個人、組織）が菜園等として活用している
- 6. 市町村等の公的機関が管理している
- 7. 植林している
- 8. ほとんどの農地は管理されずに放棄されている
- 9. その他

問 24 . 当該集落の林地（共有林・民有林を含む）の現在の管理状況について、最も近いものを以下から1つ選んで数字で記入してください。

- 1 . もともと林地はない、ほとんどない
- 2 . 従前の住民（市街地へ移住した子など家族も含む）が独力で管理している
- 3 . 森林組合が管理している
- 4 . 林業公社が管理している
- 5 . 上記以外の事業者が管理している
- 6 . 周辺集落（個人、連合自治会等の集落の連合組織も含む）が管理している
- 8 . ほとんど管理していない
- 9 . その他

問 25 . 当該集落では、集落が消滅した以降、以下のような被害・支障が生じていますか。当該被害・支障に対して、復旧工事の実施や管理者に対する指導等、行政が何らかの対応策をとったことがあるものについて、「ある」= 1、「ない」= 2、でお答えください。

- a . 農地ののり面崩壊による土砂流出等の被害・支障
- b . 耕作放棄地等での病虫害発生
- c . 耕作放棄地等への粗大ゴミ・産業廃棄物等の不法投棄
- d . 山地の斜面崩壊による被害・支障
- e . 風倒木の放置による被害・支障
- f . その他

最後に集落の存続や定住の継続に対する支援施策についてうかがいます。

問 26. 以下にあげるような集落の存続、定住の継続に対する諸施策について、貴市町村での実施状況として最も近いものを選択肢から 1 つ選んで数字で記入してください。

[諸施策]

- a . 溝さらい、道普請等の共同作業が困難になっている集落に対する支援（市町村職員の労力提供、支援者の斡旋等）
- b . 農林地管理が困難になっている集落に対する支援（市町村職員の労力提供、支援者の斡旋等）
- c . 伝統芸能・文化等の保全活動が困難になっている集落に対する支援
- d . 主として高齢者世帯を対象とした、市役所・役場での窓口業務に関する出張サービス
- e . 高齢者や児童・生徒の交通手段の確保のための集落巡回バス等の運行
- f . 高齢世帯に対する弁当等の宅配サービス
- g . 高齢世帯に対する買い物サービス（買い物代行、移動販売車の斡旋）
- h . C A T V 等の I T を活用した遠隔医療システムの導入（在宅診療等）
- i . 冬期間限定の移転住宅（雪に対応できない高齢者が冬期間だけ仮住まいする市町村営住宅等）の整備・斡旋
- j . 奥地集落等の市町村中心部等への集落移転
- k . 小規模・高齢化集落の（自治会等の）統合や他集落への編入の斡旋
- l . その他

[選択肢]

- 1 . 旧市町村等一部区域で過去に実施していたが現在は実施していない
- 2 . 市町村全域対象で過去に実施していたが現在は実施していない
- 3 . 旧市町村等一部区域で現在、施策実施中
- 4 . 市町村全域対象で現在、施策実施中
- 5 . 旧市町村等一部区域で今後実施すべく検討・調整中
- 6 . 市町村全域対象で今後実施すべく検討・調整中
- 7 . その他

問 27. 前問で示したような集落の存続や定住の継続に対する支援施策の実施にあたって、市町村合併はどのような影響を与えるとお考えですか。貴市町村での合併の有無・予定に関わらず、生じた影響、予想される影響について、ご意見を記入してください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

2. 「集落の存続・消滅に関する調査」自由記述回答

原則として記述内容を原文のまま掲載。ただし「特にない」「影響はない」「合併の予定はない」等の回答は割愛している他、市町村名が特定できる記述は適宜修正・削除している。

ブロック名	自由記述内容
北海道	三位一体改革による地方交付税の大幅な減額は、地方交付税に大きく依存する本市にとっては、深刻な状況であり、市町村合併以前に、産炭地なるが故に拡大した行財政規模の正常化とともに集落の存続や高齢者等に対する支援施策への財源が厳しい状況にある。
	十分な支援策を実施しても高齢者の死亡増加により自然減が発生する。合併に伴いそれなりに集落がある地域でも人口減は避けられない。
	集落の活力低下が予想される。
	条例の整備等の部分で、多少の混乱は避けられないと思う。
	市町村合併により今まで別の市町村であった他の地域や集落との連携を今まで以上に考え実行していくことが必要と考えられる。
	合併は、行革を目標として実施される現状にある。当然のごとく効率化を目指すものであるから、交付税を減少される中、上記政策については実施不可能なことになると思料する。
	現在、集落の存続や定住に関する支援はおこなっておらず、また今後もおこなう予定は無い。市町村合併による影響に関しては、合併先の町も支援をおこなっていないことから影響は無いものと考えられる。
	当町は総合支所として残るので、町民の不便はないと思う。しかしながら、合併前なので、今までどりのサービス等、今後どうなるかわからない。町民が不便のないように対応していきたい。
	市町村合併により、大きな市や町と合併することになった場合、世帯数の少ない集落などは統合、再編の対象となってしまうものと予想される。
	これからの合併は近隣の中核市への合併が想定されますが、産業構造や、生活習慣が異なる地域が画一的な行政施策となった場合、農村部は益々若年者の流出、高齢化、過疎化が進行し、地域が崩壊して行きます。その事は、里山、農地の荒廃が予想され、地域の問題から、水、空気を含めた環境問題、食糧の問題等とりかえしのつかない国全体の問題になります。農村、里山の保全は住民がいてこそ成立しており、いくら都市住民や企業が参画して保全するといってもその受皿がなくなってしまえば、到底実現不可能であると思います。従来農山村においては、住民と身近な行政の共働により、生活が循環していました。このことは行政の効率化ということと反面、不利益地でも、いつまでも暮らし続けることができる地域の創造を求めてきた結果であり、財政や経済、効率化のみの市町村合併は農村部、強いては地域の崩壊を招きません。
<ul style="list-style-type: none"> ・小集落の統合、編入 ・集落に対する支援の拡大 	
東北	市町村合併によって公共サービスの低下が危惧される中、中心市街地以外への投資が減り、冬期間の除排雪による交通の利便性が確保されなければ、限界集落の増加の恐れがある。
	当町は、平成 17 年 3 月に町村合併しましたが、旧町村で行ってきた、住民サービスを継続しながら、新たな住民サービスを考えています。しかしながら、当町のような小さな町村の合併による区域の拡大は、住民サービスに今まで以上の予算を必要としてきます。合併の要因でもありますが財政難が今後まだまだ続く様であれば、国からの補助金、交付税等の縮小により、住民サービスの併せて縮小していく事になるのではないのでしょうか。
	住民サービスの低下が予想される。
	当村（人口およそ 1,700 人）の様な小・中規模集落は遠地と言う事もあるが、行政の諸施策を受けにくい方向へ進むと想定される。
	現在は、単独での行政運営をしている。
	集落間の行政サービスの低下
	住民のニーズに応じた行政サービスの維持や向上の推進に努めるとともに、町村合併により規模拡大、効率化が図られることにより、集落の存続定住への影響はないと思われる。
	大規模合併により中心部から離れた周辺地域への細かな対応ができなくなる可能性がある。
	現在、当町において市町村合併の予定は無いが、合併に際してはサービスの低下とならない様、努力する必要がある。

東 北	<p>市町村合併により、きめ細やかな高齢者世帯への対応などは、行き届かない部分が出てくることは予測される。また区域の文化なども後退が考えられる。合併により、中心地からの遠隔地は、サービス低下が見込まれる。個々の特殊な部分での支援であれば、専門職員の配置によって高度なサービスが可能となると予測される。</p>
	<p>本地域の集落住民の多数は、市町村合併の有無に係わらず、この住み慣れた地域・環境から転居する意向はない。</p>
	<p>人口3千人余の村で、13行政区を設けているが、今後の10年間を超えた後は急速に集落機能の著しい低下が見込まれる。現状では危機対策が施されていないが、合併財願で全地域に光ケーブルの配地工事が行なわれている最中である。この通信機能を集落支援施策に活用したい。</p>
	<p>平成17年4月に市町村合併したにもかかわらず、財政状況は厳しく、財源を伴った支援策の実施は難しい。</p>
	<p>本町は、雪の多い地域で、集落によっては、2mを越える積雪となることもある。現在はそのような集落でもその状況にあった除雪をおこなっている。除雪を例にあげたが本町は近隣の市町にくらべ規模が小さく、そのことをいかした業務を心がけている。しかし市町村合併をおこなった場合、その体制の継続が困難になり集落の存続や定住の継続に対する支援施策が滞ることが懸念される。</p>
	<p>本町は、合併をしないで単独を選びました。近隣市町村は、財政状況が厳しく、合併した場合に住民サービスの低下も懸念されました。</p>
	<p>合併後の事務調整が必要</p>
	<p>10年以内という期間では、消滅する集落はないと思われるが、もっと長い期間でみると、消滅する可能性は高くなると考える。「集落の存続や定住の継続に対する支援策」を考えると、対象集落は、市の中心地域から離れた集落となると思われるが、合併の影響は少ないと考える。(対象集落は合併前においても町の中心地域から離れた集落であり、合併前後において支援策の対応は変わらないと思う)なお、問1、問2の回答は行政区のデータからのものであり、集落とは少し考え方が異なるものである。高齢化率50%以上で、世帯数20世帯未満の行政区については、農地のない市街地の高齢者アパート等の理由によるものも含まれている。</p>
	<p>当町は合併しないことになって、自立の町をめざしていますが、やはり合併によって、行政の効率化が求められ集落の存続や定住に対する細やかな支援施策は切り捨てられてしまいがちだと考えられます。</p>
	<p>市町村合併しても、奥地の集落が抱える多くの問題は何一つ解消されない。</p>
	<p>行財政運営が今後益々厳しくなる事が予想され、細やかな行政サービスが小集落等末端まで行き届くか危惧される。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併において、支援施策により影響を受けた事はないと思われる。 ・合併町村の過疎化、高齢化、地域コミュニティの低下等の要因が、合併することの一つの理由となっている。 ・合併し、市域の広域化、特に中山間地域については、過疎化、高齢化、少子化等の進行による地域コミュニティの低下、地域の低迷等が顕在化しており、定住条件、環境の整備がソフト、ハード共必要と考えます。 ・有効的なアドバイスをお願いします。
	<p>集落の存続や定住の継続に対する支援施策は、市町村によりかなりの温度差がある。市町村合併を成立させるために、ある一定期間は市町村独自の支援施策は継続され、その効果は得られると考えられる。合併する市町村の組み合わせにもよるが、一般的にそれらの恩恵を受ける地区は新市(町村)のごく一部であり支援施策の継続は難しい。また国では合併の有無に関わらず「コンパクトなまちづくり」を進めており、周辺部(過疎地域)へのインフラ整備は抑制されており、現在進めている支援施策のいずれは集落移転等の施策に転換せざるを得なくなる。中長期的には、小さな集落の存続は望めない状況に陥ると思われる。過疎化が進行する。</p>
	<p>合併すれば、少数の集落への支援等は期待できなくなると思う。</p>
	<p>きめ細やかな対応ができなくなる可能性がある。</p>
	<p>市町村合併の有無に係わらず、集落の維持、発展を目指すには、集落の活性化に向けた取り組みが必要で、平成17年度より「元気な地域づくり」を実施している。</p>
<p>市町村合併により、現在もなかなか行政等の支援策が行き届かない過疎地には、益々目を向けなくなり、集落の消滅に拍車がかかると思われる。国土(農地)の保全を考えていく上でも、そういった地域が増えることが得策なのか非常に疑問を持っている。コストをかけても守っていく必要がある地域、そこに住んでいる住民を大切にするような施策が必要だと思っただが...</p>	

東 北	行政の合理化を図るため公共施設の統廃合が進み、限界集落における交通弱者の利便性の確保が困難になる。
	末端集落まで行政支援策を提供できるか懸念され、集落機能が継続できるか不安である。
	合併することにより諸施策の一部が実施されない可能性がある。
	市町村合併にあたっては、それぞれの地域実情を十分考慮し、合併前より住民サービスが低下することのないように配慮している。しかし、合併により安易に地方交付税が減額されるなど、国の地方切り捨てが行われないよう地方から声をあげていく必要がある。
	市町村合併が行われた場合、施策的なものが、小さな集落は切り捨てられる可能性がある。また、若年層の都市部への流出が加速されると予想される。
	行政の広域化により、遠隔地集落に対する支援は不可欠と思われるが、財政面、人員削減等により益々厳しくなるのではないかと。
	市町村合併はしない。
	市町村合併の進展とともに、安住条件が欠落し、消滅する可能性は高まると思われる。
	合併することにより、山間部等中心地から遠隔地への支援は手薄になり過疎化に拍車がかかると思われる。
	現在、当町において市町村合併は進んでいない。また、上記の内容に対する影響というより、上記施策は増々必要となると予想される。
	過疎と高齢化により、各集落とも共同活動や文化の継承等に支障を生じている現状にあり、農業の衰退に伴って集落の崩壊のおそれがある。今のところ町村合併の動きはないが、将来的に合併の動きがあった場合においても近隣の町村と合併することが想定されるが、過疎や高齢化の状況は同じであり、合併後も各集落への支援策は継続されると考えられる。
	平成 17 年 10 月に町村合併したが、特にこれらの施策に影響はないものと考えている。
	当町は面積 160k m ² 余ある中で集落数は 10 であり、くくりは大きい。山合いの小集落は高齢化や後継者がいなく存続は厳しいところもいくつかある。
	合併は無。働く場所がないために過疎化が進んでいる。
・ 末端地区への行政サービスの低下 ・ 人口の集中化	
関 東	行政サービスが低下し、十分な支援ができなくなることが懸念される。
	今回の調査では集落の区分を町内 66 行政連絡区としました。今のところ問 2 以降の設問には該当しませんが、行政連絡の下に 531 の行政連絡班がありこの単位で調査をすれば相当数の該当集落があると思われます。広大な行政面積（300k m ² 余）をかかえ、現在でも人口の自然減や高齢化・都市部への人口流失が進んでいます。今後、更なる合併がすすむと各自治体間の財政事情・主要施策の相違などにより各支援施策の廃止・削減・縮小などが懸念され、集落消滅等に拍車がかかると思われます。
	平成 18 年 3 月に合併により新市誕生予定。
	管内 67 集落ありますが、その内 2 集落が 20 戸以下の集落です。1 集落は、酪農業が主で、後継者もあり今のところ消滅の心配はございません。今一つの集落も高齢化はしてきていますが、殆んどが農業に依存しているのではなく、他産業に従事しておりこの調査には、該当しません。
	現状のまま続けたい。
	当町は平成 18 年 3 月合併する。
	合併することにより「狭く深く」から「広く浅く」に視点が変わってってしまう気がします。当町も 2 月に近隣の市町村と合併しますが、住民基本健診を例えにとっても、そのようなことが感じられます。これまで中心部から離れた集落の住民に対しては（そのような集落には高齢者が多かったりするため）集落内の集会所を検診会場として、こちらから（町担当者）出向いて行っていました。それが 18 年度からは 71 才以上の高齢者で受診希望の人は「新市で指定する医療機関に自分で行って受診するように」ということになってしまいました。自分で運転できない、足腰の弱くなった老人が出向いて行くのは大変なことであり、検診を受けないということは体の悪いところを発見する機会を失ってしまうこととなります。高齢化集落は今後、増やしていくのは明らかなことですので、このようなところにこそ「深く」目を向けなくてはと思うのですが、「住みにくい場所」としてどんどん衰退してってしまう気がします。
今後も実施される予定であるので、大きな影響はないと思われる。	

関 東	<p>本庁舎が遠くなり距離的な不便さが考えられるが、合併前の町村が現サービスを低下しないよう支所として存続されることで影響は少なくできると思われます。</p>
	<p>財政的に厳しいが、小さくとも輝ける村づくりを目指す。（当面は自立）</p>
	<p>現状では何ら施策を講じていないが、高齢者人口増に伴い福祉施策と連携した対応が必要となってくると思う。（H18に新町の総合計画策定予定）</p>
	<p>財政状況が厳しいなかで、市町村合併が進行している事を考えると、殆どの市町村が過疎化が進んでいる（存続の危機に瀕した）集落等への支援施策に重点をおいている市町村はかなり少ないのではないかと考える。合併が進むと大きいものには目を向けるが、小さいもの（集落に限ったことではないが）には見向きもしないと捉えられがちである。こうした状況で、市町村合併が進行していくと、山村の集落の荒廃化はますます加速化されることが予想されるであろう。</p>
	<p>合併の結果、一市町村における集落数が増加することで、集落内の細かな部分への配慮を欠いてしまう恐れがある。</p>
	<p>当市では現在、市町村合併の予定はありませんが、市町村合併により、行政区域が広がることにより特に中山間地域の集落に目が行き届かなくなり、集落が埋没してしまう可能性があると思う。</p>
	<p>施策の展開に当たっては、「行政事務の効率性が上がる」「行政サービスの多様化、高度化が図れる」ことが予想されるが反面、「きめこまやかなサービスができなくなる」「住民の意見が施策に反映しにくい」など懸念される。</p>
	<p>本市は、17年に合併しました。まず、庁舎等へのアクセスですが、旧町庁舎を支所として使用していますし、出張所3ヶ所、市民サービスセンター1ヶ所もありますので、影響は少ないと思います。（もともとアクセスが悪かったところは合併によって良くなっていますが悪くなったとは思えません）。支援施策ですが、問26の回答に1や2がないことから、合併の影響は少ないと考えています。</p>
	<p>現在、本町においては集落が消滅する等の存続に対する危機には瀕しておらず、町としてこの件に関する支援施策はありませんが、巡回バス等の運行は行っております。</p>
	<p>今年3月に市町村合併となるが、上述の施策は継続するので、影響はないと思われる。</p>
	<p>合併後 が移ることによる商店街などへの影響</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員定数削減によるサービスの低下 ・議員定数減により地元の声が行政に反映されない ・交付税の減 ・独自性、個性が失われる ・人口の多い所が有利
	<p>市町村合併の考えられる影響として、住民サービスの低下、施設の縮小などが考えられます。小さな役場は支所となり、職員が削減され、行き届かなくなると考えられます。同目的の施設などは、効率化を計る為に、一ヶ所に集約される可能性があります。細かいサービスという点では合併の影響により現行のサービスは更に難しくなるものと考えられます。</p>
	<p>現在のところ市町村合併による集落存続への影響はないが、今後、どのような影響がでるかは、不明である。</p>
	<p>当市における諸施策は、中山間地域の農業支援や高齢者介護等の支援であり、その必要性は、合併の前後で変わることなく、事業の対象区域が拡大するだけで大きな影響はない。</p>
	<p>社会情勢の流れに行政支援施策はなかなか効果が出されません。地域自からの創出にかける住民自治にまかせることが得策だと考えます。</p>
	<p>当町においても高齢化という点においては他市町村と変わらず大きな問題であるが、過疎化という点については特に影響はしていません。問26の回答も「集落の存続、定住の継続という観点ではなく、他の目的で実施されている施策で該当するものと回答しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・合併による自治体が拡大するため、小規模集落へのきめ細かな施策が行えなくなる。 ・空屋等の利用に関し細かな施策が展開できなくなる。 	
<p>市町村合併を予定しているが、合併後、山間地域について、支援施策が必要になる可能性はある。</p>	
<p>市町村合併による影響はないと思われる。小規模集落のほとんどが高齢者世帯であるため、近い将来には世帯数が減少し、存続がむずかしい集落が出てくることが予想される。</p>	
<p>当市においては、集落の存続、消滅といった事例はなく、支援策については、公民協働のまちづくりを進め「新しい公共」という考え方の中で、市民力（自助）や地域力（共助）をより充実し、きめ細かな施策を展開していく計画です。合併については白紙となりました。</p>	
<p>市町村合併により、旧市町村単位で行われていた施策が見直されるため、施策の内容によっては集落が消滅してしまう可能性がある。</p>	

関 東	<p>平成 17 年 10 月に合併し、新市が誕生したところです。市内の一部に中山間地域もありますが、存続、消滅等に該当する地域は今のところありません。集落営農化を進める中で、担い手の見込めない農家の取り残しが無いよう配慮して行政対応を考えています。合併したばかりで営農施策は調整し検討中というところです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・旧村部地域の若者人口の減少（市街地（都市部）への人口の流動化が加速）による集落の崩壊。 ・町村によって各種行政サービスが異なるため、統一化による行政サービスの低下。 ・旧村部の高齢化が益々加速してしまう。
	<p>平成 17 年 10 月に合併し、新町となったが、地理的条件や集落の状況などが類似している町村であったため、支援施策の実施における影響は少ない。</p>
	<p>合併するしないにかかわらず、支援の方法について精査する必要はあると考えられるが、合併した場合、サービスの低下はまぬがれないと思われる。住民自治による集落づくりをしていないと、行政負担増となると考えられるため、当町においても地域での活動による環境保全が行われているため、存続していると思う。</p>
	<p>合併に地域（自治体面積）が広がることにより、過疎が進む周辺部はより過疎化に拍車がかかると予想される。集落の消滅への進捗が早まる。</p>
	<p>合併に関らず、高齢化により集落としての活動が困難になると予想される。合併すると今よりも行政サービスが手薄になると予想され、さらに集落の消滅に近づく恐れがあるように感じる。</p>
	<p>市町のような人口の多い所と、小さな村で人口の少ない所とでは、財源の規模が違いため、できる施策が限られてくると考えます。市町村合併の持つ意味は、重要になってくると思います。</p>
	<p>定住を前提としてのサービス提供よりも、安全、効率を優先した施策（冬期間限定の移転住宅整備や集落移転）に重点が置かれるのではないかと。一方、市街地から奥地集落への移転者もあるかもしれない、環境保全、農地保全の面からは合併する、しない、どちらがいいとも言えない。</p>
	<p>村民のボランティアの力によるところが大きい。合併によりそうした活動が更に大きくなるのか、小さくなってしまふのか、不透明である。合併する、しないを住民の理解を十分に得ないと、様々な影響が出ると思われる。当村は当面自立です。</p>
	<p>当町は現在、自立で進んでいますが、新合併特例法期限内の合併に向けて、町民の合意形成を図っているところです。町としての対応は、個人で出来ることは個人で、個人で出来ないことは地域で、地域で出来ないことは行政と共に取り組む「住民協働」を進めています。合併の有無にかかわらず、集落の構成員自らが自分の集落を見つめ、考え、行動することが必要であると思われます。</p>
	<p>合併によって支援施策の縮小も考えられるが、財政状況によっては拡大もあり、何ともいえない。</p>
	<p>周辺部への施策は手薄になると思う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の事務の効率化・スリム化が叫ばれており、集落への労力提供、支援については限界がある。 ・旧市町村を単位とした特色ある支援策を講じるとともに、市域の拡大により、個々ではなく、広い視野での支援策が可能になった。 ・大都市との合併により、都市型の地域ニーズと従来のニーズとの相違点が多い。 ・地域協働の意識を高める施策が必要である。
	<p>H17.7 合併。大都市との合併であり、都市型の地域ニーズと従来のニーズとの相違点が多く、不安感を高めている。地域協働の意識を高める施策が必要と感じる。</p>
	<p>合併により支援施策の見直しが行われるが、集落の存続や定住の継続のためには、支援の継続や拡大が必要となる。本市の合併（17 年 4 月 1 日）の場合、e.g の支援が合併した地域へも拡大された。</p>
	<p>特に小さな集落にとって近隣集落や外部との交流等によって地域の活性化が図られると考えられる。市町村合併によって広域的な連携が図られやすくなると期待される。</p>
	<p>合併する市町村同士の境目に存在する集落については、合併を期に注目され、存続させる気運が高まるのではないかと。</p>
	<p>本市では今現在、集落の存続・定住のための施策とは別に市内 5 地区に市役所の支所が設置されており、行政サービスの点では問題ないと思われます。また、各地区では、集落存続のためとは別に、地域福祉の活動も活発に行われ、その一環として、独居老人のケア等も行われている。しかし、近隣の市町村との合併があるとすれば、どの地区にもこれらの施策が均衡に行われるよう配慮しなければならない。</p>
<p>吸収合併の場合、都市部の中心市・町のやり方に合わせることが多いので、中心地から遠距離にある地域では合併前より支援が減る可能性もあるのではないかと。</p>	
<p>現在合併の話はないが、集落的には消滅する地域はないと思う。</p>	
<p>合併の影響はどうかかわからないが、当町は、首都圏からの流入が割とある。その中でも団塊の世代と言われる方々が最近も多く、集落の存続につながっている原因の 1 つと考える。</p>	

<p>関東</p>	<p>合併の有無...無。合併が有の場合、行政区域が広域化することにより、出張サービス（出張所）は欠かせないものとなる。</p> <p>合併相手先と協議し、現状を最低維持していく</p>
<p>北 陸</p>	<p>合併してから現在において、特別な影響は生じていないと思われる。それぞれの地域の特色を生かした支援が出来れば良いと思うが、今後の課題として検討していきたい。</p> <p>行政の枠組が外れたことにより、より山間部から都市部への流出が懸念される。</p> <p>市町村合併は直接の原因ではないが、新潟県中越地震は山間集落に大きなダメージを与えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後懸念される事項 冬期間の交通確保と除雪水準の維持 合併により、職員が減り、従来の様なサービスは困難となっている。地域の自主自立と協働という考え方を共有するシステムを早急に構築する必要あり。 ・過疎化が加速する。 ・小集落は切り捨てられるように思う。 ・利便性や就業機会を求めて市街地へ移住する。 ・市町村合併の影響より、農協合併に伴う影響が大きい。（支店の統廃合） ・一部の区域で実施されてきた施策が合併全市町村へ展開されていくことが想定される。 ・旧市町村の施策が廃止となる場合もあり、施策の全体的な見直しが図られていく。 ・定住促進を図る住宅、宅地造成を公営で実施していたが、合併により広域的に民間開発との整合性により困難になっている。 ・各種地域行事、イベントの開催にあたり、経費予算、執行体制の維持がむずかしくなっている。 <p>政府は、都市部よりも優遇されている農村部への資金投入を是正するため、あらゆる手段を行使しようとしています。ですが、100人以上の死者をだした今年の大雪など、積雪地域のみならずそのような危険と隣あわせで生活しているのを理解してほしいと思います。積雪地域と雪の降らない地域の生活条件のハンデをもっと詳しく再調査して、行政施策に反映させてほしいと思います。</p> <p>高齢化が進む中山間地域では、集落単位の営農組織の設立が急務であり、行政の支援が必要不可欠である。市町村合併により、生産性の低い小集落への支援ができなくなる懸念がある。（効率のみを追求すると、小集落の存在意義が無くなってしまふ。）</p> <p>市町村合併により、限界集落を含む小規模及び遠隔集落に対するサービス、対応が低下する恐れが大きいため、本町は合併を選択せず、自立の道を選んだものである。特に本町は豪雪地にあり、屋根雪など道路の除雪対応、福祉保健、医療サービスの低下が大きな課題（合併することにより住民がこの事を最も心配し、合併に反対している）限界及び小規模集落については、そこに住む住民が住み続けたいと思っている期間は行政が対応・サービスするのは当然の義務。集落移転等誘導強制すべきではない。本町もS50年代、これを進めて失敗例多々あり。当時に比し、行政サービスは充分可能。コスト主義でなく、幸せ感も含めて住民皆で分かち合うことが必要。</p> <p>集落存続の為の施策は、財政の厳しい今日大きな課題である。効率化や費用対効果等、現状は非常に厳しい。市町村合併により当面の施策は継続されると思うが、長期的には施策の後退は必至と思われる。</p> <p>前回の回答については、旧町で実施していた公営バスのことであるが、合併後も引き続き同サービスは継続されるので当分は影響がない。</p> <p>合併による住民サービスの低下。</p> <p>当市では現在のところ合併予定はありませんが、予想される影響は下記のように考えられます。中心地から離れた集落の声が遠くなり、支援施策が遅れる。これまで表に出ていた市町村名や地域の名前、歴史や文化が埋もれてしまうため、それらへの愛着や支援が薄れる。</p> <p>当市は平成17年2月に合併した。市内の中山間地集落は14集落で、うち高齢化率が40%を超えるのは2集落である。全体的に見て将来的に集落の存続が危まれるのは4集落程あるものの、今後10年間のうちには消滅しないものと予想される。市では合併当初より、これら中山間地域の活性化を図る為、担当課を設置し対策を検討している。具体的な振興策はH18年度より実施の予定である。現在の所、問26のような諸施策は実施していないが、他市町と比べ福祉面では充実しており、今後一層の戸数減少や高齢化となった場合には、何らかの支援策は必要となってくる。今はそうならない為の施策と平地他集落と遜色のない生活水準の確保に努めている。</p>
<p>東 海</p>	<p>広大な市域に集落が点在する状況において、合併により住民の中に地域の一体感が出来ているが、快適で安全な生活を求めて移住する世帯が現れ、弱小な集落・地区の衰退が懸念される。</p> <p>市町村合併により、集落の再編成が施行されたので、小集落が中集落に編成された集落は増えて、小集落の消滅等のスピードは緩くなって来たが、現在残っている小集落は消滅の恐れはある。</p> <p>生活支援の直接の充実</p>

東 海	大きい市に編入した町村の中でも人口の少なく高齢化率の高い集落への行政サービスの低下が懸念される。
	町村の存続が困難なことから、市町村合併に至った経緯から考えれば、存在が危ぶまれる末端集落へのサービス及び投資の拡大は望薄と思われる。また、住民からの期待感も、従前に比較し、小さくなっていると思われる。
	特に具体的な支援施策等はなく、今後周辺地域の人口が市中心部に集中し、集落の消滅が発生するのではないか、心配される。
	編入合併であるため中山間地域は保育園、小・中学校の統廃合を含めますます過疎が進んで行く。
	集落で消滅が危惧される地域はなく、その為の具体的な施策について将来的にも検討の必要は無いと思われる。
	中山間地であるが比較的大都市（大垣市、岐阜市、名古屋市など）と地理的に恵まれているため、特別深刻な状況にはない。独居の高齢者世帯が増えてもいるので、在宅医療などのサービスの充実を図っていかねばと考えている。
	市町村合併後に、小規模の集落への積極的な支援は、国、県等の財政支援がない限り、大変難しいと思われます。これからは、行政は充てにならないため、自治会単位で各種問題に取り組んでいかなければならない。自治会の機能がないレベルの小規模集落の存続は、厳しいと考えます。
	小集落の消滅に拍車がかかり、地域住民の連帯感が希薄になって行く恐れがある。
	本町においても、今後、市町村合併も考えられるが、中山間地域である本町では、見捨てられないよう、特色ある農林業を進めなければならない。
	当村は、人口 3,000 人の小さな村です。村の中には、地域活性化の基盤となる(風物、産物、人物)が揃っており「穏やかで素朴で、温かい村民性」を前面に出し都市との交流を進める事業展開を推進しています。そうした中で第3セクター、農業婦人クラブ、高齢者活動グループの方々がともに共同して地域を盛り上げようとしており、村もその活動を大切に見守り支援して行こうとしています。
	市町村合併により、集落の存続及び定住の継続が著しく後退すると考えられる。
	当地域は、中山間地域で山についた所にも農地が数多くあり、また農地の法面も大きく、管理が非常に大変である。農業者の高齢化が進み、今後、農地の維持管理ができなくなり、耕作放棄地が増加することが予想される。財政面においても厳しく、今後支援の対象を絞っていかざるを得なくなってくる。そのためこういった山についた土地について維持管理の支援ができなくなる恐れがある。
	問 26 は全て実施をしていない。当市は平成 17 年 10 月に合併。旧町としては、特に実施をしていない。
	合併以前に各町で実施していたそれぞれの支援活動が、合併により市全域が対象となるため、より多くの市民に対して支援を行うことができるようになるのではないかと考えます。
小さな町村で編入合併される場合、支所等の職員不足から、サービスの行き届かない地域がでてくる危険性がある。	
近 畿	本市では、集落の存続、定住の継続に対する問題がないため、合併があったとしてもまったく影響はない。
	核家族化、高齢化により山間地の小集落で戸数の減少が進んでいる。通学や医療機関への交通手段の支援が必要とされる。合併の有無でなく地方の財政状況から支援の継続ができるかが問題である。合併が原因とはならないと考える。
	行財政改革が行われている中、末端まで行政支援が行き届くか心配である。
	合併に伴い、各種支援施策について整理・検討が必要となるが、メリット、デメリットを適格に把握し、より効果的な施策とする良い機会になると思われる。又、反対に財政状況等を考慮する中で、支援の縮小・廃止といった、集落存続にとってはマイナスの方向で検討せざるを得なくなる場合も当然考えられる。
	特に小規模自治体においては、支援施策の継続のために、合併による行政の広域化・効率化で財源を確保する必要があるが、一方で合併して施策の対象地域が増加すると、一集落ごとの施策のサービス低下(いわゆる、地域密着型の施策から、広域での画一的な施策への変化)が生じ、施策の実効性と住民満足度が低下してしまうおそれがあると予想する。中心市街地への人の流出も予想され、高齢化の進行とともに、周辺地域においては過疎化に拍車がかかり良好な自然・景観保全等が困難となる。
	「都市近郊の農民」と旧来の「田舎づくりの農村」が合併した為、画一的な取り扱いが難しく「新しいまちづくり」よりも「旧町の絆」が更に強固になり大きな歪みが出る。
	個人に所有権を有する不動産等については行政が指導は出来ても支援は出来ない。(a・b・k)ただし高齢者世帯等サービス業務については行政の支援対策は必要。

近 畿	<p>合併により人口・戸数・面積が大きくなることで、それまで行ってきた、きめ細かいサービスができなくなることが多い。各市町が合併前に行っていた独自の施策について、旧市町分全てを残すのは、財政的に困難であるのは仕方がないが、大半をやめてしまう場合が多く、結果的に施策数が減り、活性化の妨げになっているように思う。</p>
	<p>市町村合併による影響はない。H16年10月合併。</p>
	<p>現在合併を検討中であるが、実際に合併が行われると、本村のような中山間地域は取り残されることが危惧される。</p>
	<p>各集落が点在しているため、合併することによって、行政サービスの低下が予想される。</p>
	<p>合併により財政面でのBack upが困難になる事が予想される。</p>
	<p>村内で最も大きな職場である村役場が合併によって、支所化されると当然人員減が予想される。そうなれば、本県、本村周辺地域の地理的要因から、村を離れていく者(家族)が多く出ると考えられる。そのことによる、地域力の低下、経済効果の低下は計り知れない。</p>
	<p>山間部に対しての諸施策がなくなるものと予想される。</p>
中国四国	<p>一昨年の10月に合併したが隣接する二町間の合併であったため合併による影響はほとんどないと思う。</p>
	<p>本町は、昭和34年の合併により誕生した。いわゆる昭和の大合併である。総面積は県土の約10分の1で、当時としては、中四国の町村では最も広い面積を誇る町となった。しかしながら、そのうち約90%が山林で、耕地は約4%に過ぎず、集落は、川とその支流にそって帯状に伸びる谷間に広く点在することとなり、この地理的条件と町の主産業である農林業の低迷が、今日の過疎高齢化の要因となっている。このたびの市町村合併にかかる町民の意識調査でも、こうした同じような条件下にある近隣町村との合併には否定的な意見が多く、単独自立の道を選択するに至った。地方交付税の削減などにより、町の財政状況は逼迫しているものの、高齢化が43.2%で、78集落(農林業センサスの集落区分による)のうち、38集落が高齢化率50%を超えるという本町の高齢者対策、医療福祉対策は、わが国の20年先のモデルとなるであろう。また、集落の存続、安住の継続関連施策としては、空き家情報の全国発信、休耕地の農園化による有効利用とコミュニティ組織の再編と行政依存体質からの自立を目的とするまちづくり協議会の設立を計画中である。</p>
	<p>合併したことで町の厳しい財政状況も周知でき、「自分たちの地域は自分たちの手で」という気運が高まりつつあり、将来的には集落単位の活動からより大きな自治区を単位とした活動で中心となってくるものと考えられる。</p>
	<p>町内4ヶ所に交流センターを設置。また、職員の地域担当制の実施などにより、サービスの低下を招かないように取り組んでいる。小集落での活動の限界もあることから、数集落(自治会)をまとめた連合自治会を設立しており、地域コミュニティの活性化を図っている。しかしながら、少子高齢化が急速に進んでおり、「人」でカバーできる対策にも限界が生じることが予想される。単独では困難と考え、合併をしたが、このまま交付税が減少していくと、集落の消滅どころではなく、子供がいなくなり、高齢者だけの町になり、やがては町そのものの存在さえ危ぶまれる。過疎地域に対して、国レベルでの対策が早急に必要です。</p>
	<p>本町は合併をしているが、集落の存続等への影響は少ないと思う。</p>
	<p>本村は、諸般の事由により合併を選択せず、単独を選んだ村です。本年度の国調人口では、前回(12年度)調査時の人口から僅かですが増加(7名)しました。本村は、交通の便も悪く、これといった産業もありません。又、過疎地で本村全体の平均高齢化率も約40.05%となっておりますが、地域住民の郷里に対する思いや出郷者の郷土愛も強いことが、我々行政サイドの支えとなっております。確かに、三位一体の改革、地方交付税の削減による村財政への影響は大きいですが、住民と手をとりあい、定住等の施策を今後とも実施し、地域の振興・活力を生むよう努めたいと考えています。</p>
	<p>合併によりこまかなサービスは実施しにくくなり、施策としては衰退していくとおもわれる。</p>
	<p>過疎地域については、高齢化も進みだんだんと不便の影響を受けると思います。</p>
	<p>合併はしておりません。高齢化はますます進み、集落の機能低下は避けられない状況と 생각합니다。消滅まではいかないと考えますが...</p>
	<p>平成16年11月に合併し、現在総合計画の一部の基本構想を策定中です。その中に重点的に取り組むべき課題として「定住・交流促進対策」として位置づけ今後の定住対策に積極的に取り組んでいきたい。</p>

中国四国	<p>旧町では、市町村合併後、人口規模の大きい旧市の支援体制へと変わってきているが、地域集落に対する支援施策等については、サービス及び支援の低下とならないように努めている。また、旧市としても、市町村合併により人口規模及び範囲が広がったため、サービス及び支援の低下へと繋がらないように努めている。</p>
	<p>当市におきましては、市町村合併をしておりませんので。生じた影響はわかりませんが、予想として合併による他市町村との調整並びに財政面からこれまで実施してきた事業の見直し、縮小が予想される。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法制度下では、集落の存続、定住の継続に対する支援施策の実施に対する市町村合併の影響は、少なからず悪影響を及ぼすことは間違いないと思われます。 ・高齢・過疎による集落機能低下等を引き起こし、貴重な国土の自然環境や資源が失われようとしています。これまでのような一律の行財政改革では、一層深刻な状況を招くことになるのは顕著であります。差別化社会になっても限界集落再生のため、高齢・過疎地における様々な規制を完全撤廃し、地域住民が真に安心して暮らせる制度の創設を望みます。（各種サービスの差別化、規制の差別化等）
	<p>本町は、今年の3月に合併する。その中でも山間部に位置する本町は、人口比率から鑑みて今後10年以上先については集落の存続等の見込みは難しい状況である。</p>
	<p>耕作放棄地の発生防止対策等について、きめ細かな対応が困動となるのではないかと。</p>
	<p>市町村合併はしていないが、合併しても支援施策への影響はないことを望む。</p>
	<p>合併前は、18集落に各1名ずつ農業委員がいて、地域農業のリーダーとして、活動していましたが、合併後は旧町地域で1名となった。1名では、全域管理、活動は無理であると思われる。したがって、耕作放棄地が増えると思われる。</p>
	<p>H18.3に隣町と合併する。このため、町内2ヶ所に支所を新たに設置する。</p>
	<p>合併により住民サービスの低下がより一層進み、高齢者に対して住みにくい地域が増加すると思う。</p>
	<p>本町においても将来消滅する虞のある集落（1集落）が存在するが、現在の状況から今後10年以内には大丈夫だと思うが、今回の合併により山間地等の僻地に在る集落には、今以上に厳しい状況に置かれることが危惧される。</p>
	<p>市政施行50余年を経過し、人は自然減や少子高齢化が、市街地周辺の集落でも顕著に表われている。定住については、基幹産業である農業、漁業の厳しい環境による後継者の減少や雇用問題等に起因するものが大である。市町村合併については、周辺自治体と合併協議を行ってきたが、合併に至っていない状況にある。合併が成立すれば、きめ細かい支援施策に限界も予想される。集落の人口減や高齢化も進み、消滅に至らないが「限界集落」的な集落が予想され懸念され、施策を検討する必要がある。</p>
	<p>本村は地理的に他町村から離れており、合併の一つの問題となっている。住民アンケートにより、平成15年1月に自立宣言を行った。合併した場合、本村の中心部から離れている集落は、今以上に消滅する速度が速まると思われる。</p>
	<p>市町村合併をすすめることにより、役場から遠くの集落は利便性等のうえからも、ますます消滅に追い込まれるのではないかと。</p>
	<p>合併したとしても、これまで以上によりよい行政サービスを集落の皆様様に提供できるものと思います（3月から合併して新市となります）。</p>
	<p>合併により、本庁が遠くなり、山間の集落の方はさらに不便になると思われる。</p>
	<p>旧町では目立った問題でなかったが、合併後対象集落が増大し、今後市町村全域対象で検討すべき。</p>
<p>旧村（地域）は、一層高齢化の進行が予想されるが、町単独のサービスについては、費用対効果、財政難等により、新たな実施は見込めない。そして今後の見通しとしては、地方分権時代に即した、住民自らが施策を興こしていかないと、行政サービスは望めないと思う。住民の意識改革が必要と思う。</p>	
<p>当町は、平成17年8月に合併して誕生した。合併により、人口、職員数とも約3倍に増加した。今後は各地域に職員を配置し、担当職員を通じた行政サービスを行うといったことも検討していかなければならない。その際には、サービスの低下を防ぎ、地域住民が生きがいをもって生活でき、こまかいニーズに対応できるシステムが必要である。</p>	
<p>H18.3に合併して新町となります。60世帯で高齢化率48.9%の集落があります。漁村ですが（中心地から約15k離れている）高齢者で大敷網を共同組合で行い元気で、これからは観光漁業で広く村外から人を呼びたいと計画をすすめています。</p>	

<p>中国四国</p>	<p>数十年ぶりと言う寒さで、雪の降る地方では大きな雪害に遭い、生活が立ち行かなくなっています。一言でくれば雪下ろしのできる若者不在が原因ということですが、このことは何も雪国に限られることではなく、私達の県でも言える事だと思います。このことは集落に若者がいないという事は集落の存続は望めないという事を表しているのではないのでしょうか。市町村合併が可能となれば、予算が一時的には潤うかもしれませんが、現在こうした状況にある集落を存続させる支援まではできるはずもなく、集落が自然消滅していくのは仕方のない現実でしょう。</p> <p>中央部への施策集中、合併時の特別への集中等、人口・農地が少ない集落とは関係の少ない施策が優先されることが考えられ、費用負担が大きい支援策の実施より困難となることが予想される。また、事業・働き口の減少による過疎化、高齢化のより一層の進行も避けられないであろう。</p> <p>小規模な自治体ゆえに集落の隅々が容易に見ることができるが、合併等により組織が大きくなると、端々の集落は大きな負担となりかねないと思われる。</p>
<p>九州</p>	<p>存続が危うい集落を支援するには、インフラ整備をはじめ多額の予算を必要とするため、合併の障害となり得る。</p> <p>合併後の面積増加等に伴い、中心街への行政施策の集中がさけられないのではないかとと思う。</p> <p>国、県、市町村の財政状況から鑑みれば、市町村合併は止むを得ないことであり、当町においても、近隣市への編入合併の方向で現在調整を行っています。市町村合併後において、旧町村の山間地に対する政策的、財政的支援は、当然現状より薄れていくことは確実であり、集落の存続や定住の継続は厳しいものと予想されます。</p> <p>合併により、行政区域が広がることで、行政サービスの低下が考えられる。また現在実施している諸施策の継続も困難になってくる。(合併した両地区への公平性等の理由から)</p> <p>財政難の自治体においては国の補助事業に頼るしかなく(近年、三位一体化の影響で厳しくなっているが)、国・県等が行っている施策(補助事業等)においては、投資効果・経済効果を考慮し、事業採択されているが、中山間地域においては、これらの採択要件で補助事業を申請しても補助採択が困難(中山間地域を特定した補助事業はあるが採択要件等あり)である。しかしながらその地域の住民の生活維持の為には行政としては単独事業で投資(執行)しなければならないが、財政的な観点から事業投資できない可能性がある。また合併に伴う特例債を活用しても、合併に伴うものしか適用できない(採択要件)、以上から財政難の中山間地域等を含む自治体にとっては地域振興の衰退の可能性(地理条件により、集落の削減)がある。これらを克服するには、交通網(幹線道路)の整備が絶対条件であり(交通網の整備されていない地域は過疎化が急激に進むと考えられる)、その地域の自然環境・地理的条件・地域性を利用し地域振興を促さなければならない。当地域については、交通網(県道・町道・農道)の整備として、行き止まりの幹線道路を解消することにより自然を活かした観光的な面にも活用でき(補助事業の対象となる可能性があり)また隣接自治体との交流ができ地域が活性化する可能性がある。これらの道路を核としてハード・ソフト事業(補助事業の採択要件の緩和を求めて)を行うことにより、中山間地域等独自の自然環境を活かした交流事業の活性化(交通網の発展により都市から現地までの時間的ロスがなくなる等)が予測される。このような住みやすい地域(生活面・環境面・教育面・社会教育面の良い地域)になれば、この地域以外からも居住(定住)することが可能となり、小子高齢化の問題も多少なりとも解消し、かつ地域の発展、さらには文化・芸能の継承になりうるのではないかと。</p> <p>合併当初は旧自治体の支援策を実施していけるが、年を経るとどう施策が変わるかが不安である。現在はまだまだ相互扶助の精神が残っており、集落の維持にも生かされているが、10年後は自治体の対応が必要になる集落が増加するものと思われる。新自治体がこれらを理解し、どう対応していくかで影響は異なってくると思う。</p> <p>財源抑制の為、過疎地域への支援等が縮小されることが心配。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年1月に合併したが、問26中「f. 弁当宅配サービス」については合併前の旧2町の制度のまま新市に事業が引き継がれており、早い時期での制度の統一が必要であるが、配食回数や費用の個人負担額等の違いをどのように調整するか、又は高サービスに合わせた場合の個人負担額・行政負担額の増嵩などが課題となる。 ・合併した2町の各行政区(集落)については、1行政区の規模が異なり、少世帯数、少人口行政区(集落)の取り扱いについては、隣接行政区(集落)との合併、統合等の検討が必要となっている。 <p>こころばらしくは、集落が消滅する要因はない、と思われる。</p> <p>国・県の意向によりコスト削減重視の傾向が強くなり、切り捨てへとつながる懸念がある。</p> <p>支援施策の一部を委託事業により実施しているが、財政難による事業縮小が検討されつつある。</p>

九 州	<ul style="list-style-type: none"> ・現在まで支援施策は行ったことがない。 ・高齢化対策としては、集落の存続の意味合いではなく、福祉サービスとして高齢世帯を対象とした配食サービス等を行っている。 ・行政区の境界にある集落については、上下水道等のインフラの相互利用が可能となるため、行政サービスの向上が期待される。(但し、山間部にある消滅が予想される集落については、期待できないかも?) ・消滅が予想される集落には現在、支援施策等を行っていないため、市町村合併は影響しないと考える。
	<p>吸収された自治体の地理的・地形的条件の悪い集落は、人口減少、高齢化が一気に進行し、農地や関係施設(農道・水路)の保全さえままならない状態になるのではないかと懸念される。(合併により、行政機能が移転した旧自治体内では)行政も「公平・公正・中立」とはいうものの、効率性が優先する現状では、末端集落の意見を十分に汲取り反映するということができにくくなり、ひいては、集落の衰退、消滅へと流れがむかうのではないかと危惧する。</p>
	<p>本町は今だ合併していない。現在合併推進に向けて行財政のスリム化を図っている。このため予算縮減に伴うサービス低下が懸念される。</p>
	<p>合併後、中心から遠い地区については、集落の無人化が増えることが予想され、無人化集落の隣接地区の人口減少が加速すると思われるが、その時は自治体の予算等で十分な支援措置が出来ずに人口が中心部に集まり外側は荒廃する地区が多くなると思います。</p>
	<p>合併により、旧町独自の施策が合併の大きい旧町に合わせられ、合理化されていく傾向にある。同規模の町村合併なら問題が少なかったかも知れないが、格差がある以上、大きな旧町が主導権を握り、小さな旧町が取り組んでいた集落存続、定住施策は軽視される傾向にある。また、財政的にも効率を求められ、買物、病院行きバス運行も本数を大幅に減らされ、集落道草切り助成も減らされている。逆に、集落存続、定住施策、金がかかることもあり、財政削減のターゲットになりやすい。国・県の財政支援が欲しい。</p>
	<p>平成 17 年 2 月に合併して 1 年位になりますが、現在、集落の代表者と町議員とで、自治振興区について会議を行っています。特に集落の統合について話し合っていますが、財産等の問題があり難しいようです。</p>
	<p>市町村合併を行うと周辺集落の消滅は更に進展し、中心部への人口集中が進むと思う。結果、若者の流出、高齢化、産業の衰退、人口減少、集落の消滅、国土の荒廃等へとつながる。</p>
	<p>本村は市町村合併の影響より、ダム建設に伴う影響が大きい。</p>
	<p>市町村合併に伴い人口の減少は考えられる。町民が 1 つにまとまり地域活性化のために町づくり自治組織を確立させ町おこしを行い、地域住民が安心して暮らせる町を目指すことが大切だと思われる。</p>
	<p>合併前の旧町村には世帯数 10 戸未満の集落があったが合併により集落を統合し自治会を再編成した。このため消滅する自治会はないと思われるが、自治会内の小さな集落によっては今後消滅の可能性が生じると思われる。各種支援施策計画策定に際し、集落の統合や他集落への編入を考慮しなければならない。</p>
	<p>合併により過疎地域などが広域となり、旧市町村で実施できた事が広域では財政平等性の面から困難となった。</p>
	<p>平成 18 年 3 月に合併する。当村の人口 2 千人余(平成 17 年国勢調査)で高齢化率 33%であり、2025 年には人口 1,018 人で高齢化率 56.9%になると予想しています。(20 年後は約半数です。)合併により人口動態は中心部へ移動することはさげられないと考えています。若者の定住住宅の建設、少子化対策、雇用対策というりと支援施策の実施をしまいましたが、過疎化現象には歯止めがかからない状況にあります。市町村合併により、新対策が計画され、いい方向へ進んでいくことを期待しているところです。</p>
	<p>高齢化・過疎化が加速的に進行する中で、住民の福祉向上のため住民と行政との対話を基本とした住民のニーズにあった的確な住民サービスの提供や各施策が行われているのが現状です。合併となったときは、行政区が広範囲になることから行政との対話の機会も最小限度に抑えられ、突発的かつ緊急時の即応性の問題や適時的確な住民サービスの提供や支援が行えなくなることを危惧しております。</p>
	<p>インフラの整備が中心部に偏り、山間部がさらに廃れる。山間部の切り捨てになる。現在の定住施策が仮に合併した場合に残るかどうかは全くわからない。今の町で対応できている住民サービスが、合併により行き届かなくなる可能性有り、孤立するのではないかと推測される。前に合併議論があった時、山間部の住民は、行政側の説明・効果に一樣に不安を抱いたまま事の流を見守っていた。</p>
	<p>支援施策については、合併したらしたで行政区域が広がる訳であり、支援対策が強化されるとは思わない。特に中心部から離れた集落については、合併は不利になるのではないだろうか。</p>
<p>合併しないため、特に考えられないが今後の各集落の状況を見ながら諸施策(上記のような)を検討すべきであると考えます。</p>	
<p>本市においては「定住住宅取得補助」及び「新幹線通勤定期購入補助金」を実施して、定住促進を推進している。</p>	

九州	基本的には合併後においても住民に対するサービス水準は落とさないこととしているが、現実的には、町の財政状況により、施策によっては見直しもありえる。
	市町村合併を行って影響が出るとは限らないが、今後の高齢化社会を見据えて、なんらかの施策の実施が必要であると考えられる。
	集落の統合、合併を促しているが、集落財産等の問題から進んでいない。
	本村自体は、合併はしない方向へと進みましたが、合併をすることによって、広域的な行政が自ずと期待されますが、範囲が広くなることによって、旧村や末端部分の集落が衰退していかぬよう努力していく必要があると思います。また、末端集落に対しても、変わらぬ行政サービスがゆき届くように、多方向から支援体制を築いていく必要があると思います。それは、生活基盤自体をサポートするハード面や、集落民（市町村民）の内面（福利厚生）をサポートするソフト面も支援していかなければいけないと思います。最後に、元々その集落が持っている特長（第1、2、3次産業）をより伸ばしていく施策をとることにより、集落の活性化が進むと思います。その集落の長所を伸ばす方向が一番の施策ではないでしょうか。
沖縄	市町村合併については、現在、近隣町村と協議中です。集落の存続・消滅等に関する想定は現在のところありません。
	市町村合併により、集落が増加するにあたって、多少ではあるが、支援施策が手薄になると予想されます。
	もともと国境の島であり、1島1町からなりたっている。財政面以外は合併の影響はないです。

限界集落における集落機能の実態等に関する調査報告書

- 平成 17 年度農林水産省農村振興局委託 -

編集・発行 財団法人 農村開発企画委員会

〒104-0033 東京都中央区新川 2 - 6 - 16 馬事畜産会館 5 階

tel.03-3297-5541 (代表) fax.03-3297-5543

E-mail noukai@rdpc.or.jp HP URL <http://www.rdpc.or.jp>

平成 18 年 3 月発行

March,2006



Rural Development Planning Commission